

令和4年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月6日（火曜日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
開 会 （午前 9時00分）	6
○開会の宣告	6
○町長挨拶	6
○諸般の報告	12
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	13
○同意第 4号 板倉町教育委員会教育長の任命について	13
○承認第 8号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第6号））	14
○承認第 9号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第7号））	14
○議案第31号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	16
○議案第32号 板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定について	19
○議案第33号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	23
○議案第34号 板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例及び板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例について	24
○議案第35号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	25
○議案第36号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	25
○議案第37号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	25

○議案第 3 8 号	板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について	2 7
○議案第 3 9 号	板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例について	2 8
○議案第 4 0 号	板倉町税条例等の一部を改正する条例について	2 9
○議案第 4 1 号	板倉町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について	3 0
○議案第 4 2 号	板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	3 1
○議案第 4 3 号	工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（西岡地区））	3 2
○議案第 4 4 号	工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（海老瀬地区））	3 2
○議案第 4 5 号	財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（西岡地区））	3 7
○議案第 4 6 号	財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（海老瀬地区））	3 7
○議案第 4 7 号	板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等の指定管理者の指定について	4 2
○議案第 4 8 号	令和 4 年度板倉町一般会計補正予算（第 8 号）について	4 3
○議案第 4 9 号	令和 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	4 3
○議案第 5 0 号	令和 4 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	4 3
○議案第 5 1 号	令和 4 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	4 3
○発議第 1 号	板倉町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	4 5
○散会の宣告		4 6
散 会	（午後 0 時 0 3 分）	4 6

第 2 日 1 2 月 7 日（水曜日）

○議事日程	4 7
○本日の会議に付した事件	4 7
○出席議員	4 7
○欠席議員	4 7
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 7
○職務のため出席した者の職氏名	4 8
開 議	（午前 9 時 0 0 分） 4 9
○開議の宣告	4 9
○諸般の報告	4 9

○一般質問	4 9
森 田 義 昭 議員	4 9
本 間 清 議員	5 8
青 木 秀 夫 議員	7 1
針ヶ谷 稔 也 議員	8 5
小 林 武 雄 議員	9 9
○議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について	1 1 3
○議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	1 1 3
○議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	1 1 3
○議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	1 1 3
○散会の宣告	1 1 4
散 会 （午後 3時35分）	1 1 4

第4日 12月9日（金曜日）

○議事日程	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○欠席議員	1 1 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 6
開 議 （午前 9時00分）	1 1 7
○開議の宣告	1 1 7
○閉会中の継続調査、審査について	1 1 7
○町長挨拶	1 1 7
○閉会の宣告	1 2 2
閉 会 （午前 9時29分）	1 2 2

板倉町告示第 1 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定により、令和 4 年第 4 回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 令和 4 年 1 2 月 6 日

2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（11名）

2 番	亀	井	伝	吉	議員	3 番	森	田	義	昭	議員
4 番	本	間		清	議員	5 番	小	林	武	雄	議員
6 番	針	ヶ	谷	稔	議員	7 番	荒	井	英	世	議員
8 番	延	山	宗	一	議員	9 番	黒	野	一	郎	議員
10 番	青	木	秀	夫	議員	11 番	市	川	初	江	議員
12 番	今	村	好	市	議員						

○ 不応招議員（1名）

1 番	小	野	田	富	康	議員
-----	---	---	---	---	---	----

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和４年第４回板倉町議会定例会

議事日程（第１号）

令和４年１２月６日（火）午前９時開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 同意第 ４号 板倉町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 ４ 承認第 ８号 専決処分事項の承認について（令和４年度板倉町一般会計補正予算（第６号））
- 日程第 ５ 承認第 ９号 専決処分事項の承認について（令和４年度板倉町一般会計補正予算（第７号））
- 日程第 ６ 議案第３１号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 ７ 議案第３２号 板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 ８ 議案第３３号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 ９ 議案第３４号 板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例及び板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第１０ 議案第３５号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１１ 議案第３６号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第１２ 議案第３７号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１３ 議案第３８号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１４ 議案第３９号 板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１５ 議案第４０号 板倉町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第１６ 議案第４１号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第１７ 議案第４２号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１８ 議案第４３号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（西岡地区））
- 日程第１９ 議案第４４号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（海老瀬地区））
- 日程第２０ 議案第４５号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（西岡地区））
- 日程第２１ 議案第４６号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（海老瀬地区））

日程第 2 2	議案第 4 7 号	板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等の指定管理者の指定について
日程第 2 3	議案第 4 8 号	令和 4 年度板倉町一般会計補正予算（第 8 号）について
日程第 2 4	議案第 4 9 号	令和 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 5	議案第 5 0 号	令和 4 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 6	議案第 5 1 号	令和 4 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 7	発議第 1 号	板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

2 番	亀 井 伝 吉	議員	3 番	森 田 義 昭	議員
4 番	本 間 清	議員	5 番	小 林 武 雄	議員
6 番	針 ケ 谷 稔 也	議員	7 番	荒 井 英 世	議員
8 番	延 山 宗 一	議員	9 番	黒 野 一 郎	議員
10 番	青 木 秀 夫	議員	11 番	市 川 初 江	議員
12 番	今 村 好 市	議員			

○欠席議員（1名）

1 番	小 野 田 富 康	議員
-----	-----------	----

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企画財政課長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健康介護課長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長
丸 山 英 幸 会 計 管 理 者

小	林	桂	樹	教 育 委 員 会 長
橋	本	貴	弘	農 業 委 員 会 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第119号をもって招集されました令和4年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありましたので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま議長からご紹介をいただきました。いつものことですが、私的に次の定例会まで前回から3か月ということの期間をおおむね自分なりに世界情勢も含めて把握をしということも含めて、自分の考え方をそれに対してまず述べるということから毎回ご挨拶もお願いをさせていただいているところがあります。そんなことで、いつものパターンではありますが、ちょっとの間お聞きをいただければと思います。また、認識が一致しているかどうかは全く個人的町長としての見解でありますから、異論があった場合にはまた後ほど、あるいはいろんな機会を捉まえて論戦の材料としていただいてももらっても結構でございます。

本日は、令和4年12月定例会を招集をさせていただきましたが、議員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。また、ただいまは二、三日前も一緒でしたが、小野田議員が身内にコロナの陽性者が出たということから、接触者に今なっているというようなことで、今日は出勤を自粛なされたという報告はありましたが、今はまさに誰がどこの状況にいても、自分が気づかぬうちに感染しているということもありますので、やむを得ないということと、異常を感じたら休ませていただくというのがよろしいのかなという感じがいたしまして、適切な対応というふうに感じております。

さて、ご承知のように、ロシアの侵略によるウクライナ戦争、特別軍事作戦の名目で短期終結を目指したわけではありますが、その思惑が外れ、10か月を経過した今日もウクライナ側の反撃と、それを支援する我が西側陣営やNATO諸国と対峙した形で、その戦いが続いております。エネルギーや原材料資源、そして小麦等々も含めた食料も戦略的な手段として使われているということから、円安等々も日本においては同時進行しているわけではありますが、それにそういった世界的要因が加わって、物価高が全世界的に広がって、政治問題になっているということをご承知のとおりであります。人々の生命や冬に向かう現状の人道上の生活確保の見地からすれば、これは世界中の人民からすれば、直接関係のない世界の人民に対して、そういったことで大きなマイナスの影響を与えているそのものもロシアの犯罪的行為であるとの強い声明が国連からも出されたようでもあります。

この先、来春までの両者の戦いは、そのいかににより、春までには決着をするのではないかとの見方もあるようですし、厳寒期の中で電源の半分以上を失っていると言われるウクライナの人々の何百万人単位の命の危険も同じくさらされているというようなことから、対ウクライナに対しては核以上のいわゆる電源を狙った攻撃が戦争犯罪であるとのウクライナ、ゼレンスキー大統領の声明も同じく全世界的には理解を受けて

いるところでもあります。

もちろん、これに対して幾つかの国々は、同じ考えは持っておらないということも事実であるようであります。残虐行為を正当化する戦争犯罪に強く抗議すべきは当然であります。ウクライナに対し強い支持と支援をすべきであり、さらに力による侵略に対する負けられない戦いとして、日本国民にも首相はさらにもっと実態あるいは実情と国の考え方を理解を求めるべきだと思います。このことは、ご承知のように日本の置かれた隣国環境から日本自身の身を守る手段でもあり、この先の思わぬウクライナの敗北でもあったとしたら、それはまさにこの先の日本外交の行方に大きく力に負ける可能性があるということも含め、暗雲が漂うわけでありまして、そういう意味で国民の意識に対してしっかりと呼びかけるといふ、そういう時期にも来ているのかなという感じがいたします。

3年を経過するコロナ禍の中で、世界の多数の国はウィズコロナを選択し、経済の復活と人間的行動の尊重を中心に、免疫とワクチン接種、重症化の回避、そして基本的な感染防止対応で乗り切ろうとこの状況をしております。しかしながら、中国を含む一部の国々がゼロコロナを進めている中で、非常に厳しい警戒措置と強い外出禁止等々の人権無視の接触禁止措置を政策として実行しておるわけでありまして、さすがの共産圏の中にいる人民も、このところ不満が爆発状況とのニュースも流れておるわけであります。

日本国においても、ワクチン接種回数4回、5回あるいはこの先もという、そういった接種の回数あるいは飲み薬も果たして1割か2割程度きり効かないというような前触れも聞いておりますし、そういった開発の問題、それから医学的対応も支離滅裂というようなことも言われておりますし、そういう意味で、いずれもその効果や分析等々も含め難しさは理解をいたしますが、不透明感があり、不信、不安あるいは不満がそろそろ日本もどうなっているのだということも含めて出始める時期に差しかかっているのではないかというふうに感じるところもございます。

あわせて、経済復活、景気刺激の各給付事業も含め、ばらまき型のコロナ対策の先行き展望と出口対策、いわゆる財政政策のそういった意味での不透明感から、同じく現状に対するこれでいいのかと、何十兆円という補正予算を組み、場当たり的にしていく中で、財政的な面からも全く問題はないのかというような学識者の中でも批判や疑問が相対しているような状況も出始めておりまして、人道的あるいは政策的、医学的、財政的に4方からのコロナ対策にそろそろ我慢の限度も現れるようなところまで来ているような感がするわけでありまして、この先の出口戦略、これも出口策に向かって国民の関心もさらに強まっていくのではないかという感じがいたします。

第8波の行方とその後の新しい展開に期待しながら、さりとて適切な基本的防御策といえますか、3密も含めた、そういった問題程度きり我々が行うこともなかなかありませんので、そういったものに十分気遣いながら、コロナ前の状況に向けて経済や社会の活性化が戻っていくように、そして医学的にどういう対応がこの先なされていくのかということも横目で見ながら、最大限に努めてまいりたいというふうに思っています。

国内も政治的に安倍氏の国葬問題、あわせて統一教会問題あるいは3閣僚の不誠実な資質の問題による更迭騒動が現在ございました。それでもなお終わらずに、続く2人ないし3人の閣僚あるいは政務官の更迭問題も含めて、岸田首相の期待外れとも言える本人の説明責任に任せるの一点張りの答弁、判断ができるのか、できないのか、遅かりし決断とか、内閣支持率の低下とともに、マスコミ論調の主流テーマとなっております。

して、政治不信の払拭どころか、信頼自体がだんだん大きく揺らいで、危険水域に入っているということは、同じ我々は末端の政治を担う私どもにとりまして、非常に困惑する問題であり、もう少し世の中は「信無くば立たず」ということわざがあるように、気を引き締めて判断も諸問題に対する応える姿勢も国民にしっかり分かるように表明していただかないと、それについてこの間の世界に胸を張って言い張った日本のオリンピックは非常に効率的に小さく、財政を大事に行うなどといった、あるいは日本の地震、東日本大震災の問題による原発の汚染の問題は、もう水面下で完全に鎮静化しているというようなことも世界に大々的に言っておきながら、まさに全くその逆の実態を国民の隅まで実態を把握できるような状況にまで現在至っているわけでありまして、その一端がオリンピックの大きな汚職の問題も含め、政治への信頼も国民から失われ、地に落ちてしまうのではないかと、まじめに働き、信頼して一生懸命という、そういった姿勢は果たして日本の中核あるいは政治家、何を考えているのだろうという、どうなっているのだろうというようなことも含め、地に落ちてしまうのではないかと心配もいよいよ現実的に政治不信になってくるのではないかとということも含め、心配をされるところであります。

安倍政権以来、これは私はそう思っているのです。安倍政権以来、与党が安定多数を取ってからの政治運営に民主主義を危うくするような政治手法が多くなり、独断、密室、議論なしの決定が目立ち、いささか心配の感があるのは、私はそう思っておりますが、果たして皆さんはどう考えているのだろうというふうには考えているところであります。

判明している統一教会問題、マインドコントロールによる高額の寄附問題だけ、それによるいわゆる安倍首相の暗殺までつながったというようなことも含めて、そんなものかなと思っておりましたら、さらに養子縁組や親が2世、3世の結婚まで信者として左右しているというような問題、子々孫々までに影響する問題もあるとか、ないとか、真実の根の深さを感じているところであります。また、それをマスコミばかりが騒いで、政治家が関連した政治家や、あるいはそれを追及しようとする姿勢が与党そのものに全くないというようなことも感じるたびに、非常に大変なことだなということも考えますし、また日本はおろか世界の人類の父と母が韓国の教祖であると、その統一教会の教義の中心にそれがあるわけでありまして、日本の総理大臣以下全てが世界の我々の父と母は、韓国のあのおじいちゃんとおばあちゃんだと、日本の政治の中核あるいは大多数、政権も含めて、見ようによっては、売国奴政権化しているみたいなふうにも見える、乗っ取られているような、そんな議論そのものも起こっているわけでありまして、まさに議論以前の開いた口が塞がらない状況というふうにも私はマスコミ等を見るとそんなふうに感じることもあります。

真実は我々にはしかと分からないところもありますので、しっかりと与野党が、それはもっと言えば、与野党を動かすのは我々町民、国民であるということも含め、与野党が党利党略を超えてしっかりこういった問題に対処してもらわないと、とんでもない状況に入っているのかもしれないなどというドラマみたいなものがもしかしたら水面下で流れているかもしれないなんていう問題まで、毎日毎日ユーチューブ等でも流されているわけでありまして、大変なことでもあろうかと思いますので、これらもやはり一角の長としてしっかりと見極めていかななくてはならないというふうと考えております。

円安がじわじわと続き、ウクライナ問題からエネルギー、食料、原材料の供給不足も加わり、今年後半から物価上昇が続いております。その筋の見方でも、ウクライナ戦争の決着が見られるであろう来春、夏頃までこの高騰機運は続くとか、円・ドル格差が落ち着くまで二、三年はかかるだろうとか、上昇は一定の時期

までにしても、その機運は二、三年を超えてさらに長期にわたるなどと、私の家族にも金融筋が2人いますが、どの新聞を見ても金融筋の見方は、今の状況に対して様々ではありますが、物価上昇機運については否定は全くしておりません。それに対して賃金が上がらないといういわゆる自立経済の落ち込みがどこまでになるのか、日本銀行としての役目はどうなってしまったのか、失敗も成功も認めない。ただ、ふんぞり返ってインタビューに答える日銀総裁の姿は皆さんの目にはどのように映っているのでしょうか。そういったことも含めて世界情勢を見ながら、長期にわたって続く今の金融緩和策から脱却していくのか、賃金と物価上昇格差、そういったものをどう埋めていくのか。黒田日銀総裁の任期はもう僅かでありますから、その後変わり目を一つの線としてどのように変化していくのかを注視をしていきたいというふうに思っております。

ここに来て、物価の高騰に30年以上上がらない国民の賃金あるいはずっと低下し続けている世界第2位、第3位の経済大国日本が30位前後まで下がっているという、そういうお話、経済のそういった状況の中、さらにいわゆる国民の今申し上げた格差が広がり、沈み続ける危機感に日本の政治の責任を与党はどう果たしていくのか、あるいは野党が幾ら攻撃しても変わらないとすれば、我々国民、それは国民のせいであるということにもなるわけでありまして、この30年間の反省を政権の本質をしっかりと見極めていくべきでもありませんし、我々の在り方もしっかりとやはり自ら見つめ直していかないと、名ばかりの民主国家あるいは名ばかりの世界の先進国、気づいてみたらこんな状況かというような状況になりつつあるという認識は数字上、データ上からいくとやや事実になってきておりますということもあるようでありますので、これらもしっかりと勉強していかなくてはならないのだろうと思います。

町の災害対策に触れますが、今年の災害シーズンも当地域への台風直撃も線状降水帯も幸い発生することなく、無難に通過できたことにほっといたしております。板倉町はついこの間、板倉町は何十年も前から低地であることは承知していたはず。ここに来て急に騒いでいる感がするが、一体この何十年かは何をやってきたのかという素朴な疑問をぶつけられました。それは一般の町民の声かもしれません。町全体をちょっとジャッキでちょっと、ジャッキの何百個かかけて一気に上げれば上げられるということであれば簡単であります。漫画的なことはできません。堤防をとてつもなく高くして、理論的には強固なものにすることによって、低くても町を守るということは論理的に可能かもしれませんが、国の了解がなければ全くできませんということは既にお分りのことであろうと思います。分かっていないのは町民だけということになってしまいかどうか分かりませんが、それを一生懸命説明をしながら、今やっているのはなぜこういうことをやっているかということを一生涯懸命叫び、説明し、実践をしているのが今の現状であります。

町ができることは、ここ10年における地球的環境変化を、いわゆる温暖化による激甚災害の数の増加、全体的な。あるいは質量の大型化に対する備えに沿った国の指針は国でつくるわけでありまして、その指針に沿った形でできる強化を実現せよということで、予算に応じて国もそういった関係についての予算づけも多少あるわけありますので、各自治体そういった形で取り組んでいるわけでありまして、また我が町のように、4億円、5億円を町独自の予算事業として展開し、その中にも半分以上国のお金が入っているわけですが、そういう意味で国の1,000年に1度の想像を絶する大水害に備えよとの国の大号令の下、できることから取り組んでいるのですよという説明しか今できないところであります。

一人の命も失わないためにはどうするのか。町内の避難所収容の足らない自治体は、ほかに広域避難所を考えろというのが国の指標ですが、もう何十回と申し上げてきましたが、これも実現するのは口で言うほど

簡単でないということから、現在の我が町の判断に至っているところであります。思い切って発想を変え、自分の町は自力でどれだけできるかということを原点に、今、原則不可としていた車での避難所を前提として、洪水緊急避難場所の整備を進めたわけであります。現在、その工事完了にはほぼ至りつつあり、避難所ですので、この先の利用方法や使用手順を担当係あるいは検討委員会を立ち上げて、万が一の何千人という人間、何千台という車が一举にいわゆる公園と称するか、避難所に集中するわけでありますから、効率よく停滞を起こすことなく、どんな形で対応したらということで、そういったものも含めて今現在議会の議員さんにも入っていただきながら、一つ一つ検討を進めているところでございます。

コロナの影響を受けた業界に対する手当として、国からの臨時コロナ交付金等々、名前は少しずつ違ったりはしているわけではありますが、いわゆる臨時コロナ交付金が本年も数回にわたって交付となり、そのたびに対策の洗い出し決定を繰り返し、さきの町民1人当たり3,000円の配布もそうですし、現在12月10日までに配布予定となっている町民1人当たり3,000円の商品券やエネルギー高騰補助金としての油類1リットル当たり3円の高騰対策、これも補助金と言っていいでしょう。そういったものも始まっております。手続申請をいただいての交付ということになるわけですが、期間も一定程度ありますので、現在の進捗状況も見ながら、一応一定の期間もあるので、計画どおりにほぼいくのではないかというふうに考えております。

秋口が終わり、いよいよ寒くなってきた中、米の収量は秋口を終え、前年度より幾分かよかったという話を聞いております。価格も一般米で1,500円程度よいと聞いておりますが、その程度では生産費の高騰で、とてもとてもという厳しい状況は依然として続いているようであります。昨日も農業者団体から地元出身の代議士に直訴したい旨の電話も夕方入って、現状を直訴しなければというような意味で、直訴と言うとあれですけども、直接お会いして農家の声を伝えたいというようなことで音頭を取ってくれというような電話もありました。そんな状況であります。

施設キュウリも後半に来て、病虫害の発生と比較的後半が安値傾向ということで、それに対してプラス重油の高騰があるわけありますので、平均的に早期収穫時期が傾向的には今年は見られたようであります。肥料、農薬、油、農業機械、出荷経費等々も含めた全ての生産資材の高騰を考えると、引き続き農業の厳しさを感じるところでありますし、農協等々ともお会いをしながら、その機会の折にはどんな対策も含めて考えているのか、私どものほうもちろん、担当課も含めてそういった意見交換もしながら要請もしたいとも思っておりますが、何よりやはり困っている農業団体、当事者が団体を組み、組織化をし、やはりそういった形までは持っているわけですから、慰安研修旅行に行くばかりの団体ではないと、困ったときに町へ陳情に来るのもよいけれども、自分たちの納めたもので生計を立てている農協そのものに対してなぜ強い要請をしないのかということも含め、いろんな関係で、もう少し当事者は当事者意識でまずは頑張らなければならないのであらうということも含め、日本人は韓国や外国の人と比べてデモをしないと。それだけ今までは生活に余裕があったのでしょうが、これからはそれでいいのかというような、直接不満をぶつけるということは必要なことと思っております、そういった話などもゆうべ先ほど言った話の中でさせていただきました。我々もちろん黙視、黙って見ているということはいたしませんということも含め、これからは協力体制を取り、幾分かの進言に対してのバックアップもしていきたいというふうに思っております。

新しい課題として、話題として、課題でなく、話題として町内進出企業、グリーンパッケージさんによる施設イチゴ、企業経営はついこの間正式に申し込みまして、圃場の視察、その他の経営状況も聞かせていた

だいて、現場の視察もしてまいりました。初物ができたので、町長室へそれを味見もしていただきたい旨の電話がありましたので、こちらから出向くというようなことで、もちろん向こうへ行って話し中に1個呼ばれてきて、1パックもらってきて役場の各担当課に1つずつですが、食べるようにということで、そういった行為に対してはそういう対応をしたわけではありますが、非常に順調に思った以上すばらしい形でイチゴが今ぶら下がり始めているということでありまして、あれが2万平米、7反でしたっけ。

〔「7反」と言う人あり〕

○栗原 実町長 7反。あれ一つでは今のいわゆる相手にしている商社では、全く話にならないぐらいの規模だそうであります。それを当初、一、二年前に我がところへ社長以下来たのは、あれと同じ団地を10個ぐらい造りたいと言っておりまして、それが実質話が倍であるかどうかは分かりませんが、いずれにしても、今この間見に伺った状況であれば、次をさらに広げるということについては、町としても安心して見ていられるのかなという状況で、さらにそのいわゆる企業的農業経営の成功を、頑張りをお願いしながら、そういった規模拡大等々についても、積極的に賛意を表明してきたところであります。順調な経営と生育に期待をするということであります。

行政もこのような世界、国内状況の中を予測し、予算化した事業執行展開に真剣に取り組みながら、会計年度を今年も4分の3を通過をしようとしております。つい何日か前、電気料の高騰で、国からいわゆる節電要請も来たわけではありますが、ちょうどその年にイルミネーションなどという新しい事業展開というか、一つの町民に明るさを与える事業として展開したわけであります。1か月やってどの程度の電気料の追加と、例年よりも、それそのものは。というのは既に予測としてはお話をして、1日1,000円程度ということで、1,000円程度を700円程度にいわゆる縮めるために、例えばいわゆる点灯時間も制限を当初の計画よりするということも含め、また11月1日よりそういった今年のイルミネーション事業が新しく入ってくるので、電気料が増えるという予測をし、今年は郡内太田市と同一に11月1日から我が町も節電をするようにということで、職員にもそういった体制を取らせておりまして、果たして結果としてどのようになるのか分かりませんが、そういった面では町の関係については心配しておりませんが、電気料をはじめとした事業費の増加は、今、来年度の予算を事業を組むのに、事業費の電気料だけでなく、事業費全般の相当な増加が予測されるであろうというふうにも考えておりまして、慎重に今、そういった意味で次年度の予算組みに対して洗い出し、検討をソフト、ハード、そして集团的に、あるいは連続的にやらなくてはならないもの、イベントあるいは慰安や研修や教育的事業の執行等々も含めて全て予算が絡んできますので、どの程度の影響をこの先物価等の上昇ということで受けるのかも含め、慎重ないわゆる予算組みを現在検討中であります。

いずれにしても、形を変えてでも取り組んでいくというものと、思い切って投資をしていくというものと、思い切って減らすというようなことも3分類を大きくすれば、常にこの組合せで予算組みをするわけありますので、今年もこの時期今、慎重に対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、賃金が上がらない中での生活圧迫要因としていろんな面が騒がれておりますので、行政全般についても賃金そのものは公務員ですから、上がらない、上がらないといっても、民間並みの賃金は保障されているわけありますので、民意を心として頑張るようにということも含めて指示をさせていただいております。慎重な予算編成作業を進めながら、幾つもの先行き不透明感の中では、去年のこの時期頃そうだったのですが、大激震の年になってきているなという、そんな感じが総じて今の時点ではしております。

どれも解決されない。コロナもいわゆるウクライナの関係も拡大の一途、全てそういう意味では先行き不透明感の中で引き続きこれを引きずりながら、次年度に進んでいくのだろうなということを考えるわけであります。

したがって、上記、今まで述べた問題等々を総合的に勘案しながら、新年度に向かって現在予算案等あるいは人事計画、職員の教育、働き方、権利と義務、最も大事なそういったものを町の課題として対処、具現化、行動をしていくという、検討をしていくということで、大詰めの正月明けからが3か月と、そういったものを中心に大詰めの予算組みになるということの予定であります。今議会、それを前提にした議案、主に国の上位法の改正に伴った改正が中心であります。引き続きのよろしくご審議をお願いいたしまして、短い議会ではありますが、内容のある審議をしていただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶というよりも、冒頭申し上げた3か月、3か月に1遍の時間が流れておりますから、それに対して町長はどう考えているかということを毎度必ず申し上げさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○諸般の報告

○今村好市議長 ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から令和3年度教育委員会点検評価報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情1件が提出されております。なお、陳情1件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件1件、専決処分事項の承認2件、条例の制定議案3件、条例の一部改正議案9件、契約変更議案2件、財産取得議案2件、指定管理者の指定1件、補正予算議案4件、条例制定議員発議1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 亀井伝吉 議員

3番 森田義昭 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月6日から9日までの4日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、本会議初日の本日は、同意第4号、承認第8号及び承認第9号、議案第31号から議案第47号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第48号から議案第51号の補正予算関係4議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、発議第1号について、提案者から提案理由説明の後、審議決定いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の12月7日は、6名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係4議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の12月8日は、休会とします。

第4日目、最終日の12月9日は、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日12月6日から9日までの4日間と決定いたしました。

○同意第4号 板倉町教育委員会教育長の任命について

○今村好市議長 日程第3、同意第4号 板倉町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

なお、本案は赤坂教育長に関する案件であり、本人から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

[赤坂文弘教育長退席]

○今村好市議長 町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案の審議をお願いをいたしたいと思います。

まずは、同意第4号であります。板倉町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、板倉町教育委員会教育長の任に現在あります赤坂文弘氏が令和5年1月18日をもちまして、前任者の後を受けた残り期間の任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。任命に当たり慎重に人選を行いました結果、氏名、赤坂文弘氏、同人です。

を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

赤坂氏は、板倉町教育委員会教育長として、令和2年12月21日から約2年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、引き続きその職務を遂行していただけるものと期待ができる人物と考えた上での再任のお願いというか、推薦というか、任命案でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

人事案件でございますので、ただいま申し上げましたことを踏まえて、ほかの課長説明はございませんが、ご判断とご承認賜ればありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

それでは、同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、赤坂教育長の入場を許可いたします。

〔赤坂文弘教育長入場〕

○承認第8号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第6号））

承認第9号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第7号））

○今村好市議長 日程第4、承認第8号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第6号））及び日程第5、承認第9号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第7号））の2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、承認第8号及び承認第9号につきまして、一括してその提案理由をご説明をい

たします。

初めに、承認第8号であります。本件は、令和4年10月12日付で専決処分を行った令和4年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,744万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億6,911万4,000円としたものであります。

歳入は、国庫支出金に7,744万2,000円、歳出は、民生費に7,744万2,000円を追加をしたものであります。

補正の理由ですが、政府の物価・賃金・生活総合対策本部により、非課税世帯等に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給が決定されたためでございます。その給付金及び事務経費を合わせて予算計上したものであります。速やかな支給開始が求められており、システム改修や通知発送等を行う必要があることから、専決処分をやむを得ず行ったものであります。

次に、承認第9号であります。本件は、令和4年10月24日付にて専決処分を行った令和4年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について、同じく承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第7回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,835万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億2,746万6,000円としたものであります。

歳入は、国庫支出金に4,201万7,000円、基金繰入金に1,633万5,000円を追加し、歳出は、総務費に5,835万2,000円を追加をしたものであります。

補正の理由は、9月20日に国から同じく電力・ガス・食料品等価格高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の上限額が示されました。これを受け、実施事業の検討と既に予算化した事業費の精査を行い、総務費の感染症対策費に4事業を新設、1事業を内容追加をしたものであります。

原則として、年度内に事業を完了する必要があることから、早急な事業開始のため、専決処分を行ったものです。

以上、ご報告を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

改めてこの2案につきましては、担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、承認第8号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第 9 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第 9 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第 9 号は原案のとおり承認されました。

○議案第 31 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○今村好市議長 日程第 6、議案第 31 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ありがとうございます。

続いて、議案第 31 号であります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、国家公務員と同様に、地方公務員の定年年齢が 60 歳から 65 歳までに 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置並びに 60 歳以上の職員の給与の取扱い等を規定するほか、所要の整備を行うため、関係条例の一部改正又は廃止を一括して行うものでございます。

細部につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、決定をいただきたくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

〔峯崎 浩総務課長登壇〕

○峯崎 浩総務課長 それでは、議案第 31 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、定年年齢の引上げに伴う諸制度の施行に向けて関係条例の規定を整備するため、8 つの条例の一部改正と 1 つの条例の廃止を一括して行うものでございます。それぞれの条例につきまして概要をご説明申し上げます。

第 1 条、板倉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の

改正によって引用条項のずれが生じた規定を整理するものでございます。

第2条、板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理職以外の職に降任するいわゆる役職定年制による降級を分限処分における降級の種類に加えるものとして規定を整理するものでございます。

第3条、板倉町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、定年年齢の段階的引上げに関する規定を整理するほか、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に関する規定を追加するものでございます。役職定年制につきましては、管理職上限年齢を60歳とするほか、その特例として公務の運営に著しい支障が生じる場合には、1年を超えない期間内で管理職以外の職へ降任する異動期間を延長し、最長3年まで引き続き管理職として勤務させることができるいわゆる特例任用を規定するものでございます。また、定年前再任用短時間勤務制につきましては、定年年齢までフルタイムで勤務することを原則とする中、職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる旨を規定するものでございます。

第4条、板倉町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後における給料月額をそれ以前に受けていた給料月額の7割水準とするいわゆる給料月額7割措置が講じられるに当たり、懲戒処分に伴う減給期間中に給料月額7割措置によって給料月額の減額があった場合、減給額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超える場合であっても、当該額を減給額とする旨の規定を追加するものでございます。

第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、特例任用による管理職職員を派遣等の対象から除く旨の規定を追加するものでございます。

第6条、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定及び用語を整理するものでございます。

第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、特例任用による管理職職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないとする旨の規定を追加するものでございます。

第8条、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給料月額7割措置に関する規定を追加するほか、定年前再任用短時間勤務職員における基準給料月額を現行の再任用職員における給料月額と同額にするものとして規定を整理するものでございます。

第9条、板倉町職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、現行の再任用制度が暫定再任用制度へ移行されることに伴い、廃止するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。1点お願いをいたします。

第9条になるのかな、管理監督職の延長基準があるかと思います。(1)から(3)で、このような内容に該当する場合は、延長が可能であるという表記になっているわけですがけれども、文章ですとなかなかイメージが湧かないものですから、当町における役職として、こういった役職の方がこれに該当するのか、具体

例を示して説明いただければ分かりやすいかなと思ひまして、質問させていただきます。ぜひよろしくお願いいたします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問ですが、管理監督職勤務上限年齢制と、いわゆる役職定年制というものでございますが、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、だから翌年の4月1日以降は管理職以外の職に降任するのですよということですが、ただし、職務の遂行上において特別の事情がある場合、職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合、そういった場合には、いわゆる特例任用という形で任用のほうができるというものでございます。いわゆる課長職が定年、60歳になった場合ですと、60歳以後降任される場合ですが、その方のそのポジションの職が人材が不足して、どうにも対応できないというような状況があった場合には、継続をして1年間の期限ということで任用できるという内容のものでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 それはここに書いてあるので分かるのですが、任命権者の権限によってこれが決定されるということですが、内容的には(1)から(3)までで定義されているのだと思うのですが、うちの町役場の役職の中でこの特殊性あるいは技能の評価等で該当する職種というのはどういうのが当たるのかというのを聞きしたいのですが、町役場の体制として。なければいいのですけれども、これは法律上の問題ですので、町としてはどう考えているのかという部分をお願いします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、町の中ではそういった特殊なものはないものと現時点では認識はいたしております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 それでは、この第9条は、現状では該当者なしというような把握でよろしいのでしょうか。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

現状では考えられませんが、やはりこの後10年間かけて定年の年齢が延長していくという中で、そのときの状況により発生する場合もあるとは考えておりますので、現時点では特には考えてはいないというところで、この後についてはその状況によって検討はする可能性はあるということでお答えさせていただきたいと思ひます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この後、期間を置いて65歳まで延長ということですが、それがある程度継続的に続いていくのだと思ひます。延長されるもの、されないものは出てくるわけですから、その線引きというのはやはり明らかなほうがいいかなと思ひまして、ただ文章には書いてありますけれども、何年かこの役場内

を見ていて、こういう業種がどこに存在しているのかなということで、分からない部分があったものですから、質問をさせていただきました。

該当者がいる分には任命者の権限によってこれを決定していくというような流れになっているのだと把握しておりますので、そのような認識をさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○今村好市議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定について

○今村好市議長 日程第7、議案第32号 板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第32号であります。板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてということであります。

本案は、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨等を踏まえ、板倉町においていじめ問題に対し、迅速かつ的確に対応するため、板倉町いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置し、板倉町いじめ問題再調査委員会を町長の同じく附属機関として置くことを目的として制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当局長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

〔小林桂樹教育委員会事務局長登壇〕

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、議案第32号 板倉町いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、本条例の制定の背景でございますが、社会の急速なICT化によりまして、スマートフォンやタ

ブレットが急速に普及し、児童生徒のコミュニケーションツールもSNS等が主流となっております。これにより、今までに想定されていなかったいじめ問題の発生や、いじめ問題の多様化、複雑化することが懸念されている状況にあります。こうした状況や平成24年7月に大津市で発生した中学生のいじめを苦にした自殺事案をきっかけに制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、板倉町においても多様化、複雑化するいじめ問題に対して迅速かつ的確に対応するため、本条例を制定するものとなっております。

本条例では、関係機関の連携やいじめ防止等の対策を実効的に行うため、必要な事項に関すること、またいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査審議を行うことを目的として、教育委員会の附属機関として有識者で構成するいじめ問題対策委員会を設置すること並びに同法第30条第2項に基づき、町長の附属機関としていじめ問題再調査委員会を設置し、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査結果について必要な調査審議を行うことを規定しております。

条文につきましては、第1条から第9条までが教育委員会に設置するいじめ問題対策委員会に関する規定、第10条から第14条がいじめ問題再調査委員会の規定となっております。

また、附則により、板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、両委員会委員等の報酬額を追加するものでございます。

最後に、本条例は、令和5年4月1日に施行したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。何点が質問したいと思えますけれども、先ほどの説明があったとおり、これの制定の背景は分かりました。要するにいじめ問題が多様化、複雑化するというところで制定することなのだと思いますけれども、まず1点目ですけれども、その教育委員会附属機関として、いじめ問題対策委員会、これを設置するということです。これは、専門委員5名で設置するわけですけれども、これの一つの目的としまして、所掌事務がありますけれども、いじめの防止と、それから重大事態に係る調査審議もしくは重大事態の防止ということですが、一口に言いますと、これについて教育委員会全体の調査ということですよ、基本的に。

もう一つ、例えば学校主体の調査というのがあると思うのです。この教育委員会主体の調査と学校主体の調査、これ2つ区分けしているのですけれども、例えばさきの全協でこのいじめ問題対策委員会は、今後年1回か2回開催しまして、情報を共有するというのがありましたよね。そう説明していました。したがって、基本的に学校から様々な課題とか問題をこのいじめ問題対策委員会ですか、そちらのほうに上げて、その対策委員会の中でいろいろ検討すると思うのです。そうしますと、この学校主体の調査の部分なのですが、その辺はどういうふうに現在考えているのか、まず連携の部分ですけれども、ちょっとお聞かせください。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず、学校での調査ということでございますが、各小中学校におきましては、そのいじめ問題を把握した

場合、把握する方法としては、本人からの申出であるとか、アンケート調査、また保護者からの情報とか、教職員が気づくとか、そのようなことで把握するわけですが、把握した場合は、まずはその関係する子供たちの教職員において事情を調査いたしまして、学校内で管理職、教頭、校長を含めてその対応について協議検討して、その対応を図っていくということになるかと思っております。

以上です。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 基本的に学校のそのいじめ防止対策、その一つの組織化ですけれども、そういった部分がしっかりしていないと、ただこの今回教育委員会所属機関として設けるわけですけれども、うまく連携しないと、なかなか進展しないと思うのです。この制定すること自体は一つの前進でいいと思うのですけれども、今後の検討課題としまして、例えば教育委員会の責務と学校の責務、当然町の責務も出てきますけれども、それを総合的に含めたその条例化ですか、例えば防止対策の推進条例であるとか、そういった部分を今後つくっていくという、さらに進めて。そういった考えはおありでしょうか。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今、議員さんのご質問、学校と教育委員会とのその連携という点についてかなというふうに思うわけですけれども、各学校には各学校でいじめ問題対策委員会というのが設置されておりまして、問題が起こった場合については、各学校で対応をまずするというようになっております。

今回提案するこの委員会の設置につきましては、重大事案の事例というようなことになっております。例えば自殺案件とか、あるいは金品を盗まれたとかという、そういう非常に重大なものについての案件であるということで、学校と教育委員会との判断で設置するかどうか、学校の対応でこれは済まないだろうというようなことで、もう少し広い範囲で学校とか、教育委員会とか、教育関係者の中でなくて、別な弁護士さんに入ってもらうとか、スクールカウンセラーさんに入ってもらうとかという、そういうようなことがメンバーになっておりますので、学校でなかなか対応が難しいだろうというような範囲のいじめ等については、個々の委員会を立ち上げて、さらに検討していくというようなことで考えております。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 はい、分かりました。そうしますと、あくまでこの今回の対策委員会については、重大事案について検討するという形でよろしいですね。

それから、そうしますと、いじめの防止については、それは各学校の組織の中で十分に対処していくという形でよろしいのですか。はい、分かりました。結構です。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。1点確認をさせてください。

先ほど教育長の範疇で、重大事案について学校で解決できない部分についてをこの委員会で引き受けて、解決に導くのだというようなお話だったと思います。教育委員会が主管となりますので、対象はこれ幼稚園から中学校までという認識でよろしいのかどうかという部分と、あといじめですから、イメージとしては生徒同士の問題かなと思うのですけれども、世間的に今問題になっている、これ教育委員会の問題ではないの

ですけれども、保育園による保育士と子供の問題が刑事事件にまで発展している部分がございますけれども、こういった部分については、この委員会、教職員と子供の問題、見方によってはいじめというような部分も出てくるのだと思うのですけれども、そういった部分についてはこの委員会の対象となるのか、ならないのかという部分、2点お願いします。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ただいま議員さんのご質問については、幼稚園等も含まれるのかということだと思うのですけれども、小中学校ということで考えております。教育委員会管轄ということで考えております。

いじめ問題対策につきましては、教職員が関わる場合には、また別の問題が、教職員のサービスの関係ということになってきますので、あくまでも児童生徒のいじめ問題というふうに考えております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。小中学校を対象に児童間あるいは生徒間のいじめ問題を主体として取り扱うのだということですが、協議会でも話が出たかと思うのですけれども、やはり学校側に対して情報を上げにくい人たちもいらっしゃるということから、その相談窓口に対してもやはりご配慮いただきたい旨の発言があったかと思しますので、そこも含めまして今後対応していただけるというようなお約束をいただいているかと思しますので、それを基に判断をさせていただきたいと思します。よろしく願いいたします。

以上です。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 修正します。起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時35分といたします。

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時35分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第33号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○今村好市議長 日程第8、議案第33号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続きお願いをしたいと思います。議案第33号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてということであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める条例の制定でございます。個人情報の保護に関する法律につきましては、各自治体の定める個人情報保護条例の一元化を目的の一つとして、令和3年5月に改正され、令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、現行の板倉町個人情報保護条例に想定されている事項につきましては、個人情報の保護に関する法律において規定されることになりますが、一部の事項については条例で定める必要があります。

条例で定める事項につきましては、個人情報取扱事務の登録及び閲覧、開示等請求の手続、開示等請求決定期限、同じく開示等請求の手数料及び審議会の諮問に係るものとなります。

以上、そういった手続上の問題も含めてということでございますが、細部につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、議案第33号 板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、法律の施行に必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

現行の板倉町個人情報保護条例に規定されている事項につきましては、定義や基本概念等を含め、法律により一元化されることになります。ただし、これからご説明申し上げる5つの事項は、条例において定める必要がございますので、それぞれの事項の概要をご説明申し上げます。

1つ目の事項につきましては、第3条に規定する個人情報取扱事務の登録及び閲覧でございます。当該事項は、法律により、条例において定めることを妨げないものとされていますが、個人情報を取り扱う事務の整理及び開示等請求に対する適切な対応の観点から、現行の板倉町個人情報保護条例に引き続き規定するものでございます。

2つ目の事項につきましては、第4条、第8条及び第9条に規定する開示等請求の手続でございます。当該事項は、開示請求書に法律に定める事項のほか、実施機関が定める事項を挙げることができるものとするものでございます。

3つ目の事項につきましては、第5条及び第6条に規定する開示等請求の決定期限でございます。当該事項は、法律により条例において期限を定めることを妨げないものとされていることから、板倉町情報公開条

例との整合性を考慮した期限を定めるものでございます。

4つ目の事項につきましては、第7条に規定する開示請求の手数料でございます。当該事項は、法律により条例で定めるものとされておりますので、手数料を無料かつ実費の費用を徴収すると定めるものでございます。

5つ目の事項につきましては、第10条に規定する審議会への諮問でございます。当該事項につきましては、法律により条例において定めることを妨げないものとされておりますが、現行の板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例により設置しております審議会が個人情報の円滑な運用を担ってきたことから、引き続き諮問に関する事項を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例及び板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第9、議案第34号 板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例及び板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第34号であります。板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例及び板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例についてということです。

本案は、板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、規定の字句が改められたということにより、関係条例について一括にて改正するものでございます。

以上、説明いたしました。内容がそういったことで、上位法の規定の字句が改められたということですので、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

議案第37号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第10、議案第35号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第37号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第35号から議案第36号、議案第37号までの3議案は、それぞれ関連がございますので、一括して説明をいたします。

初めに、議案第35号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案第35号については、本年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告におきまして、民間の支給割合などとの均衡を図るため、給料月額及び勤勉手当の額の引上げが勧告されたことを受け、本町におきましても、一般職の常勤職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数と会計年度任用職員の給料月額を両勧告に準じて改定するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、1つ目に、給料表の給料月額を平均0.2%引き上げるもの、2つ目に、再任用職員を除く一般職の常勤職員の勤勉手当の支給月数を年間0.1月分の引上げ、再任用職員にあっては年間0.05月分引き上げるものであります。3つ目に、会計年度任用職員の給料月額について新たに給料表を設けるものでございます。

次に、議案第36号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第37号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、いわゆる特別職の給与、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明になります。

議案第36号及び議案第37号につきましては、さきにご説明いたしました議案第35号と同様の改正理由により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を一般職の常勤職員に準じて、俥って、年間0.1月分引き上げるものであります。

以上が議案第35号から議案第37号までを一括しての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

内容がそういったことでございますので、人事院勧告による内容の修正ということでもありますので、課長等の説明は予定しておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

**○議案第 3 8 号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例について**

○今村好市議長 日程第13、議案第38号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第38号であります。板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案は、最近における物価の変動等を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する法令が令和4年4月6日に公布をされました。これにより公営制度による町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、いわゆる国の上位法の改正に準じて所要の改正を行うものということであります。

改正の内容でございますが、自動車の使用の公費の支払いにおいて、一般運送契約以外の契約である場合の1日当たりの使用金額について1万5,800円から1万6,100円ですから300円プラス、あるいは自動車の燃料費について7,560円から7,700円に140円それぞれ増額するものでございます。ビラ作成の公費支払いについては、作成単価を7円51銭から7円73銭、22銭プラスということで、ポスター作成の公費支払いについて、作成単価が525円6銭から541円31銭に、企画費が31万500円から31万6,250円にそれぞれ増額をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、いわゆる増額幅の内容がただいま申し上げましたものに対する審議だけありますので、改めて課長の説明は予定をしておりません。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

**○議案第 3 9 号 板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例に
ついて**

○今村好市議長 日程第14、議案第39号 板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第39号であります。板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案は、板倉町財政概要の作成及び公表に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求めるものであります。

この条例は、地方自治法第243条第1項の規定により、町財政概要の作成及び公表について定めた条例であります。公表時期等について現状に合わないものなどがあることから、関連する規定の改正を行うものであります。

具体的には、第3条第1項に規定されている公表時期について、5月1日に公表するものとされている前年度決算の概要を11月1日に公表するものに改めます。それに合わせて文言等の整理をいたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げます。

改めて同じく担当課長の説明は、発表の時期の問題ということですので、予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 板倉町税条例等の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第15、議案第40号 板倉町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第40号 板倉町税条例等の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正により、板倉町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、個人住民税では、住宅ローン控除の適用について、所得税の見直しに伴い、令和7年まで延長し、控除限度額の見直しを行います。また、上場株式等の配当所得等に係る課税方式については、所得税と一致させる措置を行いますということであります。

固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の見直しが行われております。当町におきましては、平成25年度に下水道除害施設の償却資産に係る特例措置を導入し、特例割合を4分の3としているところでございますが、今般の条例改正により、特例割合の5分の4とするものでございます。特例割合を緩和するということになるのでしょうか。さらに、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置を追加し、特例割合を4分の3とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いをいたします。

どちらかというと緩和措置ということでございますので、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第４１号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例につ

て

○今村好市議長 日程第16、議案第41号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第41号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

当町における子どもの医療費助成につきましては、15歳年度末までの通院・入院費助成に加えまして、町独自に18歳年度末までの入院費助成を実施しているところでございます。

本案につきましては、この子どもの医療費助成を令和５年４月１日から通院・入院ともに18歳年度末まで対象を拡大をするというそのために、所要の改正を行うものであります。これは、既に報道されておりますように、館林市邑楽郡は全て同調、同じ歩調でということでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

改めて担当課長の説明は、これについても予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○６番 針ヶ谷稔也議員 ６番、針ヶ谷です。よろしくお願いをいたします。

この議案につきましては、入院費に限られていたものが、医療費全般に及ぶということで改正していただいたものであります。希望していたものでありますので、お礼を申し上げたいと思います。

内容についての１点確認なのでございますが、協議会での質問も併せて、窓口負担について補償というような考え方でよかったかなと思うのですが、万が一保険未加入の場合、どのような手続になるのかという部分、あの協議会後ちょっと気になったものですから、ご回答いただければと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 健康保険の加入についてでございますが、保険未加入の場合は、まず加入のほうを優先していただきまして、その場合はいったん多分全額支払っていただいて、加入の後、償還というようなことを考えていきたいと思っています。多分同じでいいと思います。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○６番 針ヶ谷稔也議員 その場合は加入手続をしていただくということなるということですが、部活動等をやっておりますと、遠征あるいは対外試合と練習ということで、県外に及ぶことがあるわけですが、そういったところで保険証を提示できなくて、治療等を行うこと、私も経験があるのですけれども、そのときは一時全額負担というような形でやってきたのですが、そういったときは、そのいったん負担する。こっちで今現在も保険適用でもいったん県外の場合は負担していただいて、それを補填するというような、

同様の考え方でよろしいのか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 県外につきましては、いったん立替払いとなりますが、学校等々の関係になりますと、学校のほうの保険の絡みがありますので、一概に立替払いで福祉医療が該当するとは限りませんので、またその時々でご相談いただければと思います。学校内の事故に関しましては、該当するものが保険が学校の保険で適用することになりますので、また違ってくるかと思っておりますが、いったん県外の場合は立替払いということで、後からの償還になります。

○6番 針ヶ谷稔也議員 了解しました。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第17、議案第42号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第42号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、板倉ニュータウンの適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、板倉ニュータウン内で建築される建築物に対し用途規制等を講ずるものでありますが、建築基準法の一部改正に伴い、項ずれが生じたため改正するものであります。

具体的な改正内容でございますが、条例別表第2注5第6号「法別表第2（り）項第3号」を「法別表第2（ぬ）項第3号」に改め、同じく条例別表第2注5第7号「法別表第2（り）項第4号」を「法別表第2（ぬ）項第4号」へ改めるものであります。

申し上げましたとおり、項ずれが生じたためということで、内容等については一切変更がないものと理

解をしております、そういったことですので、改めて課長の説明も予定しておりませんし、表現上の項ずれということですから、本来であれば何も変わらないということですが、やむを得ずそういった項ずれが生じるというところまでも改正の条件になりますので、自治体として条例の改正ということでご承認をいただくところであります。

以上。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

栗原町長。

○栗原 実町長 ちょっと私、今日喉の調子があまりよくないので、これ以降を副町長に代わって進めて…

○今村好市議長 提案理由ね。はい、分かりました。

○栗原 実町長 ご了解いただければと思います。

○議案第43号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業
（西岡地区））

議案第44号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業
（海老瀬地区））

○今村好市議長 日程第18、議案第43号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（西岡地区））及び日程第19、議案第44号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（海老瀬地区））の2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして私のほうから提案理由を申し上げさせていただきます。

議案第43号及び議案第44号につきましては、関連がございますので、一括してご説明をいたします。

両議案につきましては、洪水時緊急避難場所の整備において、着工後に変更が必要となった事項に係る設計変更に伴い、工事請負契約を変更するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議

会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第43号について説明を申し上げます。工事名につきましては、板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（西岡地区）でございます。

変更前の契約金額は9,438万円（内消費税858万円）でありましたが、変更後の契約金額は9,810万9,000円（内消費税891万9,000円）でありまして、変更による増額は372万9,000円（内消費税額33万9,000円）となるものでございます。

契約の相手は、群馬県邑楽郡板倉町大字西岡新田421番地、尾崎建設株式会社でございます。

続きまして、議案第44号でございますが、工事名につきましては、板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（海老瀬地区）でございます。

変更前の契約金額は7,128万円でありまして、内消費税が648万円であります。

変更後の契約金額につきましては、7,462万4,000円（内消費税678万4,000円）となるものでございまして、変更による増額は334万4,000円（内消費税30万4,000円）となるものでございます。

契約の相手方は、群馬県館林市野辺町956－1、坂本建設株式会社でございます。

以上、議案第43号及び議案第44号について一括してご説明いたしましたが、細部につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、議案第43号及び議案第44号についてご説明申し上げます。

まず、議案第43号でございますが、現在工事が行われております板倉町洪水時緊急避難場所整備事業の西岡地区の工事請負契約の変更に係るものでございます。洪水時緊急避難場所の工事着工後に設計内容に変更が生じたため、工事請負額が変更になるものでございます。

具体的には、給水管設備工事としまして80万5,000円の増額、解体伐木工として138万円の増額、敷砂利舗装工としまして55万円の増額、雑木雑草等の廃棄処理費用として46万円の増額、その他区画線工の追加延長、道路反射鏡の移設等で53万4,000円の増額となったものでございます。合計としまして372万9,000円の増額となっております。

続きまして、議案第44号 工事請負契約の変更について（板倉町洪水時緊急避難場所整備事業（海老瀬地区））でございますが、西岡地区同様、設計内容に変更が生じたため、工事請負額が変更になるものでございます。

具体的には、給水管設備工事としまして72万円の増額、伐採抜根処分工としまして123万円の増額、のり面保護工としまして46万円の増額、区画線工としまして40万5,000円の増額、そのほか流末改修部の舗装復旧範囲の拡大、小学校出入口交差点水たまりの解消のためのオーバーレイ舗装工事、こういったところで52万9,000円の増額となったものでございます。合計しまして334万4,000円の増額となっております。

以上、工事請負契約の変更に係る説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今、課長のほうから説明をいただきました。増額分につきましては、給水管施工、雑木の処理、砂利処理云々ということでございましたけれども、これ工事がある程度進んでからの変更ということで、設計時にこれが契約金上に計上されなかったという理由として、何か明らかなものがあればお伝えいただければと思います。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

一例でございますが、給水管設備工、こちらは当初既存の給水管のほうを利用して取り回しを行うわけだったのですが、実際に掘り起こしてみますと、給水管の老朽化が激しく、そちらを使用しても、また再度漏水等の危険性があるというようなこともありまして、違う本管側からの取り回しを行うほうがいいだろうというようなことで変更となっているものでございます。

また、北地区の伐木工解体とありますが、当初物置、あと桜の木等ありましたが、こちらについては当初はいじらず、再利用もできるというようなところで検討はしていたところですが、駐車場の駐車台数の増加を見込みまして、通路まで全て車を入れるというようなことも検討した結果、やはり端とはいえ、桜の木等もちょっと邪魔になってするということで、もうこれは抜根までして、全て平らにして駐車場として利用するというほうがいいだろうということになりまして、そういったことで当初見ていなかったものが追加で変更となっているものでございます。

以上になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これは、業者側からの申入れではなくて、随時行政との相談の上、決定した上での今回のこの議案設定ということでの認識でよろしいのか、あるいは業者側からこうこうという旨で増額したいというような方向での増額決定になっているのかという部分はいかがでしょうか。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、これは工事を進めていく中で、町側の判断としてさせていただいているものでございます。

○6番 針ヶ谷稔也議員 はい、了解しました。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 同じく44号も説明がありました給水管、木の伐採で、のり面の強度補助、区画、ここはちょっと聞き取れなかったのですが、あと現存の道路のオーバーレイということで、この部分については事前に分かるような部分もあるのかなと思うのですけれども、これにつきましても町側の考え方を述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。海老瀬地区の関係でございます。

まず、給水管設備工でございますが、当初予定していました取り回しの水道管のところと実際に出来上がった後の避難場所の高さ、これが高低差がありまして、旧の給水管から、そこから取り回しをして、高いところの避難所のほうで接続をすると、隅々のほうにちょっと圧が弱くなってしまうということで、出ないことではないのですが、より隅々のほうも水道の利用が便利になったほうがいいだろうということで、こちらについても取り回しの方法を変えたものでございます。

また、のり面関係でございます。こちらにつきましては、高低差があるところに斜面になっておりまして、こちらはシノダケ、こういったものが繁茂しておりました。こういったところを処理をして、その処理をする費用及びまたそれを処理した後ののり面の保護、これを当初予定していた面積よりも広くのり面保護をして、いわゆる下の人に迷惑がかからないようにするほうがよいだろうという施工後の判断で変更となったものでございます。

あとは、水の関係、オーバーレイの関係ではございますが、こちらは工事途中でどうしても水が下に、下流側に、流末側に流れていってしまうと。実際は側溝等、あとはアスファルト舗装ではございませんので、駐車場自体の浸透、こういったことも考慮すると、設計上では流末のその水量の関係は処理できるのですが、現状工事している中でも、やはりその水量等も下に、流末側に流れていってしまうというような意見もございましたので、そこは実際の現地を確認しながら、そこも改修、改善したほうがいいだろうというようなことで追加となったものでございます。

以上になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これ入札契約だと記憶しているわけですがけれども、やはり入札に当たっては、できるだけ低い金額で入札をして、決定をしてもらうという方法だという認識をしているのですけれども、このように後々増額となるのであれば入札の意味合いというのが少し薄れてくるような気がするのです。やはり細部まできちんと設計をしていただいた上で、入札金額決定の後に入札を行っていただくという方向を考えると、このある程度致し方ない理由もあるかと思うのですけれども、7,000万円中の300万円ですから、か

なり大きい増額だと思うのです。ですので、そういった部分を認める、認めないは別にしても、やはり今後こういったものができるだけ議案として出てこなければ、私はまだ内容説明がなされていませんでしたので、燃料等の部分の補填かなという想像をしていたのですけれども、今、課長からの説明ですと、工事内容の変更ということでございましたので、その辺の部分は担当としてもちょっと気をつけていただければありがたいかなと思っております。

あと、オーバーレイにつきましては、これ工事によって生じた、重機移動等で陥没云々はこれはないわけですね。工事前からの形状を修復するという認識でよろしいのか、最後に一言お願いいたします。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今、針ヶ谷議員からその貴重な提言をいただいたと思っております。

実は、ただいまの関係についても、以前に私のところで判こで通っているわけですから、その際に、まさに今、針ヶ谷議員と同じようなことを激怒まではいかないけれども、だって何のために金を払って設計して、ここが漏れていた、ここが漏れることがでは入札の意味はなくなってしまうではないかというようなことも、全くだから同じです。

この間、今議会に上程するのに、最近の傾向は都市建設課も含めて、みんな後から追加が当たり前ですから、ちょっと不愉快であると、町民の立場になって、例えば相手方のミスによるものであれば、それはそちらで初めから見えていないのだからやってくれよとか、人の金でやるのを、請求されればとか、だから今回はいずれにしても協議をして、町側がやはり初めから今指摘されたように問題があったのを計画の中に入っていなかったということも含め、やむを得ず保全とか、水道管一つだってそうですよね。設計では前から取ると、では設計どおりやれば、何年か後に破裂してしまうか、悪くなってしまうか、一応それ業者どういうふうに言っているのだとか、かなり私もこういう性格ですから、課長にも嫌われるぐらい、判こを押すに対しては厳しくお説教ではありませんが、町民のお金を慎重に対応せよということによっておりますが、今日改めてそういう指摘が出たので、私とすると逆によかったなと思っている。町長ばかりがうるさくてなんて思うかもしれませんが、そういうことをぜひ議会としてチェック機能を果たしていただきながら、通すべきところは通していただいてありがたいと思いますし、遠慮なく今のようなものも含めて、それに私どもも町民の税金を使うわけですから、最大限の努力をするという形で、最近はどうもちょっと不愉快であるというようなことも含め、でもしっかりと納得のいく説明をすることでご理解をいただけないかということで、私も今議会に対して上程することを了としたものであります。貴重なご意見をありがとうございました。

○今村好市議長 峯崎総務課長、いいですか。

峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 先ほど後段ありましたオーバーレイの関係でございますが、もともと東小学校の入り口の坂から行って水が流れて、道路があるのですけれども、そこに1段くぼみができていまして、そこがどうも水がたまりやすかった。また、その側溝のほうもちょっと泥等がたまっていたというようなところもありまして、今回の工事、あわせて側溝のほうの掃除のほうも担当課のほうにお願いをさせていただき、水が流れるように、またそのくぼみをオーバーレイをして、側溝のほうに速やかにすんなり水が行けるようにし

たというような工事の内容でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今の説明ですと、避難場所近辺ではなくて、登り口、県道からの登り口の部分の説明のように聞こえましたが、それでよろしいでしょうか。はい。

それで、今、町長からお言葉いただきましたけれども、各課で入札をする際には、その辺のところをやはり注意深く、あるいは業者間との説明の中で申し述べていただきながら、適正に税金のほうを使っていたいただければと思いますので、今後ともよろしく願いをいたしまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

亀井議員。

○2番 亀井伝吉議員 今、針ヶ谷議員の質問で……

○今村好市議長 賛成の立場ですか、反対ですか。

○2番 亀井伝吉議員 賛成です。

〔「討論は反対ではなかったか、先に。討論というのはまず……」と言う人あり〕

○今村好市議長 先に反対の……

〔「反対が優先するわけ……」と言う人あり〕

○今村好市議長 なければ、どうぞ、賛成の立場で。

いや、どうぞ。

○2番 亀井伝吉議員 設計も本当に細かく見ていただいて、それでもどうしても行き渡らないところがあれば、こういうふうに変更してもいいかと思いますので、賛成いたします。

○今村好市議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第45号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・
防災倉庫購入設置（西岡地区））

議案第46号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・

防災倉庫購入設置（海老瀬地区）

○今村好市議長 日程第20、議案第45号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（西岡地区））及び日程第21、議案第46号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（海老瀬地区））の2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、提案理由をご説明を申し上げます。

議案第45号及び議案第46号につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

この両議案につきましては、洪水時緊急避難場所の整備に伴いまして、避難者の安全確保と避難者用の備蓄品保管のため、非常時街灯及び防災倉庫を取得するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この事業につきましては、緊急避難場所の整備事業に付随する事業でございますけれども、国の補助制度としますと、別な補助制度を活用する事業ということで、ご理解をいただきたいと思います。

初めに、議案第45号についてご説明申し上げます。事業名につきましては、一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（西岡地区）でございます。

本取得財産の品名及び契約の相手方、契約金額について説明させていただきますが、取得財産の品名につきましては、太陽光発電式非常時街灯11基、アルミ製の防災倉庫2棟でございます。契約の相手方につきましては、群馬県前橋市日吉町4丁目36番地の1、星野総合商事株式会社、代表取締役、星野大輔でございます。契約金額につきましては1,694万円、うち消費税は154万円でございます。

次に、議案第46号でございますが、事業名につきましては、先ほどと同一の事業名でありまして、最後が海老瀬地区ということでございます。

本取得財産の品名及び契約の相手方、契約金額につきましては、申し上げますと、太陽光発電式の非常時街灯、こちらは10基でございます。次に、アルミ製の防災倉庫2棟、これは西岡地区と同様でございます。契約の相手方につきましては、西岡地区と同じでございます。群馬県前橋市日吉町4丁目36番地の1、星野総合商事株式会社、代表取締役、星野大輔でございます。契約金額は1,606万円でございます。うち消費税は146万円でございます。

以上、議案第45号及び議案第46号について一括して説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

〔峯崎 浩総務課長登壇〕

○峯崎 浩総務課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、議案第45号 財産の取得について（一時避難場所整備緊急促進事業 非常時街灯・防災倉庫購入設置（西岡地区））でございますが、洪水時緊急避難場所の整備に伴い、避難者の安全確保と避難者用の備蓄品保管のため、国庫補助事業を活用して一時避難場所における非常時用の照明設備及び避難者のための水、

食料等の備蓄物資を収容する防災倉庫の購入及び設置を行うものでございます。

非常時街灯につきましては、避難駐車場の外周に沿いまして、駐車場敷地内に11基設置を行うものであり、災害時の停電を想定し、電線からの電力供給によらない太陽光発電方式の独立電源型として最大出力90ワット以上、5日間防犯灯の照度、明るさ程度でございますが、5日間点灯する容量をバッテリーを有し、秒速60メートルの風速や一般地通常の積雪にも耐え得る十分な強度を有する街灯でございます。

また、防災倉庫につきましては、設置基数は2基でありまして、大きさ、縦が2メートル37センチ、横は6メートル、奥行きが2メートル40センチというもの、これを2基設置を行い、耐水性、耐食性を有する気密性の高い構造とし、直射日光や積雪に対しても十分な断熱性と強度を持つものとして、床の耐荷重ですが、1平米当たり200キログラム以上の倉庫となっているものでございます。設置箇所につきましては、避難駐車場中央部奥側の敷地内となります。

続いて、議案第46号でございますが、議案第45号と同じく、海老瀬地区の緊急避難場所に非常時街灯・防災倉庫を購入し、設置するものでございます。

非常時の街灯につきましては、西岡地区の街灯と同様のものを10基、同じく外周に沿い、敷地内に設置を行います。

防災倉庫につきましては、西岡地区と同数の2基でございます。設置箇所につきましては、敷地の東寄り、N T Tの設備がありますが、その脇、道路側、手前側に設置をする予定となっております。

両地区の取得費につきましては、おおむね2分の1が国庫補助の対象となるものでございます。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

本間議員。

○4番 本間 清議員 この非常時街灯についてお聞きしますけれども、これは今説明ですと、太陽光発電を使うと。ということは夜間は常時点灯という形になると思いますけれども、先ほどまた説明の中で、いずれこの避難所も何かに利活用していこうということになりましたときに、街路灯の明るさといいますと、例えばサッカーの練習をするとか、そういう何かものに使用適用のものでしょうか。夜間の使用というのは考えていないのでしょうか。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。

照度、明るさにつきましては、街路灯と、その照度程度ということですので、そこで運動やら、そういったものをできるような明るさにはならないものでございます。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そういたしますと、夜間の使用は何もしないという理解でよろしいわけですね。極端な話、入り口を封鎖するとか、そういうことになるのでしょうか。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○**峯崎 浩総務課長** こちらの緊急避難場所につきましては、通常はやはりロープで全部くくりまして、勝手に入らないような状況で管理をするというような状況でございます。そういったことですので、その中で何かを利用するというのは現状では今のところでは特に考えていない。やはり災害時に速やかにそこが利用できるようなことで第一優先とさせてもらっているものでございます。

○**今村好市議長** 本間議員。

○**4番 本間 清議員** そうしますと、今度夜間の利活用ということになりますけれども、これは仮に毎日できなくとも、例えば地元で何かイベントをやりたいとか、そういうときには利用することも可であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**今村好市議長** 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○**峯崎 浩総務課長** ただいまのご質問でございますが、先ほどの明るさの関係もでございます。夜間の使用等については、現在想定はしていない状況でございます。

○**4番 本間 清議員** はい、分かりました。

○**今村好市議長** ほかに。

針ヶ谷議員。

○**6番 針ヶ谷稔也議員** 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

今回改めて防災倉庫購入ということで、各2か所に2基ずつと、これ改めてということ、事前にも多分設計の段階では設置をしてありましたよね。改めて2基ずつ増設するという考え方でよろしいですか。トータルそれぞれの場所に幾つになるのかというのをお願いします。

○**今村好市議長** 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○**峯崎 浩総務課長** ただいまのご質問でございます。

西岡地区、海老瀬地区の緊急避難場所整備に伴いまして、新たにそれぞれ2基ずつ設置をする。合計で4基新しく設置をするものでございます。

[何事か言う人あり]

○**峯崎 浩総務課長** 西岡地区避難場所敷地内に2基、海老瀬地区緊急避難場所敷地内に2基設置をする予定となっております。

[何事か言う人あり]

○**今村好市議長** 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○**中里重義副町長** お答えいたします。

先ほど提案理由の説明をしたときに、緊急避難場所の整備事業と、この街灯と防災倉庫の購入についての事業は、同じ国庫補助事業ですけれども、別な事業ということを私は申し上げました。それをご理解いただければ、当初からとはいえますけれども、これは当初の整備事業での配置計画の中では、この位置に防災倉庫を置くという計画を取りあえず決めましたけれども、ではその防災倉庫をどうするのだというところで、別な補助事業で国庫補助事業が活用できるということで、初めてその緊急避難場所の場所内に設置する防災

倉庫は購入をするということでありますから、これまで購入した防災倉庫は議員もご承知かと思えますけれども、東小の校庭あるいは旧北小の校庭と申しますか、敷地内には設置してありますけれども、それはそれで別な場所ということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。

では、これはもう純粹にこの避難場所に設置をする倉庫ということで、内容物については何を想定されているのか。倉庫内に格納する内容物については、何を想定されているのか、現時点で決まっているものがあればお願いをいたします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、両倉庫とも災害時避難用の水、毛布、食料、こういったものを一時的に保管はしておく予定となっているものでございます。あと、若干の発電設備だとか、そういったものも、機械だとかも一式一応保管はしておく予定となっております。

以上になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これは、この倉庫に格納され、場合によって流用もあるのだと思うのですが、主にはこの避難場所に、避難者用にここの備蓄品は使用されるという、これは西岡も海老瀬も共同でそういう考え方でよろしいですか。特に海老瀬地区については、東小は隣接しておりますので、その辺の考え方があまり曖昧にしておくと、あっち行ったりこっち行ったりということもあるかなと思うので、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、基本的には議員おっしゃるように、その場所で使えるものを備蓄をしておくというようなところが基本になりますが、北の西岡も北小学校がそばにあります。東の避難所も東小学校がそばにあります。その中で倉庫に入り切れない量等については、ちょっと離れますが、そういった小学校のほうでも保管のほうはできるかなと。実際にやり取りをしながら、適宜、あまり移動がないような使い勝手のよい配置にしていきたいとは考えております。

以上になります。

○今村好市議長 よろしいですか。

○6番 針ヶ谷稔也議員 お願いします。

○今村好市議長 ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等の指定管理者の指定について

○今村好市議長 日程第22、議案第47号 板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等の指定管理者の指定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号 板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等の指定管理者の指定についてという議案でございます。

本案につきましては、板倉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき公募を行い、11月7日に選定審査会を開催し、審査を行った結果、申請者でありますウム・ヴェルト株式会社が指定管理候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、板倉町農産物直売所「健康の郷季楽里」地域食材提供施設等でございます。所在地は、板倉町大字海老瀬8487番地1でございます。

次に、指定管理者となる法人その他の団体でございますが、所在地は、群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地、名称、ウム・ヴェルト株式会社、代表取締役、小柳明雄でございます。

指定の期間は、令和4年12月板倉町議会定例会議決の日から10年間を予定をしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。
これにつきましては、引き続きの課長の説明は予定をいたしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について

議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○今村好市議長 日程第23、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第26、議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、議長からのご指示もありましたとおり、議案第48号から議案第51号までの4議案につきまして一括でご説明を申し上げます。

初めに、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてを申し上げます。

本補正予算につきましては、第8回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,767万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億514万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に1億1,345万9,000円、法人事業税交付金に700万円、地方消費税交付金に2,700万円、国庫支出金に65万3,000円、県支出金に628万3,000円、寄附金に500万円、繰越金に6億6,042万1,000円、諸収入に689万6,000円をそれぞれ追加いたしまして、地方譲与税から500万円、繰入金から3億4,173万6,000円、町債から230万円をそれぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に5万円、総務費に4億3,938万8,000円、民生費に2,209万5,000円、衛生費

に52万5,000円、農林水産業費に175万1,000円、商工費に100万円、土木費に832万円、予備費に500万円をそれぞれ追加し、教育費から45万3,000円を減額するものでございます。

また、6ページ、第2表のとおり、令和4年度内に完結しない事業について、繰越明許費補正、7ページ、第3表のとおり、令和5年度当初から行う業務について、債務負担行為補正、8ページ、第4表のとおり、地方債の限度額を変更する補正を行い、地方債の調書も変更するものでございます。

以上が令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）の説明でございます。

次に、議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,705万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款繰越金に245万1,000円、6款諸収入に36万円をそれぞれ追加し、4款繰入金から83万6,000円を減額をするものでございます。

歳出につきましては、3款諸支出金に207万2,000円、4款予備費に73万9,000円をそれぞれ追加し、2款後期高齢者医療連合納付金から83万6,000円を減額するものでございます。

以上で令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,756万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,165万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に7万4,000円、7款繰越金に6,316万円、8款諸収入に566万2,000円をそれぞれ追加し、1款国民健康保険税から2,333万円、6款繰入金から2,799万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、7款基金積立金に1,125万6,000円、9款諸支出金に631万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

次に、議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,673万円とするものでございます。

歳入につきましては、4款繰入金から65万5,000円を減額し、5款繰越金へ987万1,000円を追加し、7款町債から180万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款下水道費に741万6,000円を追加するものでございます。

また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上で令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上、議案第48号から議案第51号まで一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。

なお、課長の説明は予定をいたしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第48号から議案第51号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第51号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○今村好市議長 日程第27、発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

荒井議員。

〔7番 荒井英世議員登壇〕

○7番 荒井英世議員 それでは、発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明させていただきます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度については、個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることとなっております。

しかしながら、地方議会については、この共通ルールの適用対象外とされているため、独自の個人情報保護制度を各議会ごとに設ける必要があります。

そこで、共通ルールを踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために、板倉町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時03分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和４年第４回板倉町議会定例会

議事日程（第２号）

令和４年１２月７日（水）午前９時開議

- 日程第 １ 一般質問
日程第 ２ 議案第４８号 令和４年度板倉町一般会計補正予算（第８号）について
日程第 ３ 議案第４９号 令和４年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第 ４ 議案第５０号 令和４年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第 ５ 議案第５１号 令和４年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（１１名）

２番	亀井伝吉	議員	３番	森田義昭	議員
４番	本間清	議員	５番	小林武雄	議員
６番	針ヶ谷稔也	議員	７番	荒井英世	議員
８番	延山宗一	議員	９番	黒野一郎	議員
１０番	青木秀夫	議員	１１番	市川初江	議員
１２番	今村好市	議員			

○欠席議員（１名）

１番	小野田富康	議員
----	-------	----

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
峯崎浩	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
高瀬利之	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長

塩	田	修	一	都 市 建 設 課 長
丸	山	英	幸	会 計 管 理 者
小	林	桂	樹	教 育 委 員 会 長 教 務 局
橋	本	貴	弘	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

小野田富康議員から本日の欠席届の提出がありました。このため、板倉町議会会議規則第60条第6項の規定により、本日の一般質問の通告は、その効力を失います。したがって、小野田富康議員の一般質問は行わないこととします。

次に、予算決算常任委員長から委員会付託案件の審査報告書の提出がありました。この写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○今村好市議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をしていきたいと思いをします。

今月12月、いよいよ今年もなどと話が始まりの挨拶代わりに使われても不思議ではない時期になりました。今年もいろいろありましたが、ついこの前のサッカーにも、半分は心強さ、また半分は感動をいただきました。もしかしたらブラボーが流行語として大賞を取るのではないかなというような感じもあります。

さて、これから質問に入りますが、どちらかというと国の政策であって、当町に落としてまでするような質問ではないかと思っておるのですが、できるだけ町に関わるようには質問をしていきたいと思いをします。毎回毎回質問しているのですが、議員の仕事の一つとして、町政に関わる重要な情報を分かりやすく周知することと思っております。その辺が自分の原点かとも思っていますし、また地元の皆様との何げない会話から聞かれたこと、ああ、そうですねと思ったことを質問をしているつもりであります。

では、1問目ですが、国葬です。国葬とはと考えますと、自分的に思うに、全国民が悲しみの中に身を置き、喪に服すのかなと思っていたのですが、今回は大分感覚的にも、また具体的にも違うのかなと思えたのです。どうでしょうか。ただ単に国家的功労、そう一部の人が認め、国の儀式として国費で行う、たったそれだけのよう感じました。そこで、当町としましてもどのような対応を示したのかお聞きしたいと思いをします。これは、9月20日付の上毛新聞にも載っていましたが、対応をお聞きしたいと思いをします。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

安倍晋三元首相の国葬における当町の対応につきましては、ほかの自治体での対応として見られた半旗または弔旗の掲揚、職員による一斉黙祷及び教育委員会を通じての学校に対する協力要請等、一切の対応は行っておりません。9月28日の上毛新聞にも県内各自治体の対応を調べた結果が出ておりましたが、半旗の掲揚をした自治体は県と19市町村、しなかった自治体については16市町村と対応が分かれたものとなりました。板倉町としては、単に国や県から要請がなかったためということではなく、これは民主主義の根幹に関わる問題であり、国葬に関する基準が定められていない中で、明確な法的根拠がないにもかかわらず、時の内閣が国会での議論を行わずに閣議決定のみで執り行うこととした、さらに国葬を批判する世論が多いことに鑑み、職員等に対して弔意表明の協力を求めることはもとより、本町として弔意を示すこと自体を差し控えることとしたものでございます。

以上になります。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もう終わって時間もたちます。細かいことを言っても仕方ないのですが、自治体で黙祷を求めたのはゼロと出ていました。県は半旗を掲揚したらしいですが、当町は何もしなかった。何かあえてしなかったのは理由があるのか、あればお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 少なくとも自治体ですから、県がどうのこうのと、上からの指示に100%従うということになれば、それは地方分権とか、いわゆる地方と国の自治体、国も県も平等とか、片方ではそういった民主的なものを推進しているという流れの中で、判断は町ということで、うちの町のコメントは上毛新聞にも載っていたと思うのです。ほかの町は、国から指示がなかったからとか県からどうだったとかということよりも、先ほど答弁の中でも一部載っていましたが、民主主義の根幹をなすという大事ないわゆるものに対して、納得のいく手順、手続が踏まれていないと私が判断をし、副町長等々と総務課長と、全体の会議は持ちませんでしたけれども、主に私の考えを述べ同意を得て、それを役場の決定ということで新聞発表を聞かれたときにはしたと。聞かれたからした。聞かれなければあえて別にする必要もない、自分の町の考えですからということでありました。

以上。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 国葬という割には縛りがなかったのか。国葬の意味がだんだん薄れてきているのかなと思います。これは、町長の判断ということで理解してよろしいのですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当然ただいま述べましたように、主に私の判断が6以上、その私の判断が大きく間違っていないかどうかを、補佐役である、あるいは職員の人である総務課長等々と相談して、こういう対応を取る

けれども異論はないかというようなことを踏まえた上で、当然だから私のむしろ判断であります。いろいろ各町とも郡内でも国葬だと思って半旗を翻したのなら職員にも命令をすべきなのだ。半旗を翻したところ。だって、国葬だと思って半旗を国が求めなくても、国は求めているのだから。そうしたとき、だから全て群馬県も知事をはじめとして中途半端な判断。それは、必ず一つの判断をすれば右と左に世論は分かれますから、攻撃を受けたくない八方美人的私は対応であると。例えば嬭恋村さんなんかは私と懇意なのですから、首長は。半旗は揚げない、何もしないと。だけれども、役場の中に見えないように半旗を置いたとか。要するに、だから私はいつもそのほかの新聞社、上毛新聞にも、今日は来ていませんけれども、よく言うのですけれども、各新聞社に。アンケートを取って答えないということは、首長はいわゆる考えを述べる責任を持っているわけですから、どちらでもよいとか、答えないと分からないとか、私と同じ考え方を持っているのが高崎の市長、太田の市長、私とか結構いろんなところでその評価が出ているようでありますが、そのいい評価かどうかは。いわゆるそういう意味での判断をしっかりと自分でしていき、また当然全員になじまないもの、どちらでもいいと言ってはリーダーの役目はないですから。ということも含め、県内の首長の中でも半旗を揚げ、職員には要請したけれども、町民には何も自由にしたとか、何で職員はそんなに、職員だって人権も持っているし、だから私にすれば随分と中途半端。少なくとも賛成をした意味での国から要請があろうがなかろうが、半旗を揚げたりしたところは、町長以下それを判断をしているのですから、指示すると。だから、職員にも、できれば町民にも弔意を持ってもらいたいと堂々と言うべきであり、それを中途半端な形で抑え、それがなぜそういったことが行われるかということ、結局保身だろうという形で、国にもいい顔をしなくてはならない、町民にもいい顔をしなくてはならない。でも、それはいざというとき、リーダーはトップは、両方にいい顔をして判断ができないというのでは困ってしまうということです。それが今の岸田首相にも求められているのではないのでしょうか。たとえ間違っても、自分の長としての責任の範囲内で意思を表明するというのは当然のこと。そういう意味で、様々なアンケートを時折取られますが、比較的県知事あるいは前橋とかそういう大きい市の首長のほうがアンケートに答えないという傾向は強いと。なぜ答えないのだと。郡部の小さい町の首長はほぼ答えるのです。町村は。答えたほうの町村の首長に対して、なぜあなたは右なのか左なのかと。では、なぜ答えないのかということに対しても答えなければ、アンケートをもう一回送って、答えない理由をもっとはっきり新聞社は追及すべきだというようなことも言っていて、それで答えなくて済むのであれば、アンケートは私も答えないと、そんなことを言えば。みんなだから腹を据えてアンケートに答えているということでもあります。

そういう意味で、今回も国のアンケートみたいなのでしょう。国は何も言わないで、安倍首相に対しての置かれた立場、過去の歴史、それから国葬という過去の歴史も含め、現状法的整備もどうなっているかということも含めて、全部判断した上でやらないということを決定したのは、むしろ私であります。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今の返答を聞きますと、前首相に対しての思惑とか、特別好きではなかったとか、そういった意味ではなくて、もちろん疑惑の多い首相でしたが、きっちりとした説明もなく、もやもやの中でこのような事件が起きた。そのような前首相に対しての思惑は一つも語られないのですが、今の現職の体制についての思いというか、その辺が強かったと感じ取ってよろしいのですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長　そういうことではないのです。先ほど総務課長が述べた、それは３人で合議をした上で、今日に対して答えた文書を作ったもの。民主主義の根幹に関わる問題なので、国葬に関する基準が定められているのであれば、その基準に照らして合っているかどうかで判断する、それが一つ。明確な法的根拠がないにもかかわらず、時の内閣が国会での議論を経ず閣議決定のみで執り行うこととした国葬と。これは、少なくとも国民の代表が国会と。だから、代議士も何も要らなくなってしまう、選挙もしなくてもよくなってしまいますのです、これを放任しておけば。ということで、昨日冒頭の挨拶にも述べましたが、私も決して野党的とか与党的とか極端なスタンスは表しておりませんが、やむを得ずケース・バイ・ケースで町を代表して予算の関係とかいろんなつながりを考えれば、国の言うことにやむを得ず従わざるを得ないみたいなのところも、正直首長になるとありますし、またそうだからといって首根っこをつかまれているから自治体は全て上の言うことを聞かなくてはならないということであれば、いわゆる全くの奴隷になってしまうということも含め、できるだけそれを適切にと、やむを得ず適切に使い、適切になるかどうかは分かりませんが、ほかの首長よりも私はきっとそういう意味では自分の態度ははっきり出しているほうだと思っています。そういう意味で、昨日も挨拶の中でも申し上げましたとおり、そういったもろもろのいわゆる国葬に対する判断が基準が不明確な中で、国民の代表である国会でも議論する。一定の期間議論をして、絶対多数を持っているのですから、時間切れで議決をして、それでやれば、例えば同じ今回は国葬だってやれた。手続も踏まない。だから、いわゆる安倍政権以降、自由民主党が絶対多数に近い多数を取ってからのほうが、非常に昨日も挨拶で長々とよくしゃべっていると言われるかどうか分かりませんが、それを重要なことだと思っていますから、昨日もそれを述べたのですが、そういう意味で相対的に国民がそれを敏感に感じ取っていて、ほぼ圧倒的に７割近くの国民も賛成していない、あるいは学者グループ、論客、いろんなものも含めてみると、決して我々の判断は間違っていないなということで、少数を押し通す国のほうが今回は今でも批判を受けている状況であると。正解はないにしても、自分の考えていることをやむを得ず町民の皆さんの一々アンケートを取ってどちらが多いか、それをしてからではなくては新聞に答えられないなんていう時間的余裕もないのですから、ですからこれから議会だって何だって、板倉町は板倉町の独自の判断を時によればしなくてはならないということで、周りばかりきょろきょろ見るわけにもいかないし、また逆に必要によっては自分の置かれている立場が周りと同じような、いわゆる民主的な選考基準をまず取った上で、考えた上で判断をしているかどうか、それを参考にするために周りの判断を伺うということも、それは十分あってしかるべきと思っています。

ということで、主観は入れる入れないは別として、先ほど言ったものに、内閣の閣議決定とは、内閣というのは首相が好きな人を任命できるのだから。だから、お友達内閣と、それをよく新聞で出てくるわけけれども、好きな人だけで日本の、だから閣議決定がずっと多数を取ってから、だからそれが自民党の傲慢さであると。幾ら多数を取っていても民主主義の基本は少数の意見も一応聞くということも含め、そうやってほしいという願望がありますので、笹川先生などと話するときにもそういう話は、庶民の心を忘れたらあなたも終わるよという話、それは自分もそう思っていますからということで、そういうことであります。

以上。

○今村好市議長　森田議員。

○3番 森田義昭議員 いずれにしても、国葬とは名ばかりであって、国費が使いたかったのかなという思いだけが残った式だったと思います。これも新聞記事ですが、「首相、世論を読み誤りか」と出ておりました。ちなみに、当町といたしましても一銭もこれについてお金は使っていないということでもありますね。本当のところの国の狙いがどこにあったのか、疑問だけが残った式だったような気がします。12億4,000万円とか式にかかったらしいです。これが高いのか安いのか、なかなか自分みたいな一般的な人間には分かりませんが、12月4日付の新聞では「国葬を検証」と出ておりました。どのような結果が出るのか待ち遠しく思っている一人です。

では、次の質問になります。マイナンバーですが、まず初歩的な質問になるのですが、マイナンバーカードがなぜつくられたのか、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 それでは、森田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、マイナンバー制度について説明いたします。平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が成立し、平成28年1月1日より社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入されました。このマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤となるもので、平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人に1つ12桁の番号（マイナンバー）が郵送により通知されております。

マイナンバー制度の導入のポイントとしては、次の3点がございます。1つ目は、社会保障・税関係の申請では、添付書類が削減され手続が簡単になる。国民の利便性の向上です。2つ目は、国や町の手続で情報の照合、転記等に要する時間、労力が削減され、正確でスムーズになる行政の効率化です。3つ目は、国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になる公平、公正な社会の実現です。

ご質問の当初マイナンバーカードがなぜつくられたのかですが、マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された身分証明書を兼ねた顔写真付きのカードで、マイナンバーの提示が必要な場面で証明する書類として認められています。現時点で健康保険証とマイナンバーカードの一体化などの政府の方針が示されておりますが、カードの保有は国民にとって必須になるものと思います。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今答弁されたように、マイナンバーカードは個人を識別する12桁のカードで、政府としては社会保障、納税、災害対策などの利用促進と行政の効率化というためにつくられたと聞いております。ただ、これが任意であります。今でも任意ですが、それで普及率を上げるために当町にどのような指示があったのか、あればお聞きしたいと思います。当初です。今ではなくて。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 お答えします。

先ほど平成27年10月以降に住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知されたとお答えしましたけれど

も、その直後は、特に国、県のほうからマイナンバーカードを積極的に取得するようにというような国、県からの指示はございませんでした。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そうなのです。それほど強烈に取ってくれというような指示はなかったのではないかなと思います。何しろ任意ですから。だから、この辺が訳が分からないこのマイナンバーだと思います。それでも徐々にどうしても必要だと。いろんな番号を個人個人今持っております。それに飛び抜けてどうしてもマイナンバーを進めようということでポイントをつけました。若い人なら、今風な方でしたら敏感に反応し、そこそこポイントで成果が出ているのかなと思いますが、今年の11月現在で群馬県の普及率は下から3番目と、これも新聞記事であります、出ておりました。そこで、県も若干躍起になったのかなと思います。若い人だけではなく日本国民全員に持ってもらわないとというようなことで出てきた案が、健康保険証の代わりになる、または運転免許証の代わりになると。これは、前々から出てきている案ではありますが、これが本当になりそうな雰囲気ではありますが、それでも任意なのです。そこで、そうなったときの当町の窓口の担う新たな仕事について、窓口の負担について質問したいと思います。

マイナンバーは顔写真が必要なわけです。そうしないと、もちろん免許証は顔写真載っております。これは、役所へ来れば写真は撮ってもらえます。自分も撮ってもらいました。または、携帯などで自分で撮ってもオーケーです。そうなのですが、年配の方または寝たきりの方などの対応についてどうなるのか。携帯を持っていない方、いますよね、年配ですと。障害をお持ちの方、役場まで来られないといった方の対応についてはどのようにしているのか聞きたいと思います。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 答えいたします。

普及率の向上や年配の方々がマイナンバーカードを取得しやすくするため、地域の公民館に出向き、顔写真の無料撮影や申請書の作成サポートを現在行っております。自宅に寝たきりの方でありますとか、そういったことの対応については、現在は行っておりません。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろん国からの指示などもあろうと思います。国の施策ですから。新しい、ある意味、強制となりつつある制度となるわけですから、当町の誰一人として取り残しが無いやり方を進めないと、具体的な対応が求められているのかなと思います。生まれた時点で赤ちゃんに番号がつくわけです。名前がつく前に番号がつくわけです。何度も言いますが、これ当町で決めたわけではないので、とやかく言えないのですが、何とかスムーズに変換することを願うしかない現時点であります。もちろん国から各家庭に全国民へ通知が来るとは思うのですが、一つネックなのが写真つきということになります。これは、当町の窓口が担うのかなと思っておるのですが、この辺、今どうなっていくのか、考えれば考えるほど不安になっています。任意なのか強制なのか。任意から強制になるのに国からの説明が希薄だったような感じもします。どちらにしましても、その選択によって当町として担う仕事が増えていくのは必然的であると思うのです。まだ11月3日付の写真などでは、基本は任意の枠内から出ていない。政府の見解として載っているわけです。

が、この場に及んでもですが、さらにこのような任意から強制に言えないといったような姿勢が、さらに混乱を醸し出しているのかもしれませんが。それでも誰が見ても強制になる。保険証の代わり、免許証の代わり、と思います。現に今、薬局などに行けば「マイナンバーカードを次は持ってきてくださいね」とこの間言われました。そのとき、年配の方ですが、おばあちゃんなのですが、「どこでもらえるんだい」と薬局に言っていました。それぐらい一般化されていないのです。それは誰の責任かと自分も思ったのです。それは国の責任かもしれませんが、そのおばあちゃんに、顔写真は役場で撮れるのだよと、ここまで来たのですが、さすがに言えなかったのですけれども。11月の中旬頃の話なのですが、こういう方のカバーを誰が担っていくのか、今回の質問が自分の趣旨である。いいとか悪いとかではなく、当初の一番最初の質問もしましたが、マイナンバーが大きく変わってきたのは誰の目にも明らかです。保険証を廃止してマイナンバーカードを一本化、カードがあると便利から、ないと不安へ変わろうとしているわけです。つまり、誰もが持たなくてはならないカードになります。町民の方々がスムーズに変換できるよう再度お願いをしておきたいと思います。何度も繰り返しになりますが、町の皆様が誰一人として取り残しがないようよろしくお願いをしたいと思います。

つい先日も、「広報いたくら」と一緒にマイナンバーカードを推進する広告が入ってきました。あれはまるっきりですが、ポイントが、おまけだけが強調されていて、マイナンバーカードを持つと何で必要なのか希薄ですよ、説明が。今度は保険証になりますよ。決まっていないのですけれども、保険証になりますよ、免許証にもなりますよ、一言も書いていないです。ただポイント、ポイント。そうしたら、本当に若い人たちだったらそのポイントにつられるかもしれませんが、この薬局で会ったおばあちゃんなんかではぴんとこないです。その辺の説明がもう少しできていればよかったかなと、その広告を見て思ったのです。もちろんいまだに強制ではないので、なかなか書けない事情があるのかなと思いますが、1行ぐらい、後にはといった説明をしても間違いではないかなと思っております。大体そのような方向で進んでいるような気がします。気ではない。そのように進んでいるのではないのでしょうか。保険証、免許証。その思惑がある以上は早く進めてほしいと思います。それは県で出したのですね、その広告は。時期尚早だと言えればそれまでにってしまうのですが、このような広告を出せば出すほどマイナンバーカードの意味が色あせて、違った意味にとらわれるのかなと危惧します。これについて何か意見があれば。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 これからのIT社会というか、いわゆる社会像に対して必要だということを、ほぼ100%に近い状況の中で、いかにして推進をするかという国の姿勢、それに対して強制力みたいなものになってはしょうがないということも含め、なぜそれを素直に受け入れられないかということ、プライバシーの問題がどこまで把握をされ、国民一人一人によって、政府の表で言っていることと、真の一人一人背番号制と同じですが、ほかの狙いもあるのではないかと、いろんな意味で、当然進める側と受ける側では考え方も違いがあり、そうはこういった民主主義の国ですから、強制もできないということも含め、いわゆる推進が自由というようなことであるのはそういうことかなと思っております。

世の中というのはおかしいもので、ここ去年あたりから突然また復活したというか、進める強さが出てきたのです。週刊誌なんかを読むと統一教会とかいろんな問題が出たから論点ずらしに河野太郎がぶって、そ

れで幾らかでもどんどん前に進んでいけばよいという、岸田総理大臣の跡目争いの中にこれも手段のような感じで、よくそれを政権政党も使うわけですよ、どこの政党も。自分に不利になると違う話題を提供して世論が、国民の目がそっちへ移るからというようにいろんな見方もできるわけですが、基本的にはうちの町も群馬県でどちらかという下の、先ほど言ったように1割ぐらいの、それでも僅かなパーセンテージで続いているのです。今、日曜日ごとに推進体制を一応持っていますから、43とか45とか、やや50に近く、日曜日ごとに13人あるいは二十何人、この間、西谷田の公民館の祭りのときには26人登録したとか、そういったものも出ていますが、いずれにしても国の姿勢もそういう姿勢ですから、取ったところで、いわゆる関連する相手様の病院とか薬局とか、全部整備されているわけではありませんし、いわゆるだからひもづけをするということと、そのつけたひもが全部使えるかということも難しい。一定の期間と予算や周知徹底が必要なことは国そのものが見越して、今の状況ぐらいで進んでいけば、何年後ぐらいにはそこそこのぐらいになるだろうと。だから、私どもは国からもう少し進めろと言われれば進めるし、そんな程度でございまして、無理を通せば道理が引っ込むということにもなりますので、必要性もだんだんに感じてくるようになればもう少しスピーディーにもなるでしょうしということで、推進体制は、実は本当のことを言うとそんなところですよ。ですから、群馬県のIT企画何とか監だっけ。

〔「DX推進監」と言う人あり〕

○栗原 実町長 DX推進監。これは、群馬県知事が特別、東京のほうから三十五、六の若いお姉ちゃんと言っては失礼だけれども、優秀な専門監を群馬県のその分野の担当技監だから、一番トップ。この間もううちの町へ、実は言いづらいけれども、邑楽郡の中でも、僅かですけれども、0.5とか0.05とかそういう順位で遅れているので、ぜひ推進していただきたいと。この間行き会ったのですが、私が。その後2回目でしたから、言わずともわかっていることだから、副町長、あなたが行ってくれということで、私は同じ内容でしたので、この間は失礼をしたけれども、一応そんな程度のところの対応で現在は進んでいるということであります。したがって、無理をしてでも強力に進めるという体制にもなっていないし、それをやったところでお医者さんやいろんなところでもその使い勝手の悪さが、相手が整備しないと使えないということも事実ありますので、その両方の伸び具合を見ながら、近い将来に一定のところまで、それをまず達成した後には先ほど言った弱者とかいろんな対応は100%いよいよ目指すときが来れば、そういった細かい対応もせざるを得なくなってくるということでありましょうという感じを持っています。

以上。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 早く国がはっきりすれば何ということはないと思うのですが、現場ではもう動いているわけです。薬局でマイナンバー持ってきてというようなことですので、先に行くことはないですが、そうなったときの取り残しがないう、町でもお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。コロナ感染です。ここへ来て県も警戒レベルが1から2へと変わってきました。ということは、以前から言われている、また新たな波が迫ってきているのかなと見てとれるのですが、第8波が来るのは大分前より言われていたのですが、これが新聞等にありましたが、各地の自治体としてそれなりの備えがあると。独自で進めていると載っていたのです。各自治体で独自の備えがあると載っていたので、当町におきましてもそのような備えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 その指している自治体と県以上、あるいは政令指定都市とかそういったものと理解しています。町村では独自でそういったものに対応する体制は、全く現在は持っていないと。我が町についてはです。全くに近いよね。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 第8波は1月中旬がピークと予想されています。それがちょっと早まって年内になるかもしれない。当町におきましても、感染者数が都度都度発表されなくなりました。感染者が減っているのか、減っているわけではないと思うのですが、それよりか以前より比べると自分自身の身近な人たちに感染者が増えていると感じております。これはやはり増えているのかなと、数字が出ていないだけに若干不安になるのですが、当町としてはどのようにその点考えているのか、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 住民の皆様も、現状については群馬県からの発表、町からの発表がなく不安に思われているかなという声もあります。結果から申し上げますと、町での患者数とか自宅療養者数が今把握できないというのが現状になっています。本年9月26日より全国一律に全数届けの見直しを図られました。これによりまして、医療機関からの発生届の対象が65歳以上の方、入院が必要な方、重症化リスクのある方、あるいは重症化リスクがあって治療薬や酸素吸入が必要な方、妊娠中の方と規定されましたので、これ以外の方につきましては届出の対象外ということで、居住地の報告がなくなりました。現在、群馬県で発表されている陽性者数というのが、群馬県内の医療機関での診断数と自己検査の結果、ご自身で健康フォローアップセンターに登録された方の合計のみとなっておりますので、各市町村ごとの発生数が全く把握できない状況です。しかしながら、この状況につきまして、町の感染者数を想像するに、県の動向と同じように増えていると想定いたしまして、町として対策を図っているところでございます。

また、実感といたしましては、先ほど議員おっしゃったように、ここ一、二週は特に増加傾向で、町も増えているだろうな、あるいは町民の方、学校等々でもちらほらと発生が出ていますので、決して減ってはいないだろうなという実感がございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 最近ですが、4歳以下の感染者が多いのかなと。4歳以下はワクチンが大人用とは違うと聞いております。この辺の薬の用意も当町としましてもできているかとは思いますが、社会的にもコロナがすぐ死に直面しなくなったので、社会経済活動を維持しながら、高齢者から守ることを重点に置いて感染防止、感染拡大防止を講じていると聞いておりますが、これもワクチンのおかげだと思っております。それと同時に、新型コロナもますます新しい形が生まれてきてまして、それが国内外で多様化して流行をつくっているのだと思っております。目立って強くなっているわけではないのですが、ワクチンなどで得た免疫から逃れる能力が上がってきているのが多い気がします。複数種の同時流行が定着すれば、再感染が多くなるのではないのでしょうか。自分の知っている内科の先生ですが、今までに3回感染しているそうです。それ

でも重症化はしないといったようなことであります。最近ではありますが、やっと内服薬も出てきました。あとは毎度繰り返しになりますが、ワクチン接種が一番手近で病気を重症化しない手段の一つかと思っております。町のワクチン接種の段取りなども毎回毎回スムーズになってきております。自分もこの間4回目、5回目が今週の月曜日だったのですが、副反応が何せひどいものですから、1週間延ばしてもらいました。この段取りのスムーズさも大変好評です。何ととっても、これからコロナに対して勝るものは、やはりワクチンしかないと思っております。これから先、5回目、6回目があるかと思っておりますが、接種しようと思っております。

以上をもって、時間が来ましたので、全ての本日の質問を終了したいと思います。本日も明確に答えていただきましてありがとうございました。もうここまで来れば来年の話をしても鬼も笑わないと思いますので、来年こそは世界中のどこにおいても平和な世界が来ていることを願って、自分の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

10時より再開といたします。

休 憩 (午前 9時48分)

再 開 (午前10時00分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

本間議員。

[4番 本間 清議員登壇]

○4番 本間 清議員 4番、本間です。12月に入りますと寒さも一段と厳しさを増しておりますが、日本には春夏秋冬の四季があり、それぞれ趣のある風景を楽しむことが当たり前の日常でしたが、近年の夏は異常なまでの猛暑日が続き、秋の気配を感じる間もなく季節が変わってしまったと。その変化の違いに多くの人は違和感を覚えたことと思います。

また、新型コロナウイルスの猛威も発生から3年になりますが、いまだ収まっておりません。発生当時、世界のウイルス研究者の間では終息時期の予測がありました。見解は3つに分かれてましたが、1つは間もなく収まると。2つ目は二、三年後に収まると。3つ目は収まらないとありました。答えはまだ分かりません。

そして、ロシアのウクライナ侵攻、今の時代にこれほどの理不尽、不条理があるのか。人間とはここまでむごい残虐な行為を自分と同じ人間にできるのか。現実には起きている戦争が毎日報道されておりますが、信じられないです。それに対し何もできませんが、一日も早く平和な日常が戻りますよう祈り、関心を持続しなければならないと思います。

今世界を震撼させている大きな出来事は、いずれ歴史の一ページに書き加えられるでしょうが、過去の歴史を学ぶことは、それを教訓として同じ過ちを犯さないのも私たち同じ人間です。古きをたずねて新しきを

知るとはよく言ったものです。

それでは、これより一般質問を行います。本日の一般質問は、通告いたしました板倉町の観光振興についてお聞きします。私、今までの一般質問の中で観光振興に関しまして5回ほど質問をいたしましたが、今日の質問もそれらと関連性がありますので、よろしく願いいたします。邑楽郡内は、同じ群馬県内にあっても、山があるわけでも海があるわけでもなく、平らな地形であって、景観が風光明媚とは言いにくいところでもあると思っております。それゆえ、邑楽郡内は平地観光とも言われています。群馬県をよく知らない他県の人たちは、群馬県は山ばかりのところだと思っている人は結構おります。日本地図のどの辺りにあるということも少しあやふやな感じがします。ですが、草津温泉や伊香保温泉、赤城山や谷川岳などの名称を挙げますと、「それは知っていますよ」と、返答は早いものです。観光地としてのなせるゆえんでしょうか。板倉町にも初めから名所旧跡があったなら、あまり苦労はしないで済んだかもしれませんが、それがなければないなりにその中で考え、生み出し、進めていかなければ世の中の流れの波にのみ込まれてしまうかもしれません。

御多分に漏れず、板倉町にも少子高齢化の波が押し寄せてきています。二、三十年後の板倉町の人口は1万人を割るだろうとの予測もあります。実際、「広報いたくら」の人口欄にはほぼ毎号減少の一途をたどっている人口数が記載されており、このことはただの取り越し苦労では済まされない現状があります。町の若い人は去り、周りは高齢者ばかりで、道路を走る車にとっては、ここは単なる通過地点、陸の孤島になっていたなんてことにはならないでしょうが、そうならないために、人の往来が続くよう、人を呼び込む施策はこれからもますます重要になってきます。

そこで、初めにお聞きしますが、町は板倉町の観光地はどこであるとお考えでしょうか。また、その中で観光客が多く訪れるのはどの場所でしょうか、お聞きします。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、町の観光地を挙げるとすればどこかという質問にお答えしたいと思います。

町の観光地としましては、群馬県へ報告している令和3年度の観光客数調査によりますと、板倉ゴルフ場、渡良瀬遊水地、高鳥天満宮、雷神神社、群馬の水郷、三県境となっております。また、期間限定でございますけれども、頼母子のしだれ桜、それと離山公園のヒガンバナなどが観光客数の報告というものをサポータークラブのほうから受けております。それと、令和2年、3年で休んでいました揚舟につきましても、令和4年度において再開しましたので、春の揚舟については6月、それと秋の揚舟につきましては9月と10月の2か月運行しまして、一応無事に終了することができたということで、今挙げたものが町の観光地として挙げられると考えております。その中で、人数的に多い部分につきましては、板倉ゴルフ場が5万三千ちょっと人数がいるのですけれども、ただゴルフ場が観光ということになるとちょっと難しい部分はあると思うので、次の数字としましては、渡良瀬遊水地のほうが4万3,000人程度の来場者ということになっております。ただ、この渡良瀬遊水地につきましては、谷中湖の周辺に対して板倉の面積が15%分ぐらいという感じであるので、そのアクリに確認したところ、アクリの職員がそこをぐるぐる、ぐるぐる毎日回っていて、そこで車を数えて、その1台に対して2人分とか、あとは自転車で周遊している人の数を、全体を考えて15%分を

計算した年間の合計が4万3,000人という形になっております。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 板倉町の観光地と考えれば、今お答えいただいたような場所かなと思いますけれども、ただゴルフ場5万3,000人、渡良瀬遊水地4万3,000人とありましたが、ゴルフ場が果たして観光地と言えるかどうかというのは、厳密な言い方をしますとちょっと違う、レジャー客かなとも思ったりしますけれども、やはり板倉町といいますと観光になるものはあまりないという人もいますが、邑楽郡内ではまだ板倉町はあるほうですよとされています。今地方では小さな自治体ほど観光客というのを呼び込むことに真剣になっていると思います。やはりその対策の一つ、これは人を呼び寄せるということが大事なかなと思いますけれども、渡良瀬遊水地に4万3,000人ということですが、板倉町はちょっと15%しか面積がないということですので、ちょっとインパクトに弱いかなと思いますけれども、それでもやはり渡良瀬遊水地、敷地は大きいですから、一つの観光の目玉になるのではないかなと思いますけれども、観光振興課としてはどのようにお考えでしょう。渡良瀬遊水地に関しましてです。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 渡良瀬遊水地に関しましては、過去結構いろんな協議等で板倉町は開催していた部分があって、それがだんだんなくなってきている状況で、今は本当に町として参加していない状況が続いていると思うのです。その中で、つい先日、加須のほうで渡良瀬まつり in KAZOというのが開催されたわけなのですが、その中で町の商工会のお店の方が1店だけちょっと出店していただいた部分があるのですが、今後渡良瀬遊水地を使うに当たって、商工会といろいろ連携しながら、まずはそのお店を出店して、多くのお店を出店していけばいいなというふうには考えております。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そういった連携するということも大切なかなとも思っております。それには町にある複数の観光と言える場所、それを組み合わせて周遊観光ということを考えていくことも必要なかなと思います。

それで、次に周遊観光についてお聞きします。この周遊観光とは一定の地区内の複数の場所を巡る観光スタイルのことをいいます。私ごとですが、時折新聞記事やテレビ等で車で一、二時間で行けるような観光地情報がありましたとき、出かけることがあるのですが、せっかく出かけるのですから、そこだけ1か所だけでは物足りなく、2か所目、3か所目といろいろなところを巡ってとなるのです。今の時代、スマホで近くに観光になるものと探せば簡単に検索できますが、そこで思いますのは、町に来た観光客が例えば揚舟に乗り、帰り際に、「楽しかったです、よかったですよ」と言って帰っていただくのは、それはそれで結構なことなのですが、「食事はどうされましたか」とか、「この後どちらへ行かれますか」と、次へつなげることがあってもよいのかなとも思っております。人は、その一言によって次の行動を起こすきっかけにもなります。ちょっとした会話から近くの情報を知り、時間の余裕のある人はそこへ行こうとするものです。そして、周遊観光をしていただくことは、町への滞留時間も長くなり、お金を落としてもらう機会にもつながり

ます。ですから、来町された皆さんには1か所だけではなく複数箇所を巡ってほしいと思いますけれども、町のこの辺のお考えはどうでしょうか、お聞きします。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、周遊観光についてお答えいたしたいと思います。

先ほど本間議員さんから言われたように、車で移動する方については、やはり今車のナビゲーションとかそういったものがあるので、セットすればすぐいろんなところが、回っている状況ができるということになります。先ほどの答弁でもありましたように、揚舟のほうも一応再開しまして、来年以降もやる方向で検討はしているのですが、本当に揚舟に乗ってお客さんが帰ってしまうということになると、町内にはやはり揚舟の料金だけしかお金が落ちないという部分がありますので、一応担当とも話しているのですが、来年以降については、商工会のそういうお店に話をさせていただいて、揚舟のチケットを持ってきたら例えば1割引とか、そういった検討を考えているところでございます。少しでもお金を落としてもらいたいという気持ちでやっていこうというふうには思っております。

ただ、今現在揚舟に乗った方が「どういった御飯を食べていいですか」ということを聞かれる部分があるのですが、それについては、一応グルメマップというのがあるのですが、担当としては、このお店がいいですよとなかなか言いにくい部分がありまして、載っているお店がここなので、このどこかで食べに行ってくださいというような周知はしているところでございます。それと、車以外での周遊観光という形になりますと、やはり町で所有しているレンタサイクルの関係と、あとはウォーキングの周遊観光になると思うのですが、レンタサイクルにつきましては、この「いたくら」の観光パンフレットの一番後ろのページを開けますと一応レンタサイクルの板倉めぐりMAPということで、どこまでが何キロで何分といったような周知がしてある状況があります。これが一つ。それと、ウォーキングマップにつきましては、みずばボタリングマップとか景観ウォーキングマップということで、景観ウォーキングマップは各東西南北を歩けるものが各公民館のほうに一応提示してありまして、そのチラシをウォーキングでしたい方は持っていくという形で考えているそうでございます。ただ、公民館に確認したところ、あまりウォーキングマップは取りに来ている状況ではないというようなことは確認はしているところでございます。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 板倉町での周遊観光ということを考えますと、確かに今おっしゃいました揚舟などは、本当に観光事業として人を呼べる事業と思うのですが、ただ桜の花とかそういうものは季節限定ですので、なかなか難しい面もあるのかなとも思っております。でも、今お答えいただきますように、いろいろ考えていただいて実行していくということですので、いろいろなアイデアを出しながらやっていきたいと思っております。また、「広報いたくら」の中に関東どまんなかサミット情報として、野木町、栃木市、加須市、古河市の観光情報等が時々掲載されておることがあるのですが、これら近隣からやはり周遊観光をしていただくという工夫も必要なのかなとも思った次第ですが、その辺どうでしょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答えします。

当然栃木市、それと加須市等々も県境であるのですけれども、そこでいろいろ協力しながらイベントをやっているとはいけないという部分があります。ただ、そこについては、三県境というのが今うちのほうでは協力してやっていっている状況なのかなというふうには思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 三県境なんかは、私は非常な観光資源かと思っております。行ってみますと田んぼの中に杭が1本打ってあるだけで、何があるのかなという感じもしますけれども、やはり3歩で埼玉、栃木、群馬、これを回れるということが大きな要因かなと思っております。これもPRの仕方かなと思いますので、これからもそういったことPRということを考えてやっていただきたいと思います。

次に、板倉町観光サポータークラブについてお聞きします。観光サポータークラブの皆さんは、板倉町のよいところ、歴史的なところ、楽しいところ、多くの皆さんに知ってほしいという思いを持って自発的に結成されたクラブです。平成31年4月結成以来、渡良瀬遊水地、三県境、雷電神社や、花の季節には頼母子のしだれ桜、また海老瀬離山のヒガンバナと、観光客相手にガイド活動をしておりますが、新型コロナウイルス発生以来、その影響によりガイド活動を中止あるいは縮小せざるを得ない状況の中にあるかと思えます。それでもいろいろと考えて、よい手段を見つけて町の観光振興に力を尽くしております。町としても、まちづくり推進事業の一環として、サポータークラブの皆さんと協働しながら、共に観光振興を進めていると思いますが、最近の活動状況などはどうなのでしょう。また、観光サポータークラブの皆さんは、自分たちの持ち合わせているスキルを発揮できるよう、町に対し要望や意見等、何かありましたでしょうか、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

まず、最近の活動状況なのですけれども、本間議員さんが言われましたように、観光サポータークラブについては、平成31年4月に会員11名で一応発足して以来、現在は14名の会員になっております。頼母子のしだれ桜やヒガンバナ、それと三県境、それと雷電神社等々を観光案内をやっていただいている状況でございます。日時指定のガイドサービスについても行っている状況でありますし、先ほどのコロナの関係につきましても、一部活動中止はしておったのですけれども、感染症の対策を講じながら、現在も今まで同様、同じような活動を継続しているところでございます。

それと、サポーターの要望や意見に関してなのですけれども、サポータークラブにつきましては、設立当初より観光サポータークラブが事業主体となりまして、まちづくり協働事業補助金を活用しまして自前で缶バッジですか、缶バッジを作成して観光客さんに旅の思い出として手渡すなど、町の観光振興にご協力いただいているところでございます。この缶バッジにつきましては毎年毎年申請をして、毎年新たに作っている状況でございます。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、缶バッジの話が出ましたが、私も頼母子のしだれ桜を見に行きましたときに、会員の方が缶バッジを作りまして、観光客の皆さんに配布をしてといひましようか、プレゼントしたわけですが、私なんかも頂いてきましたけれども、いい記念になったと思います。観光サポータークラブの皆さんは、観光ガイドとしては誰よりもよく知っていると思います。知識も情報も持っております。それを町と共有することで実質的な観光振興ということ、また新しいことも見いだせることかなとは思ひますので、これからは一層の連携を図ってほしいと思ひますけれども、何かありますでしょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答へします。

観光サポータークラブにつきましては、やはり重要な組織だと思ひておりますので、今後いろいろ検討しながら協力体制をやっていきたくと思ひております。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 次に、水郷公園についてお聞きします。

今の水郷公園を知らないで訪れた人は驚くかもしれません。入り口の前で立ちよどむ姿を思ひ浮かべてしまひます。今年度の議会事務事業評価の一つに観光振興事業が取り上げられ、見直しの上、継続すべき事業として水郷公園の整備を進める必要があり、観光資源化と憩ひの場にとの評価結果になりました。公園の周辺には植樹された桜の木が育ち、季節になれば咲き誇る桜の花をカメラやスマホに収めようとする人たちも訪れ、公園のすぐ隣には運行が再開された揚舟の乗船場があり、また年間利用者数1万4,000人近くの釣り人が通う魚釣り場と相乗効果が期待される観光地になると考えますが、そのための重要な場所である水郷公園が今のままでよいわけありません。きちんと公園整備をして憩ひの場にするこは、町としても言われなくても十分承知の上でしょうが、なかなか結果に結びつかない原因という、事情というのはどのようなことなのでしょう、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、お答へします。

水郷公園についてですが、群馬の水郷自体は、もともと東毛広域市町村圏の振興整備組合、当時太田、館林、尾島、新田、板倉、明和、千代田、大泉、邑楽町によりまして、ゆとりや余暇の時間の利用といった観点から、板倉町の特性を生かした大規模な釣り場を造成しまして、フィッシングパークの位置づけとしてこられたと。昭和61年5月の開園以来、毎年年間1万人以上の釣り客が来園する都市公園となっているところでございます。

この群馬の水郷公園の管理業務につきましては、漁業権を持っております邑楽漁業組合に現在管理業務を委託しておるところでございます。年3回から4回程度の除草作業をやっていただいているわけなのですが、それでも追いつかない部分につきましては、産業振興課の職員、商工観光係以外の係員にもお手伝いをしていただきながら除草作業をやったり、水郷公園内にある花壇ですか、そこに花を植えたりとか、それと揚舟が始まる前にいろいろ花の植栽等々は職員のほうでやらせてもらっているところでございます。こ

れが年５回から６回ぐらいやっているところで、水郷公園の草の管理がどこまでやればオーケーなのか、我々職員としてもできる限りやっているところなのですけれども、そこが議員さんにとってはまだまだ足りないという部分があるとは思っているのですけれども、今後そういった事務事業評価でも、もうちょっと管理したほうがいいのではないかというような話があったわけなのですけれども、当然令和５年度に向けて担当としては考えているところでございます。令和５年度の予算の要求に対しまして、一応その除草作業の追加の経費とか、あとは花壇にある花の部分についても年３回程度植えられたらいいなというような案を持ちまして、そういった来年度の予算に対して総額予算は今要求しているところでございます。当然その後、町長ヒアリング等もありますので、そこでいろいろ検討してやっていければなというふうには思っております。

以上です。

○今村好市議長 本間議員。

○４番 本間 清議員 今お答えいただきましたように、整備がどこまでできるかということです。また、その整備が仮にしたとしても、どこまで維持できるかということになってくると思いますけれども、確かにあれだけの広いところ、職員の方だけで管理するということは、ちょっと難しいかなと思います。ですから、その辺は町としても予算、これ出していただいて、やはり業者の方に依頼するということも必要なのかなと私は思っています。そして、水郷公園の整備、私が思いますのは、入り口の前に立ったときに奥まで見通せるということではないでしょうか。それには大きな木がやはり邪魔をしていると思うのです。まず、これらの伐採ということを考えてほしいと思うのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答えしたいと思います。

大きな木につきましては、桜の木がメインになると思うのですけれども、今クビアカツヤカミキリの関係でピンクのリボンがぶら下がっていると思うのですけれども、それについては、環境のほうでいろいろ薬を注入しながら、木を生かそうという形でやっているのです、特にうちのほうとすれば、令和５年度については、その木を伐採するというような予算は考えておりません。

○今村好市議長 本間議員。

○４番 本間 清議員 この前の議会でちょっとお話はあったと思うのですけれども、道路維持事業ですか、その役場の前の町道１－１２号線、街路樹、ケヤキの伐採ということで１４３本伐採すると。そういったふうにも必要に迫られるという感じでやりませんと水郷公園の基本的な整備はできないと思うのですけれども、なかなか難しいと思うのですけれども、将来的にはそういうことも考えてほしいなと思います。町長、何かありますか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 以前から、私も就任してもう十何年ですから、時折水郷公園の有効な利用、よりすばらしい公園化とか、提案は議会からいただくのですけれども、具体的手法についての提案もない。今例えば本間議員が初めて大きな木を切ったらどうかと。ご承知のとおりあそこは重要文化的、関東唯一の景観ということで、桜の木はいずれおそらくほぼ９０％以上、赤いテープがもうちらちらしていますから、やがて伐採す

るか、伐採した後に同じものを植え替えるかとかという選択は出てくるにしても、蛭田という沼の東側の相当高木なドングリの木とかいろんな木があるわけです。これらはそう簡単には、先ほど言ったものも含め、板倉町の過去認定を申請をした重要文化的景観の中の構成要素の中の中心となるような林ですから、ということで、ですからいろんな制約があって難しいということは正直言って。その結果として10年来なかなか進展がないと。

さらに、東毛地区の釣り人のための憩いの場みたいなものが中心的な利用ということで、東毛広域圏から板倉町への地域性にのっとして、あるいは本来であれば全部の市町が出していたものですから、あの維持管理費も含め買収も含め。それを一定限度の年数がたったので譲り受けたと。譲り受けることについても管理が、沼を人工的に掘って、そこが釣り場になっているわけですが、護岸一つにしても莫大なお金がかかるということで、当時、もらっていいのかももらって悪いのかも含めて、判断を苦慮したところもあったりして今日が多分あるはずなのですけども、したがって、釣り場の雰囲気を失うような開発が、そのいきさつから、したがって認められるのかどうか。それは、一緒に同調した自治体の中です。釣り人を優先的に考えながら、では都市公園といって、どういうものをでは整備したら具体的可能なかということも含めて非常に難しい問題であります。

それに加えて、今現在も再三再四にわたってそういった要望もあるものですから、過去にも10年間の中で、この後の質問にも出てくると思うのですが、コスモス畑が、諸般の当時の農政の関係で推奨され、また地権者と合意がなされて、一時期、関東でも屈指の広大なコスモス畑が一応有名になったという歴史もあり、なおかつそれが時の農政の変化で、地権者が反当20万ぐらいの補助がなければみたいな、米を作りたいというような状況になって、米だけでも10俵取れば手取り10万円になるとか、売上げでは15万円になる、それに小麦を作って裏作でなんていう、いろいろそういった諸般の農政の変化で、農家の要望を優先するがためにやむを得ず、農家がそのほうが潤うのであればということ。

加えて、関東では有名になったようなものですが、町に対しては支出オンリーで、収入はほぼないというようなことで、非常に貧しい町が貧しくなるように、なるようにというような、財政的に見ればですよ。そういったような形でもあったということも経営の中ではあったわけですので、思い切ってやはり農家の皆さんが要望して、地権者が北部土地改良区という大金をかけて土地改良をした後に、本格的に今日の大農業を目指したいというちょうど分岐点の時期でもありましたので、切り替えたということですが、その補完として、それを補う意味で、残念だ残念だと。財政的にはやらないほうが得だったのでしょう、錢だけ考えれば。植林を半年で一定の期間で何百に通算入れたり、たった1日か2日のお祭りの騒ぎで、売れた売れたといっても、それはみんな出店した商工会やその人たちのその晩の飲み代で消えたというようなことも含めて、それでも損得は別として、では先ほど言ったような蛭田の西側へでも、飯野線、水郷公園の西側に一定の農地があるわけですから、そこを何とかそういう意味でのお花畑みたいなものと含めて抱き合わせで開発することは可能かということで検討してきた時期があるのですが、少なくとも今日までは、夏場に間が悪いと間違はなく一、二回水没するのです。そうすると、ヒマワリまこうがコスモスをまこうが、大枚をはたいて1反歩に幾らのお金で土地を借り上げ、それに種をまいて一定の除草剤をまいたり耕作するお金を投資して、毎年毎年花が見える頃になって、水が出たら無に化すというような状況が起こったときに、その確率が非常にそういう意味では大きい場所でもあるということで、なかなか踏ん切れずに今日まで、腹案としてそれは

ずっと持っていて、それを計画しようとした時期もあるのですけれども、それに打ち勝てずと。そういった不安というか。

さらに、あそこへ、では遊園地みたいに観覧車を造るのかジェットコースターを造るのか。都市公園とはどういうことを言っているのか。本間議員が言う例えば都市公園。それもきっと様々な議員によって人によって考え方もあるかもしれないということを考えたときに、荒井英世議員からも時折何回か質問をいただいておりますが、造ることを、造ってほしいということだけを言うけれども、あとは質問だけして、はい、その後はお任せということであると、行政として、地理的な場所も含めて総合的に、しかも重要文化的景観、あそこはできるだけいじらずに保存をしていくというような位置づけ、釣り場、それに人的可能なものを、どういうものを加えた上でさらに人が来るかというようなことも含めて難しさを感じているところでありまして、ぜひ今年一応今現在、万が一何年か水が出るかどうかは分からないけれども、飯野、原宿、公園通り線、その西側に一定の土地を貸していただけるのであれば、そこへ先ほど言った、水没するから1年ちょっと、今までですと二、三回は水が出るのです。そうするとせっかく生育したものも枯れるというようなことも含めて、ばくち的な要素もあるのですけれども、そのぐらいしか今考えることはございません。あの地域に人的あるいは泥をいじるとか工事をするとかという開発については、河川敷ですので県ですね、土木事務所。国の許可もないと。泥を、きっと土をあそこから持ち出すようなものについては、多少の了解は得られるのですけれども、あそこへ土を持ち込むようなもの、だから樹林をちょっとこの部分を高くしたり、そういうものは全く多分駄目だろうということを考えると、今のままでやっていくほうが無難なのかなとか、いろいろ考えるところがありまして、とても私一人の考え方、あるいは役場だけではそういった諸問題を解決しながら、口で言うは簡単ですが、行方は難しの範囲内かなという感じもしまして、なかなか。

でも、過去にあそこへ水郷の色彩をさらに強めて、ほんのいつときでも花を見に来る人がいれば、それはそれで増員になるのかなということを含め、アジサイ等を水郷公園の池の周りに300本ぐらいかな、植えたという経緯が、私になってから植えさせたという経緯があるのですが、土が悪いのかそのときの環境が悪かったのか、専門の植木屋さんを使わなかったということも大きなもしかしたら要因かもしれないけれども、担当課の職員の労働奉仕で、仕事で植えて水くれもしたのですけれども、真夏が越せなくて、ほぼ8割以上が枯れてしまったというようなこともありまして、その後、購入苗では大変だから、アジサイであれば挿し木でつくからとか、挿し木を東の総合販売所の木陰で挿し木を何百本かさせたこともあって、そこそこになったりしたこともあったりしたのですけれども、非常にそういう意味では難しさがあったということで、今現在取りあえず来年度予算づけをして、アジサイでもちょっと大きめのアジサイ、だからもっとお金張ると思います。周りに植え込むか、あるいは谷田川の沿線の揚舟に、乗り場に沿って橋から見通せる範囲の奥まで、その縁に毎年草がぼうぼう生えるのですが、そこにカキツバタとかアヤメとか、あるいはさっき言った6月を中心に、桜が終わってアヤメ、カキツバタ、アジサイ、そういったものでややちょっと長期なもので植えてみるか、そのぐらいしか今のところの考え方としては。ただ、それも失敗する可能性もあるし、非常に今現在、来年度でも予算づけをしてみるかとか、でも先ほどの西側の土地の話にしても、地権者がそこそこ高いことを言っているような話もするので、1反歩で10俵取れて16万円、それに管理費と合わせて1反歩幾らぐらいよこさなくてはなんて話も聞いておりますので、そんなに払ったのではとてもではないがというようなことも含めて、いろいろ総合的に判断をしていかななくてはならないということで、お金を考えず、あるい

は成功するか失敗かを考えず、やれということであれば何でもやれますとも言えるのですが、やれる範囲内に限度があると。先ほど言った開発行為は基本的には駄目ということだろうと思いますけれども、いろいろそういう意味では今日の質問を参考にして、さらに模索をするということにはなるのでしょうかけれども、取りあえず今の時点での答弁はそんなところです。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 水郷公園のことに関しましては、そう簡単にできないことは分かっておりますが、町長の答弁によりまして、またさらにその難しさを実感した次第です。

次に、コスモス畑についてお聞きしたいと思ったのですが、これは早い話、もう大変十何年前かにありましたコスモス畑、これ町民や来町者の方に非常に好評でしたので、また再現化できないかということでしたけれども、町長の今の答弁の中でコスモス畑に触れまして、前向きなことがお聞きできましたので、次にしたいと思います。

次に、イルミネーション装飾についてお聞きします。このことは、例年開催されていました夏祭りのフィナーレを飾る花火大会の中止が決定した際、今年も何もないのはどうしたものかと検討の結果、イルミネーションを代替として役場庁舎敷地に設置する計画と聞いておりました。今年度予算400万円で3万球の規模で実施し、好評であれば来年度以降もバージョンアップして、さらに大きくしていこうというお考えもあるようでして、イルミネーション計画の概要はこのようなことでよろしかったと思いますが、その後完成しましたイルミネーションの点灯式に私どもをお招きいただきましてありがとうございました。冬の大気の透き通ったイルミネーションは、夜空に輝く星のようにまぶしく光を放ち、見る人の心を必ずや魅了することでしょう。イルミネーションは、ある程度の規模になれば、町内はもちろん、町外からの来町者も呼び込むことが期待できると思います。これは、町の新たな観光施設の一つになっていくというふうに私は思ったのですけれども、町のこの辺の意気込みはどうでしょうか。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

まずは、イルミネーションの点灯式、12月1日に実施させていただきました。今村議長をはじめ議員皆様にはお運びいただきまして大変ありがとうございました。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

イルミネーション事業につきましては、これまでの実施までの経緯については、議員のお考えのとおりでございます。ある程度の規模になれば新たな観光資源になるのではということですけれども、まず最初に経緯のほうから1回説明をさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、町内の各種のイベント、行事等がやむを得ず中止または縮小となっている状況が続いてまいりました。このイルミネーション事業につきましては、昨年令和3年度の板倉まつり、これもやむなく中止になりましたけれども、その際、各地で花火の打ち上げ等が実施されたわけですが、いわゆる場所も特定をしない、それもなかなか一定の場所に集まってみんなで楽しむというよりは、自宅から楽しんでいただきたいというような花火の打ち上げ形式が取られていたと。その際から、その花火の打ち上げに代わる取組が何かできないのかというところで、昨年からイルミネーション

の取組については検討を続けてきたところなのですけれども、本年度も板倉まつりのほうが中止になりました。その際、花火の打ち上げはどうかというような意見をいただいたところですが、その板倉まつり、花火の打ち上げに代わる取組といたしまして、イルミネーション事業の実施をしようとするようになったものでございます。花火の打ち上げにつきましては計画をしまして、当日天候、荒天の際は、実際打ち上げができなかったり、そのためのキャンセル料の発生、また一瞬で終わってしまうということで、なかなか多くの方に楽しんでいただけない。それに代わって、ある程度の期間、町民の皆さん、多くの皆さんに楽しんでいただけることはできないかというところで、イルミネーションの実施を計画したものでございます。概要につきましては、これまで議会の全員協議会、また区長会議等で事業の説明をさせていただいたところでございますけれども、その際、やはり口コミによって広めることが重要ではないかというようなことから、訪れた方が写真が撮れるようなフォトスポットの設置等についてもご提案をいただきまして、実際そのようなフォトスポットの設置もいたしたところでございます。

事業の内容といたしましては、現在役場の敷地内東側の植栽帯を中心に約3万球のLEDライトをともしでございます。当初5時から9時までということで計画をしていたところでございますけれども、政府からの節電等の要請もございましたので、その辺を考慮いたしまして、現在5時から8時までの点灯としておるところでございます。また、イルミネーションに足を運んでいただいた町民の方に、軽い飲食ができるような対応ができないかというところで、町のホームページではキッチンカー等の出店者を募集をいたしまして、現在出店をいただいているところです。これは引き続き募集のほうは継続していきたいというふうに考えてございます。議員のほうからバージョンアップというお話もありましたけれども、400万円の予算でLED、電球買取りをいたしているところでございますので、当然来年もそのまま使えるというような状況でございます。12月1日の点灯式ではある程度の評価はいただけたものと考えてはおりますけれども、まだまだ課題も残ってございますので、これからはより多くの皆様に楽しんでいただけるように改善ができればなというふうに考えてございます。議員のほうからは、大規模になればというようにところで、現在約3万球でございます。近場ですとあしかがフラワーパークさん、何かもう日本一のイルミネーションということで受賞されたようですけれども、500万球というところで、到底そこまでには及びませんが、町民の多くの皆さんに楽しんでいただけるような工夫はしていきたいと。

それと、将来的に大規模にする場合、役場の庁舎の敷地内で続けるのがどうかというふうには思っています。もしも定着をするようであれば、ほかの場所にイルミネーション点灯ということも考えながら進めていければなと思っています。

以上です。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 担当課長から今丁寧な内容での説明をさせていただいたということですが、人は千差万別なのです。もちろんそれは我々は予測をしてやるわけですが、昨日町内から私宛てに文書が届きまして、この節電が世界中で必要な時期に何をやっているのだと。市民が町民が苦しいのに、それだったら商品券の3,000円を5,000円にして配れとか、だからやはり何をやるにも賛成あり反対ありだなということも含め、今の時点では先ほど、いわゆる企画財政課長が言うように、せっかく1年後おろして、その400万円を元に

来年は例えばあと100万円追加すれば、もしかしたら半分ぐらいはちょっと広げられるとか、いろんなイメージでもって出発はしておりますけれども、電力状況がどうなるかとか、そんなものはもう今こういう状態だと分からないわけですから、いろんな考え方をしっかりと受け止めながら、必要なときには町民の皆さんの、必要なときというよりも、折々必ず重要なことをお伺いをしているわけですから、反対者があっても、先ほど言った民主的手順を踏んでいるのですよ、町民の皆さんの一人一人の意見は聞きたいと思ってもなかなか難しいし、そのたびに多数決を採って、いわゆるそれが衆愚政治にもなるし、でもないけれども、代表者の皆さん方の議会と相談した上、やらせていただいているというようなことも突破口にして進みたいと思っていますけれども、特にこういった時期、電気それからエネルギーに対しては何倍になってしまうか、それも本当のことを言って分かりませんから。ということも含めて慎重な町民の判断、それから観客数をどのくらいに推定するのかとか、いろいろできる分析はしながら、また来年のしかるべき時期に来たら皆さんと相談をしてということになるのであらうと思っています。

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 人の考え方は千差万別ですから、それを整理し、折り合いをつけるということは大変難しいと思いますけれども、町長は先ほどの答弁の中で、一つの信念を持っているわけですから、やはりそのように進めればよろしいかなとは私は思います。人はパンのみにて生きるにあらずという言葉もありますから。

次に、資源化センターを観光施設として利活用できないかということをお聞きしたかったのですけれども、ちょっと時間の都合で、申し訳ありませんけれども、一番最後の質問、これからの町の青写真を描いてくださいということで、これはあくまでも私だけの考えということになるのですけれども、町の中にシンボリックな何かを創造できないかということをお聞きしたいと思います。その何かについてはこれからのテーマになりますが、それは観光客誘致を得意とする専門業者に委託し、外部からの提案を求めるべきだと思います。私たちから見れば、毎日暮らしている風景からの視点と関係のない外部からの視点は、違った見え方、考え方があると思うからです。ですが、どのようなアイデアが出ましようとも最終的には資金の壁に当然突き当たります。その資金を調達するには、板倉町の年間歳入60億円あるとした場合、その中から捻出し、毎年積み立て、また国や県からの補助金も利用できるでしょうし、基金もあります。それらを5年、10年計画として実現化を目指すことで町のシンボリックな何かを創造でき、新たな観光施設になっていくと考えます。どれほどアイデアを出し合って検討しても、実行力が伴わなければ何もできません。

ここで聞きしたいのは、このような考え方をどのように思われたか。そして、毎年60億円の歳入があると仮定した場合、いかほどの金額が毎年資金として捻出できるのか。今は想定の話で結構ですので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 途中で1つ時間の関係ではしよっていただきましたが、資源化センターをどのように使うかということで、どんな考え方を述べていたのと。下準備で本間議員が動いている状況を把握させていただいて。そうしたら、例えば資源化センターを観光施設にというテーマでしたから、例えばお化け屋敷等はどうでしょうかとか、いわゆる本間議員の独特の、あっ、そういう考え方もあるのだということも含めて、独

特な発想は、ああ、なるほどなという意味で、我々ではちょっと思いつかないような発想だと。だから、むしろそういう発想が貴重なのかもしれないという意味では、はしょったところをこちらで今ちょっと披露したわけですけども。

いわゆる最後の青写真を、それにはシンボリックなみたいなことで、何かをお金をためて考えろと。それは素人では駄目だから、あるいは町民のアンケートでどういうことになるかは別として、委託業者、専門家に何か模索したらどうかとかと、そういう提案だろうと思います。60億円のお金をどの程度それに割り振れるかと。何年たったら幾らになるから、その範囲内でのものをということですが、財政需要的に見ると全く不可能であります。例えば今現在、板倉町で役場の、いつもこれは言っていますけれども、それを優先、例えば保育園も考えなくてはならない。あるいは南小学校や北小学校が空いたにしても、避難場所とか地震の避難場所とかいろんなもので、人は昼間ほとんどいなくても、生徒はいなくても、最低限の保守管理はしていかななくてはならない。電気料もかかる、水道料も全部いざというときのためにしていかななくてはならない。それから、学校そのものも、中学校もあるいは西小学校も含めても50年近くなっていますから、耐用年数60年という形からすれば、これも建て替えとか。ということで、多少の20億円、30億円のお金は、その一つを費やしてもなくなってしまうだろうと。けちけち栗原町政だなんて言われるところもあるけれども、決してけちでも何でもありません。必要なときにはこうして役場もちゃんと。そういう基本があるからこそ実行ができるのだらうと思います。僅かなお金もしっかりと節約しながらということで、厳しく職員にも申し上げていながら、あの太田市でさえ、群馬県でベストスリーの中の最右翼でしょう。群馬県の自治体の中で一番早く11月1日に節電を。新聞も騒がない、国から要望も出ない、要請もしない中で、それが上毛新聞に出されたわけです。16階建ての役場は必要ないから6階建てにとか、大胆な発想と、それはけちけちなのか、16階建てが必要とした人からすればけちけちでしょうし、6階で半分で間に合っているのだから、暴論にあと少しで乗ってしまうところだったとか、人も千差万別の考え方、それはそれとして、やはり一日にしてお金はたまらないということも含めて、一定の計画をもって今も進んでおりますが、そういう意味での中に考えれば、現状から考えれば、たらればの話をして何億円にそれがなるのか分かりませんが、そういったものは、今の時点では財政的な予測からすれば、多分財政カットすれば無理だろうというふうな感じもしますが、今言った堅い発想だけでは世の中は動かない。そんなことを言ったら、では町長、何も板倉町はいつになってもシンボルは何もないのではないかなというようなことも片や正論として考えるときに、やはりもう墓場に足を突っ込むような首長の考え方では追いついてもいけないのかもしれないとか、いろいろ責任をあまり考えていると挑戦はできないとか、いろいろあるわけですから、今の考え方もひとつ十分参考にして、財政当局とも一番必要なものを優先順にやっていかざるを得ないのだけれども、それにプラスして今のような本間議員の計画的なものも、どうやったら財政的にも対応できていくだろうとか、十分考える余地はあろうかと思しますので、預かってということで、取りあえず答弁とします。

それとともに、一応申し上げるのですが、入りだけ述べて、こうあったらいいというのは、極端に言う子供でも言えるというような、いつも極端に言うと、失礼な表現もしてしまう場合もあるのですけれども、ぜひそこまでのご見識もおありなのですから、例えば具体的にでは。お金は別としてこういうものはどうかとか、例えば今竹下内閣の1億円創生のときの事業に、我が町はヘリコプターの搭乗をこの町の使い道として基金をつくったやに聞いておるし、そうやってきたのだらうと思います。片や邑楽町は邑楽タワーを建て

たわけですが、1億円では多分できなかったと思うけれども。だから、そのときの町の力といわゆる財政力と、総合的な将来にわたってソフトがいいのかハードがいいのかとか、大分類をまずした上に、その上には具体的に、ハードであればハードみたいなもの、その一つとして例えばイルミネーションみたいなものだって何だってこれは、やりようによれば、でもとても日本一にもならないでしょうし、だって170倍、ざっと計算して足利のフラワーパークは、ざっと計算すれば幾らになるか分かる、うちが400万円……

○今村好市議長 町長に申し上げます。時間が過ぎていきますので、まとめてください。

○栗原 実町長 はい。すみません。ということで、十分せっかくの普通の方よりもちょっとトリッキーなと言っては失礼ですけれども、悪い意味ではないのだよ。そういう意味で俗に言う面白い発想をなされるところもあるので、ぜひ今の話も十分参考にさせて検討してみます。また折々、私のあの話は答弁では調子のいいことを言ったけれどもどうなっていますかとか、確認をさせていただきながら、そのときにはまだ無理だから検討ができないとか、いろいろもしかしたらお答えする、その答えはどうなるか分かりませんが、貴重な意見だとは思って受け止めております。ありがとうございます。

〔議長、一言〕と言う人あり〕

○今村好市議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 町長の今の答弁に関しまして、いろいろまたお聞きしたかったのですが、もう時間がありません。町長は、私どもにいろいろ議員さんは言うだけではなくて提案を出してくださいということですので、私も一つの提案を出させていただいたわけです。ご丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○今村好市議長 以上で本間清議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

休 憩 (午前11時05分)

再 開 (午前11時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木秀夫議員から一般質問に関する公文書等について議員皆様方に配付の依頼がありましたので、これを許可いたします。これから配付いたします。

〔10番 青木秀夫議員登壇〕

○10番 青木秀夫議員 では、よろしくお願いします。10番の青木です。直ちに質問に入らせていただきます。

通告の順番を変えまして、後の2番目のほうから先にさせていただきますけれども、よろしくお願いします。何回も同じことを聞いていますので、前置きは抜きにして、早速質問に入らせていただきます。

まず、中里副町長にお聞きいたしたいので、よろしくお願いします。今議長から指示があって配付された資料についてお伺いしたいと思います。この付箋の1番については、この1枚目の参考資料と書いてある資料についてお伺いいたします。

この「懸案事項について」という参考資料です。この資料ですけれども、これは日付も作成部署もない怪しげなペーパーなのですけれども、これは間違いなく平成30年12月21日の合併協議会に合併事務局から配られた資料で、これは間違いなく本物だと思うのです。このペーパーの中のアンダーラインのところをちょっと見ていただければ分かりますけれども、「政策課題については、両首長も含めて議論するほうが早いのではないか」という提案が合併協委員からあり、「懸案事項等を調整するために、市長、町長、副市長、副町長による協議をはじめ、また幹事級職員も含めた協議を複数回行ってきた」ということが記録されております。この中で、合併協議会委員から……ちょっとすみません。

○今村好市議長 眼鏡がどこか行ってしまったのですか。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと待ってください。ちょっと休憩してください。

○今村好市議長 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時19分)

再 開 (午前11時20分)

○今村好市議長 再開いたします。

○10番 青木秀夫議員 両首長を含めて議論するほうが早いのではないかという提案があったとするその提案の意味、解釈、それについてはお伺いしたいと思うのです。提案という言葉は、いろいろ解釈によってする側とされる側と、またそれぞれの都合でいろんな条件も絡めるといろんな答えが出てくるのではないかと思うのですけれども、そうはいつでも、一定の共通の認識ができてくるのではないかと思うのです。例えば中学校のクラス会の日時、場所の選定を幹事に一任するという提案も提案の一つでしょう。法定合併協議会の協議事項を両首長を含めた幹事会に一任するという提案も、これは一つの提案だと思います。しかし、この提案の中身の一任についても、クラス会の開催の一任と合併特例法という法律に基づいて設置されている合併協での一任は意味が違うと思うのです。重みが違うと思うのです。今、国会でも問題になっている被害者救済法、長い間利害関係者間で調整がつかず、なかなか国会に提案されなかったと。そういうことで世論も岸田総理のリーダーシップを発揮して提案しろと、法案を上げろということが盛り上がってきて、岸田総理もその声に従ったということもあって、ようやく国会に上程されて、今審議中です。この被害者救済法も岸田総理のリーダーシップで国会に上げろと言っただけで、岸田総理に決めろということはないわけです。議決決定は、これは国会の役割、国会の役目ということになっておるわけです。法定協議会も国会とは格が違うと言われればそうなのですから、仕組みとか運営方法は、これは同じではないかと思うのです。幹事会の委員は、協議会委員から両首長を含めた幹事会に協議事項を協議すればという提案を、これは間違っ理解しているのではないかと思うのです。

1番の付箋のついた資料の3枚目、下にページ数は5と振ってあるのですけれども、3枚目を見ていただければと思うのです。よろしいですか。そこに中里副町長の次のような発言記録があります。よろしいですか、中里副町長。「両首長のリーダーシップで」という発言が協議会委員から複数回あった。これは両首長

で決めるということだと理解している」という記録があるのですが、この中里副町長のこの理解は、協議会の仕組みとか役割を間違っ理解しているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

ここに記録があるとおりで理解をいたしております、それはいわゆる合併協議会、それからそれに付随します幹事会、それから合併協議会の事務局、それぞれの役割は、この手順であるということを基にこういう理解をいたしたところでございますので、私としては間違っ理解をしているとは思っておりません。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 間違っていないという見解ですね。

次に、この真ん中の辺のアンダーラインのところを見ていただけますか。合併協議会の中に、この合併特例法は合併特例法という法律に基づいて設置されているのですが、なかなかそれを理解していないような気がするのです。合併協議会は、これは群馬県の税金も投入されている公の協議会なのです。これ民主国家、先ほども町長よく民主主義、法治国家とよく言っていますけれども、そういう日本です。合併協議会は、法律に基づいて運用しなければならないのではないかなと思うのです。そこで、この真ん中辺りのアンダーラインを見てください。この幹事会の中でよくこの言葉が出てきているのです。「進める」、「進められる」とか「進めるべきである」という言葉がしばしば使われています。ここにアンダーラインのところをちょっと読んでみます。中里副町長の発言の記録です。いいですか。「そのような状況の中で、進めるべきだということであるが、ではどうすれば進められるのかということまで、きちんと提案をして意見を述べてもらうべき。そうした提案がなかったのは無責任極まりなく、そのような意見に翻弄される局面に至っている」との記録があります。この文、この主語や目的語を補充しないと何を言っているか分からないので、説明いただきたいのですけれども。それに加えて、この「進める」とは一体何のことを進めることなのか、その辺のことも具体的に説明いただければと思うのですけれども、副町長、お願いします。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

この会議録、平成30年11月19日の会議の会議録でございます、大分年数たっていますから、私も当時の発言の内容については記憶が定かではありません。この記録があるということは、事務局が整理したものですから、私がこのとおりに発言したかどうかについては、私も記憶がありませんので、書いてあるとおりで理解をするしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 理解できなければ、一応何かそこで述べたのでしょうかから思い出して、主語と目的語を補充して文章となるように。中学校の作文だとこれ10点満点で3点ぐらいな点数だと思うので、7点か8点になるように主語と目的語を補充してもらえないですか。山際大臣ではないのだから、しっかり記憶に

残っていると思うのです。いかがですか。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 先ほども申し上げましたとおり、非常に記憶が曖昧になっておりますので、補足をしろと言われても自信がありませんので、補足はいたしかねます。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、私が推測で交えて、補足して解説しなければならないと思うのです。この「進めるべき」と言っているのは、委員が進めるべきと言っているのは、合併協の会長である館林市長にしか協議事項を合併協に議案として提案することはできないのです。協議会の委員には権限がないのです。そうであるから会長に上程すべきと要請しているのです。それを進めるべきということと言っているのです。協議会に協議事項を議案として上げるようにということを言っているわけです。それがあれですか、無責任極まりないことなのですか。なぜ合併協議会に議案を上げるようにと会長に要請することが無責任なのか、その辺のことを具体的に説明してください。副町長。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 何が無責任だったかというところも、そのときには当然私も承知していたのだと思いますけれども、ここに至っては、やはり年数も大分経過していますので、記憶もなかなかよみがえってきませんから、これ以上の答弁はいたしかねますので、ご理解いただきたいと思います。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 何度も同じことを言いますけれども、法定協議会の協議事項、これは議案なのです。議案を提案する提案権は協議会の委員にはないのです。会長である館林の市長にしかないのです。会長が協議事項を合併協に提案しなければ合併協は開店休業なのです。そうであるから会長の権限、リーダーシップで協議事項を合併協に上程するようにと協議会の委員からも声が出ているわけです。その協議を進めるべきであるとは、合併協の委員は、協議事項を協議会に上げろと言っているのです。それが無責任なのですか。答え、同じですか。

では、先に進めます。この平成30年5月、7月、12月と一応法定協議会は開かれたのですが、協議事項は一件も上程されていないのです。したがって、何の議決もしていないのです。それは協議会の中身はインターネットにも全部載っています。一言一句載っています。何も協議していないことも分かっています。中里副町長の間違った見解だと思うのですけれども、どうなのでしょう、忘れてしまっていますか。では仕方ないね。合併協議会の議決権は合併協にあるのではないですか。幹事会は合併協の補助機関なのです。合併協は補助機関であるということは理解していますか、中里副町長。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 これについては規約のとおりでありますから、補助機関ということであると思います。ただし、今議員がご指摘をされていますこの会議録、これは幹事会の会議録ではありませんので、それは議

員もご承知されておりますよね。これは館林市役所で開かれました正副町長を交えての会議の会議録でございますので、混同のないようにお願いをしたいと思います。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ここに2枚目に表題が出ているから分かるでしょう。これ「館林市・板倉町合併協議に関する意見交換 顛末」と書いてあるから、幹事会の協議と同じでしょう、これ。

それで、この付箋の2番のついたところを開けてみてください。これ誰の発言だか分かっていると思うのですが、吉間委員。吉間委員は館林の教育長です。教育長の発言記録です。このアンダーラインの辺りをちょっと見ていただければ分かるわけですが、吉間委員の発言です。首長間の話合い、幹事会あるいは事務局がどうだこうだというような話がありますけれども、「全く筋違いだと思います。ここは合併協議会で、委員は我々なのです。我々が責任を持って議決しなければいけないと思っています」。そうでなければ、「館林市の代表で出てきたということで、その責任は全うできないと思います」と。合併協議会の委員の役割は、議案に賛成か反対かの意思決定することであると明言しております。この吉間委員の見解については、中里副町長、そのとおりだとか、いや、違うとか、どっちなのでしょう。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

吉間委員の発言でございますから、私がこれに関して詮索をする必要はないと思っております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 中里副町長、さっき言っているでしょう、最初のところに。議決権は両首長にあるのだと。任せられているのだと。だから、協議会は協議しなくてもいいのだということをいろんなところで言っていますよ、そのうちまた出てきますから。つじつまが合わなくなってしまうですよ。後からいろいろ聞かれるのだから、目先ばかり追いかけていたのではつじつまが合わなくなってしまうから、よく考えて答弁してください。

次は、この付箋のついた3番のところをめぐっていただけますか。これは、館林の野村市会議員の発言記録です。この3番の付箋のついた、1枚めくって2枚目を見ていただければと思います。

[「3の2枚目」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 3の2枚目。野村委員の発言記録です。「懸案事項が調整できなくても、100かゼロ、または50、50であっても、それを審議するのが我々協議会の責任です。そうでなければ選ばれた協議会委員としての市民の方に説明できない。自分の説明責任を全うできない。調整方針を出してもらって、特別多数決議でいいではないですか」と。合併協の委員は協議会の仕組み、役割を理解していると思うのです。さっきの中里副町長の見解と違って、真逆です。この吉間委員、野村委員共に合併協の役割についての認識は、中里副町長の先ほどの記録にある認識とは真逆だと思うのです。この吉間委員や野村委員の認識は間違っているのではないのですか、中里見解と違って、それともそのとおりだと言われるのですか。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 これは、先ほどの吉間委員、それから野村委員の見解、それと私の見解が不一致だということではかないというふうに私は理解をしております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 一致していないという理解なのですか。もう一回、副町長。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 同じ見解ではないと。見解が違うということでもあります。

○10番 青木秀夫議員 どういうふうに違うのですか。

○中里重義副町長 いや、ですから議員おっしゃっているとりの違いだと思います。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、先に進めましょう。付箋のこの4番のところを今度は開けてください。1枚めくって、下のページ数2と書いてあるところを見てください。その上段のところにアンダーライン。これは中里副町長の記録です。「資料を確認したが、この資料で何人の委員が理解できるか不安もある」、もう一枚めくってください。1行目のアンダーラインです。「この数字が何を意味するのかが分かりにくい」、それとその下のほうに中里副町長の発言が載っているのです。「歳出の減少より歳入の減少の方が大きいことを示せば良いのではないか」、そして一番下のアンダーラインです。これ館林の田沼部長の記録なのですが、それでも、「資料をみて委員がわかるかな」というような発言をしているわけです。これは幹事会の会話です。それで、その資料を何の修正もなく協議会に出してきているのです。これは、財政シミュレーションを出さない限り合併協議は進まないだろうから、財政資料を出すようにと、シミュレーションを出すようにと合併協議会の私たちからも要請したわけです。そうしたら、合併シミュレーションはあるのです。あるけれども、それをとうとう出さないのです。見せない。それもこの前、前回の議会で言っています。できている。中里副町長がこの議会でも私の質問に答えています。私は持っているのだよ、それ。持っているのだけれども、ありませんと言って堂々とうそを言っているのです。その代替として、まがいもんとか人をだますようなインチキな資料を作って協議会に提出したのではないですか。だから、この後の合併協議会で私はこんな裏話はそのときは知らなかったから、ただ単に聞きました。「何ですか、この資料は」と言ったら、誰も答えない。議事録に載っていますよ。それで、議長である館林の市長が、「じゃ、分かりやすい資料を作ってもらおうということで、青木さんよろしいですか」と言うから、そう言われたから引き下がることしかないから「そうですね」とその場は収まったのです。こんな資料を作って協議会に出して、目的は何なのですか。合併協議会の委員を眩惑するというか惑わすというか、悪いことを言えば、うそをついてだますというか、そういうためにこれ出されたのと違うのですか。副町長はこの責任者ですよ。

それで、もっとすごい言葉が載っておるわけ。それで、めくってください。4枚目。4ページ。中里副町長のこの発言です。すごい発言でしょう、これ。これ「運営」というのは合併の運営でしょう。「先行きの運営が大変になることを説明する資料とするべきである」と。収入は少なく支出は多くと。合併すると財政収支は赤字になるよという資料を作って出せということでしょう。それを出すのは目的があるからでしょう。そんなもの。みんな今は情報公開の時代だから、こういうのが出てくるのです、後になって。そのときは分

からないと思っていたのでしょうか、全部情報公開でこれ公文書ですよ、今言っているのは。そういうことをやっているのですけれども、どうですか、副町長、何のためにこんな資料を出したのですか。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

別に合併協議会の委員の皆さんをだまそうとかそういった意図を持って作った資料とか、そういうものは一切ございません。この先行きの運営が大変になることを説明する資料というのは、やはり館林の考え方、それから板倉町の考え方、これを幹事会で当然すり合わせをしているわけでありましてけれども、双方の幹事が当然長の考え方、これを逸脱するような協議はしておりませんし、できないわけでありましてから、そういったものをすり合わせ調整をすると、こういう先行きも予想をされるということでのこれは発言であったかなというふうにも思っております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 中里副町長はもう何回も答弁しているのですよ。違うことを言うとだんだん、だんだんやぶの中へ入っていくよ。合併協議会で協議が調わないのは、協議会に上げられないのだと。そんなことないでしょう。それは上げるのでしょう。上げて議決するのが協議会の役割なのでしょう。さきの野村委員が言っているように、協議事項が調整できなくても、できなかったら、それは調整できるならそれは賛成か反対か、最終的に決を採るのはその協議会なのです。中里副町長は違うのです。合併協議事項が議決するのは幹事会なのだ。協議会ではないのだ。これ随所に出てくるのです。いろんなところに。

では、次、付箋の5番のところを見てください。1枚めくって2枚目を見てください。これ前にも聞いたことがあるのです。アンダーラインのところを見てください。「こちらが描くシナリオどおりに展開できるのか。板倉町としては出鼻を抑えたい」、これは何の言葉ですか、これ。「合併協議会において3分の2以上で賛成を得て進めたいという思惑もあるようだ」、その下のほうのアンダーライン見てください。「はじめから行かないように牽制したい」、何かこれスポーツの試合の前の作戦会議みたいな戦闘モードを醸し出しているのですけれども、合併協議会の補助機関である幹事会が何でこんな発言をしているのですか。この前、出鼻を抑えたい相手はどこなのだと聞いたら、何とっていました、中里副町長。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

忘れまして。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 忘れまして。議事録に載っていますよ。後でゆっくり議事録をめくって見てください。牽制する相手は館林市だと言っていました。館林。館林と幹事会同席しているのでしょうか、相手が。その一緒に会議しているところで、これは何かそこに同席している人とは違って、ほかに第三者がいることを前提に、「出鼻を抑えたい」とか「牽制しろ」とかと言っているのではないのですか。同席している者同士はそういう言葉は使わないですよ。だから、その牽制した相手は分かっているでしょうよ。合併協議会な

のです。合併協議会の委員なのです。合併協議会は何のためにあるのですか。一応これも法定と言っているのです。合併特例法という法律に基づいて設置されている協議会なのです。公務員の方々は、何か検討委員会とか諮問会議だとか、そういういろんな形だけは民主主義を装うようなことをしているのですけれども、実態はそういうものを軽視している。無視しているというか、そういうのに慣れているのではないですか。合併協議会なんてあっても、あんなものは、町長もこれ言っているのですよ。「何にも分からない委員に議決させるなんてできない」と。さっきも変な言葉使ったでしょう。愚衆政治なんて。さっき……

〔「衆愚だ」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 衆愚か。愚衆ではない、同じだ、衆愚でも愚衆でも。

〔「国民の一人一人の意見を全部は吸い上げられない」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 吸い上げられない。衆愚政治なんていうのは、これは民主主義を……

〔「民主的なことだよ」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 違いますよ。衆愚政治なんていうのは民主主義を否定するような言葉です。そういうことで、今度シナリオどおりというのは、では具体的にシナリオどおりに展開できるか。そのシナリオというのは具体的にどういうことを描いているのですか。忘れてしまったか。

○今村好市議長 中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 お答えいたします。

先ほどから申し上げていますが、大分年数が経過しておりますので、記憶が非常に曖昧であります。この件に関しては、忘れたと言って過言ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、私がそれを解説していくから思い出してください。この中里発言、「シナリオどおりに展開できるか」、「出鼻を抑えたい」、「牽制したい」というこの一連の言葉、これはどこかに対立関係とか敵がいることを前提にした言葉ではないですか。その敵とは誰なのですか、何なのですか。それは、合併協議会を敵にしているのです。また、都合「合併協において3分の2以上の賛成を得て進めたいという思惑もあるようだ」ということは、議決は合併協議会ですのでしょうか。それを何か合併協議会でさせないようなことを意図しているのではないですか。「思惑もあるようだ」。合併協議会は何もしなくていいのだと。幹事会が事を運ぶのだということを言っているようなのです。幹事会は一体どんな組織なのだから、どういう役割をしているのだから分かっているのでしょうか、そんなこと。この幹事会の構成メンバーは、館林3人、板倉町3人、全員公務員です。行政の当局にとっては、それは国の話だと大げさになるけれども、内閣だって国会というのは邪魔な存在なのだよ。あんなものなければスムーズに、さっき町長が言ったように安倍総理の国葬だって議決もしなくてやると。だけれども、やると後で非難されるのです。だから、公務員にとっては議会なんて邪魔な存在なのです。だから、合併協議会の存在も幹事会にとって邪魔な存在なのです。そんなもの無視して議決すればいいのだということを言ったようなものです。この幹事会の描いたこのシナリオとは何か、何で私がこれを解説しなくてはならないか。協議会に議案が上がると議決されるわけです。議決させられることを恐れているのです。それが否決か可決かは別にして恐れているのです。提案されなけれ

ば議決はないのです。そうすれば安心なのです。そのためにこの3分の2以上の賛成という議決を物すごくこれは恐れているのです。それがあっちこっちに出ているのです、その言葉が。それがために合併協議会に議案を提出しないように、平たく言えば妨害していたのでしょう。踏みつけていたのでしょう。それで、議会は一応形の上では2年程度何か空いていたように見えるのだけれども、実態は協議しないで、ただ時間を潰していたと。

中里副町長も公務員なのだから、公務員の入職時のことを知っているでしょう。宣誓書を提出して入職したのしょうから。そんなことはもう古いことだから、前のことは忘れてしまったと言っているのですから、忘れてしまったのでしょうか、公務員の役割というのを。どうなのでしょう。結局、先ほどのインチキ財政シミュレーション、もう財政シミュレーションはあるのです、できていたのです。にもかかわらず、最後まで提出しなかったのです。それに代わって提出するための資料が、さっきこれ分かるかなという資料なのです。誰にも分からないよね、これ。しかも、副町長の発言です。「収入より支出が多く、先行き運営が大変になることを説明する資料にすべきである」と、こういうのを合併協議会に出すというのは目的があるからでしょう。これ協議会の委員に反対させるために、反対を誘導するためにやった協議会の幹事会の作戦会議だったのではないですか。そんなゆがめた資料まで作って、協議事項、反対の誘導を試みたのではないですか。結局、懸案事項と言われる協議事項は合併協議会には提出されなかったのです。

元へ戻るのですけれども、付箋の1枚目の1番のついた資料を見てください。協議はここでやったのだということを強調したくてこれはやっているのでしょう。合併協議会が任せられたのだ、幹事会をやるのだということでこんな何回も、何月何日に、ここを読んでみましょうか。「8月22日に副市長、町長及び幹事級職員による協議を行い、続きまして、9月13日に市長、町長及び副市長、副町長による4者協議を行い、その後は、市長と町長による文書による協議を複数回重ねた」、何ですか、この文書でやり取り、外国ではあるまいし。「しかしながら」どうのこうのと言っています。最後に、「11月19日に市長、町長、副市長、副町長及び幹事級職員による協議を行った」、まさにここが協議する場になのだ。そこで、その付箋の1番の2枚目、館林市・板倉町合併協議に関する意見交換の顛末、このときの議事録は、中里副町長のところにこの間館林から届いているでしょう。見ていません。届いていなかったですか。意見交換の顛末の議事録。

「全部見てますよ、届いているよ」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 届いている。それとも届く前に持っているのでしょうかけれども、副町長、どうなのですか。

「届いているよな」「届いていますね」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 では、届いていると言ってください。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 確認させていただきますけれども、議員がおっしゃっているのは、平成30年11月19日の意見交換の顛末のことですよね。

「そうそう」と言う人あり

○中里重義副町長 これは、手元に届いています。

○10番 青木秀夫議員 ちょっとついでに。それ読んでいただきました。

○中里重義副町長 ちょっと忙しかったので、端から端までは読み切っておりません、まだ。すみません。

○10番 青木秀夫議員 そうですか。みんなこれ答弁拒否みたいので、何の発言もないのですけれども。

それでは、続いて6番の付箋のついたところを開けてください。町長に伺いましょう。時間が大分進んできてしまったからな。町長も先ほどの中里副町長と同じように懸案事項の協議についての館林からの資料は届いておるわけですね。

○栗原 実町長 はい、当然。

○10番 青木秀夫議員 見えています。

○栗原 実町長 一応はざっと見えています。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、見ていただいているのですね。では、見ていただいて読んで、この1の印のあるペーパーとその意見交換の顛末は合っていましたか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 幹事会等については、事前に町長あるいは市長それぞれの立場の、物によっては合意ができない、相反する案を持ち寄るわけですから、それぞれ幹事となっている板倉町の当時の3人は、私と当然綿密に打合せをし、こういった交渉をなさいと。それで、極論を言えば、合わなければ返事をしないで帰ってきなさいとか、合意ができなければ。という指示はこちらからも出してありますし、ですからそういう流れの中で、このやり取りは部分部分を取ると青木議員が言われるような、取りようによってはそういう取り方にもなってしまうなとかという部分もなきにしもあらずですけども、私としては、板倉の立場として、相手と十分立会い、時には意見が一致しなければ持ち帰るとか、そんなことはしょっちゅうでありましたから、あまり不思議には思っておりません。青木議員が言っているのが、なぜ板倉町と館林の合併協議会の委員にしても24名でしたか、12人ずつかな、おおむねいたわけですが……

[「聞いたことに答えてください」と言う人あり]

○栗原 実町長 いや、少しこちらだって、あなたは自分の勝手なことばかり言っているのだから、こちらだって。

そういうことで、12人の中で今日まで3年たち、その前に2年なりあって、法律論がもちろん得意なのでしょうからですけども、今になっても24人中こういった問題に対して、それは青木議員の立場ですからご自由ですが、疑問を呈しているという人は、正直言って邑楽、館林の中では見ておりません、私が見る範囲。強いて言えば、館林の吉野議員が今の多田市長に対して、あなたは合併を進めると言ったのに、なぜ合併を進めなかったとかということを行っていますけれども、青木議員のどこに我々と考え方が違うのかというのをずっと考えてきたわけですけども、幹事会の役割は、一応組織図も含めてあるのですが、幹事会の人に専門部会というのがあって、それも含めて幹事会へ上がってきて、この幹事会の皆さんが合意を得たものを市長会、会長が市長だから市長に上げるということなのです。合意を得なかったらどうするかというのはありません。基本的には、合意を得たものを市長あるいは副会長ということでもいいでしょう、私と館林の市長だから、当事者が。そこへ上げて、それを踏まえた上で合併協議会へ議論をするかしないかの判断はそこにあるのです。したがって、全体の会長は須藤さんなのです。幹事会も館林の副市長、当時小山、板倉の中

里副町長が行ってもせいぜい副ですから、それは代表ですから論理になるかもしれませんよ、板倉町の代表の3人の中の筆頭ですから。

幹事会が、あたかもいわゆる意図的に上げないということを青木議員は主張するようですが、それを踏まえて幹事会の役目は、合意をしたものは幹事会を通して調整方針を市長と町長に上げるのです。調整方針が出なかったら、両の市町が、今回はそれが出なかったということなのですが、出なかった場合は出ない状況を市長と町長に上げるのです。その先の合併協議会にかけるかかけないかは、首長の判断という形で組織上はそうなっているのはご存じだと思うのです。だから、合併協議会を無視はしていないけれども、その前に首長の判断が入るのです。合併協議会を何でもかんでも、私は何回も言っていますから、では合併協議会が100%であれば首長が会長になんかなる必要もないし、何にせよ選挙の公約も何もなくなってしまうわけです。そういったことの無責任も避けるために、いわゆるそういうシステムができていうふうに理解をしております、その理解の違いで青木議員の言っていることも、こちらから見れば誤解。こちらから見れば意図的にぶち壊したと。だけれども、相手がいるのですから、意図的にぶち壊せません。最初は二十何人かの中でたった3人か4人を除いて全部休むことにも賛成をしたのだし、全部合理的に法律的に決まった手順を踏んでいることをあなた自身も認めてきたではないですか。それを3年たっても4年たっても、正直言って我々だって、青木議員はこのことを怨念的に思っていたか、あるいは自分のベストワークというか、だけれども、我々はこればかりやっているわけにはいかないのです。だから、そういうことです。全部覚えているわけにもいきませんし、原理原則論を考えれば、全く述べられたところは、青木議員ふうに解釈をして付箋をつけたということに尽きると。その結果は、青木議員の言うことは非常にごく少数派で、全体でも了承して首長の判断も入り、休止に至った経緯があるということで……

「ちょっと質問させてください」と言う人あり

○栗原 実町長 はい。いずれにしてもそういうことです。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 その町長の見解は都合のいい見解なのです、そんなの。

「そちらの都合で言っている……」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 違いますよ。私は何も合併反対も賛成もないのだよ。賛成も反対するのは自由でしょうというの。自由なのです、合併も賛成、反対するの。それを協議会で上げないように必死になって3分の2を議決させないようにしているところなのです。法律がどうのこうのと……

「市長の判断が入るんですよ」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 町長もここに書いてある。

「俺の判断も入るよ」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 こんなインチキ幹事会だよ、これ。いいかい。

「インチキ幹事会だったら……」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 1回の議論程度の賛否で大きな決定事項が動くことになります。充て職の皆さんも1回か2回しか参加していないのだと。法律を否定しているのですよ、「協議会万能論も欠点を感じます」と。これはどういうことだか分からない、ここに書いてある。よって、最後は大局的判断は首長となることはやむを得ないのだと。これでは合併協議会要らないではない。

「要らなくないよ」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 要らないでしょう。

「そういう機関として……」と言う人あり]

○今村好市議長 ちょっと落ち着いてください。

○10番 青木秀夫議員 いいですか、そんな行政法なんてのはところどころにしか条文がないのです。解釈して運用するのでしょうか。それをないことをいいことにして、その隙間がないことをいいことにして、議決は幹事会にあるのだなんて。いいですか、私が度々言っているのは……時間ないな。

「まだ来月もあるよ、3月も」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 先ほどの吉間委員とか野村委員なんかでちゃんとやっているでしょうが。おまえ1人だと私のことを言っているのでしょうかけれども、そこで……

「今の要するに青木さんの質問は一方的ですよ」と言う人あり]

○今村好市議長 いいですか。

○10番 青木秀夫議員 続けて、もうちょっと、最後だから、時間ないから。まず、後だって答えられるのだから……

「ほかの人はどう言っていたか挙げればいいじゃん」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 言っているではない、みんな。

「24人の中で2人ですよ」と言う人あり]

○今村好市議長 落ち着いてください。

「いや、現実をちゃんと話ししないと駄目だから。自分の好きなところだけ抜き出してな」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 時間がなくなってしまったから……都合のいい解釈するのですよ。それはそうですよ、合併特例法なんて法律は5条か6条しかないのだから、運用なんてのはどうにでもできるのです。解釈です。それを最後は首長が権限があるのだなんてとんでもないことを言っているわけです。これは民主主義の否定ですよ。

「そういう仕組みになっているから」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 そういう仕組みになっていないのだよ。解釈していないのですよ。

それで、ではいいや、これ聞こう。栗原町長は反対の筆頭だというのは私はよく分かっているのです、最初から。この合併協議を立ち上げるときにも、私26年12月、27年3月にも質問しています。はっきり反対だと言っていました。その反対をちゃんと資料を持って館林の安楽岡市長のところに持って行っていきます。一応それを踏まえて協議会を立ち上げたのですから、館林の安楽岡市長と何回も私は接触したのです。それでやっているのですから、私は知らないと思って、あいつは何、合併反対をだまされたなんて言っている人がいるのだけれども、私はだまされていないよ。最初から栗原町長は一番の反対の筆頭なのだからと。だから、この……

「反論させてもらいます」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 違う、ほかのここにいる議員に私は言っていますよ。それを何か知らないのだもの、私は町が知らないと思っているのですよ。

「思っちゃいないがな」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 私も28年の……

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 町長選のときにも……

○今村好市議長 青木議員、ちょっと整理しますから、栗原町長、それに対しての答え。

○10番 青木秀夫議員 だから、まだ言っていない。もうちょっとあと1分くれよ、時間。

○今村好市議長 では、1分。

「議論を十分させなさいよ、もっと。はい、反論」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 合併は反対だ反対だなんて、私は最初から思っていたから全然不自然だと思っていないのです。

「最初から思ったって、どこの時点から思ったんだか分からないよ」と
言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 思っていないよ。最初からそういうのを前提でやっているのですよ。いいですか…
…

○今村好市議長 青木議員、ちょっと……

「今のは大変な問題ですね」と言う人あり]

○今村好市議長 栗原町長。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと俺が1分答えてからにしてよ。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 何が1分だよ。

○今村好市議長 では、その後。

○栗原 実町長 初めから反対だと思っていたら、ニュータウンの皆さんの私と一緒に歩く歩くと言ったのはどなただい、当選させるために。あなたは自分の信念と反対だと分かっていたら、栗原町長は当選させないように動けばよかったではないか。あなたの言っていることは支離滅裂。勝手なこと言うのではないよ。

○今村好市議長 では、次。

○10番 青木秀夫議員 それは安楽岡……

「答えてください」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 安楽岡市長と相談して合併協議会を住民発議すれば栗原町長は反対なのだけれども、28年の町長選の前には必ず合併賛成と言ってくるから、それを踏まえて逆算してやったのです。住民発議するには1年ぐらいの時間がかかるのですよ、あれ面倒なのですよ。それで……

「ちょっと言わせろよ……」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 違うよ、そんな今言ったからだよ。私はそんなの知ってやっているのですよ。何言っている。

「うそだよ。安楽岡市長がいなくなったから勝手なこと言っている」と
言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 違う違う。

「死人に口なしじゃん」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 違う、ここの議員にだ……死人に口なし、市会議員知っているよ、館林にまだ生きている人は。

「安楽岡市長と私はあなたよりも細かく行き会ってます」と言う人あり]

○今村好市議長 言葉をちょっと選んで議論してください。

○10番 青木秀夫議員 だからだよ。

「ちゃんと反論させればいいじゃん」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 ここの議員にだって言っているよ。前から、私は終始言っています、聞かれると。28年の町長選の当選の日です。あのときに言われました。橋本会長から、「青木さん、これで合併が前に進みますね」と言われたから、「いや、今日が頂上かしんねえよ」と。「これからは下り坂で、反対論が出るかしんないよ」と私は言っていますよ。

「そんな話は別にこの場で関係ない……」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 関係あるでしょう。

「証明はできないじゃん。誰が言っているの」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 では、橋本さんに聞いてみれば……

「ここに連れてこいな」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 だから、私は……

「立証責任があなたにあるの。いいかげんなこと言ってんじゃないよ」と言う人あり]

○今村好市議長 あの……

○10番 青木秀夫議員 時間が来た。しょうがないよ、もう。

○今村好市議長 何か最後に栗原町長、1分以内で。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私も一定の範囲内では我慢をします。しかし、一方的に自分は正しい、自分は正しいばかりを言って、何年だってやっても構わないですから、一つ一つ検証して、一問一答方式でやってください。あなたは一問一答方式ではない。30分しゃべって一言で答えろなんて、今までのあなたのルールなの。議会のルールも無視し、だから過去に書いてあるではないですか、私は。議長も4年もやり、最年長でもう少し……そういうことで私も言っていることは本音で勝負していますから、でも私が初めから合併反対であれば町長には挑戦しません。それで役場の職員にどれだけ合併の必要性を説いているか。あなたもなぜそんな初めから、先ほどあなた言っているけれども、私より針ヶ谷町長のときにあなた合併のあれを準備したと前に言ったではないか。

「準備したよ。替わったからやんなかったんだよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 かわいそうだからとか、何を言っているのだよ、その……

○今村好市議長 栗原町長、時間。

青木議員、30秒。

○10番 青木秀夫議員 30秒ね。だから、町長は一方的に見解を述べていると言うけれども、私はそんなの

踏まえてやっているのだということです。28年6月の議会でも今村議長からも質問されているではないですか。町長は反対から賛成に変わったのかいと。

○今村好市議長 議論が尽くせないのは3月議会もありますので、またお願いいたします。

以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

1時15分より再開をいたします。

休 憩 (午後 0時18分)

再 開 (午後 1時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

なお、執行部から一般質問に関する参考資料の配付依頼がありました。これを許可いたします。

それでは、資料の配付をお願いいたします。

通告4番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

針ヶ谷議員。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 改めましてこんにちは。6番の針ヶ谷でございます。通告書に沿いまして一般質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

午前中の一般質問がちょっと熱戦が繰り広げられまして、休みの間にクールダウンできたかなと思っております。熱戦と申しますと、今、世の中ワールドカップが盛り上がっている状態で、残念ながら日本、決勝リーグまでは行ったのですけれども、クロアチアに、延長まで1、1のままで、PK戦で敗れるということで、幻のベスト8に終わった状態でございます。また、今朝の結果ですと、相手、反対のトーナメントに上がった2位のスペインも延長で決着せず、PKまで行って、日本と同じく3人続けてキーパーに止められたということで、うんといろいろな思いを持ってニュースを見ていた次第でございます。そんな中、私もサッカーに関しては、ある意味にわかなものですから、今回のワールドカップが始まってからいろいろな情報を見聞きするようになりまして、日本代表チームの森保一監督とキャプテンの吉田麻也選手、皆さんも顔と名前が一致する方かなと思うのですが、その両名が長崎県出身という情報を手にいたしました。森保監督は、生まれは静岡か何かですけれども、小学校時代に長崎に移り住みまして、高校が長崎日大という高校で、国見高校に進まないで日大に進んだみたいなエピソードを報道しているのをお聞きしました。吉田麻也選手は、逆に中学校まで長崎市内で過ごして、高校から愛知県と書いてありました。強豪校に進んで、それでサッカーを継続しているということで、そういった意味で、親近感を持ちながら日本の戦いを見させていただいた状況でございます。そんな中、やはり森保監督、異例のオリンピック代表チームと日本の代表チーム、Aチームと言われるものを、今までですと別々の監督が指揮をしていたわけですが、今回東京オリンピックの絡みもあって、継続的に監督を歴任しているという状況でございまして、リーダーシップの在り方という部分で非常に興味深いかなと思っております。

現在、世界を見渡しますと、いろんな国のリーダーが、本人の意思というのでしょうか、その方向性が周

りから見ていますと、幾らか間違った方向にミスリードしているような状況も見受けられるかなと思っておりまして、やはりリーダーによってそのチームないしは国の在り方というのも変わるのだなというのを勉強させていただいている状況でございます。前置きはこれぐらいにいたしまして、通告書に従いまして質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

通告書の内容につきましては、本日は降ひょう被害対応についてと事務事業評価による提案について、マイナンバーカードの普及促進についてという3点について質問させていただきたいと思いますので、最後までよろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、降ひょう被害対応についてということですが、この内容につきましては、前回の定例会の補正予算の中で、降ひょう被害についての補償ということで補正予算が組まれて、その予算決算常任委員会の質疑で、内容的には補償の内容が若干弱いと。何でこの額になったのだというような質問が出て、全員一致ではなくて賛成多数ということで補正予算自体は可決した状況かなと認識をしております。私自身もこの降ひょう被害への補償については、額面が低過ぎるということで反対だったのですが、ほかのものとの絡み、コロナ対応の給付金みたいなものも入っていましたので、総合的に考えてみまして賛成をさせていただいた現状でございます。

そんな中、町長の発言の中に私自身も納得がいけないということで、県との意見交換をなさるという旨の発言があったかと思えます。あれから3か月たっておりますので、何か動きがあったのかということで質問に載せていただきました。どうでしょう、これを読み上げてもしょうがないのですが、今皆さんの手元にあるのがその内容のようでございますけれども、課長のほうから大まかな流れを説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、針ヶ谷議員さんの降ひょうの関係の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、針ヶ谷議員さんのほうから前回の9月の補正予算の関係でいろいろ議論があったということなのですが、取りあえず補正で予算計上させていただき、最終的に承認させていただいたという部分がありますので、町のほうの考えとすれば、町5%、県5%の補助率を変更することは考えておりません。それに基づいて県との意見交換の内容なのですが、ちょっとお時間をいただきまして説明をさせていただきます。

議員さんのお手元のところに資料が行っていると思うのですが、まず①番という上に数字が入っているものが3枚ほど入っております。これにつきましては、9月の補正後の町長のほうから県に対して町の意見を照会する文書になります。町長をはじめ中里副町長と私の意見をつけた文書を一応9月16日付で県のほうへ送付しております。この内容としましては、群馬県被災農業者向けの復旧支援事業費補助金制度について、県内の同じ地域で同じ災害を受けた農家に対する県としての補助率が同一でないのはちょっとおかしいのではないかと。同じ県民に対する救済策として差別的な扱いにならないかという町のほうの疑問が生じたわけでございます。なぜ補助率を町の補助と同一にするのかという正統性を法的見解と併せて示させていただきたいという旨の通知を出させていただきました。

もう一枚めくっていただきますと、②番というのが入っているのですが、②番につきましては県か

らの回答になります。9月16日に町のほうから通知を出したのですけれども、県からは11月8日付で回答がありました。この県の回答につきましては、②番の資料を見ていただきますと、1番で前提条件ということで、この災害復旧については、被災農業者の農業経営の維持を目的に、市町村が復旧経費を補助することがまず前提なのですよということでございます。その上のランクということで、激甚災害とかに該当すれば国のほうの補助金とかも出すのですけれども、今回の場合については激甚災害に該当しない。よって、町のほうで農業者の基本的には共済保険が第一条件ですよと。保険に入っている人が当然補修で保険金をもらうと。それ以外で、どうしても町のほうとして農業者を助ける意味で補助をあげるということに対して、県は同じ同率の補助を出しますよというような内容でございます。それが2番のほうに書いてあります。基本的には町が出した分に対しての補助率を県も出しますよという形になります。

3番の平等な対応ということで、この事業自体が全ての県内市町村に対して平等に実施しておりますよというような回答でございました。その11月8日の県の回答をもらいました後に、今度は県以外なのですけれども、これは資料はないのですけれども、11月15日なのですけれども、町の顧問弁護士である丸山弁護士さんのほうに、一応この制度内容が本当に合っているのか間違っているのかというような相談をさせていただきました。それについては、中里副町長と私のほうで丸山弁護士のほうに出向きまして相談を聞いてきました。丸山弁護士の相談結果の内容につきましては、特に事件性がないので、この制度がよいか悪いかに関する行政訴訟は起こせないよというような回答でございました。よって、制度内容なので、地元の県議さんと近隣、館林の県議さんとか近い県議さんに話をして、県議会等でこの補助金の制度の改正とかを対応してもらったほうがいいのではないかというような回答をいただきました。その結果を15日の午後に町長のほうに報告をさせていただきました。町長のほうは、この丸山弁護士の見解は了解をしたということになります。ただ、1人だけの弁護士さんの意見だけではちょっと不安な部分があるということなので、数人の今後弁護士の意見を聞いてみたいということで、日程調整はまだなのですけれども、議会終了後になると思うのですけれども、もう1人か2人ぐらいの弁護士に相談をする予定となっております。そのほかに、11月21日なのですけれども、町村会の事務局へも同じような話をさせていただいて、このような町が送った照会の通知と県から来た回答の文書、それと事業の要領、要綱をファクスで送らせていただきまして、町村会のほうでいろいろ検討していただいて、町村会の結果が今週の月曜日、12月5日に一応来ました。ファクスを送らせてもらったのですけれども、どのような進展がありましたかということで電話させていただいたわけなのですけれども、町村会の回答としましては、1月21日の理事会にて県の担当者の方にこの制度の内容の要綱、要領の説明をお願いしたいというふうに依頼をしたところ、県の担当課の意見としましては、この事業自体が平等ですから、特に説明は一切しませんというふうに断られたとのことでございます。

それに基づいて、今度は③番の資料になります。11月25日付にて、今度は町のほうから県に対しまして、一応町の見解ということで通知を送らせていただいたところでございます。ちょっと朗読させていただきたいと思います。真ん中辺の「しかし」というところの3段上です。「当該回答文書においては、あくまでも市町村に向けての制度内容の回答であり、当町としても制度内容においては一定の理解はしておりますし、制度の利用もさせていただきました」、これは5%分ということになります。「しかし、当町からの照会においては、被災自治体としての財政力の違いで県の補助率に差がでてしまうことは県内の被災農家に対する県の救済策として制度そのものが不平等ではないかとの疑問をもち、なぜ農家に対する県内一律の扱いができ

ないのか、なぜ県補助率を町補助率と同率にするのかなどについての法的根拠を示していただきたかったわけであります」と。「言いかえると、弱小自治体」、お金を持っていない自治体になるのですかね。「や被害が多かったところの自治体ほど被災農家に対し支援の恩恵が下がることになると感じている」と。結局お金がないので、パーセンテージが低くなれば県の補助率も同率になるということで、農家の人に補助金が行く金額が少なくなってしまうということでございます。「今回の県からの回答におきましては、そういった全く法的根拠等が示されていなかったため当町としては回答に同意することは疑問が残っておるところでございます」と。「よって、当町の意見を県のほうに受け止めていただくことの難しさは感じられますが、引き続きご検討いただきたいという思いでございます。それと同時に当町としての見解（主張）が誤っているのかどうかの問題であるため、第三者機関に相談し解決に向け、選択肢のひとつとして検討させていただきます。引き続きよろしくお願い申し上げます」という文書を出させていただいて、弁護士とか町村会の方に今聞いているところでございます。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 なる説明をいただきました。今のは私もこれは初見ですので、詳しいところまではちょっと把握しづらいところなのですけれども、この事案の問題点といいますか、まず県の方針としては、最大30%の2分の1ということの提示があったのだと思うのです。町としては1割補償という部分の決定があったのだと思います。その時間的な差異なのですけれども、県の方針を町が決定する前に知っていたのかどうか、その点はどうですか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 この制度自体、県がマックス15%で町が15%出すというようなことは承知はしておりました。その中で町のシミュレーション、被害農家の方のシミュレーションをして、どれだけ必要なのかというのを町長、副町長を含めて検討した中で、5%までだろうということで決定したところでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 では、町の最初の決定は、町自身の割合を5%と決定したわけですか。それで、県と合わせて1割、10%という、そういう設定になったという認識でよろしいのでしょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 答えします。

取りあえず被害に遭った農家の方が何名かいるわけですが、見舞金の関係で被害額が100万円以上の方については一応2万円という形で、やはり被害が多かった方については、ハウスを張り替えるだろうということで、その農家を対象に一応シミュレーションをかけたところでございます。件数的には五十何件分なのですけれども、当然ハウスの金額とかも我々ちょっと分からない部分があるので、パイプハウスについては平米当たり2,000円と、鉄骨ハウスについては平米4,000円ということで一応計算をした中で、補助対象の事業費自体は約5億幾らぐらいの事業費が概算であったわけです。その事業費に対して15%が幾ら、10%

が幾ら、5%が幾らという形でシミュレーションをした中で、5%だとしても、やはり町の負担分が二千七、八百万円ぐらい出てしまうというようなシミュレーション、10%になればその倍の五千五、六百万円、15%にすれば八千何百万円という話で、町がそれで県も同じような形になるわけなのですけれども、その中で一応5%に決定しました。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ということは、県は町が15%出せば県も15%出るということは認識をされていたということですね。それを踏まえて、町の予算からすると5%程度が妥当であろう、言葉おかしいですけども、妥当であろうという決定の下に、それに合わせて県が5%を拠出してきたという流れが本筋という認識になろうかと思います。金額云々もあるのですけれども、これも補正予算の審議の中でいろいろる質問があって回答重複するところも出てくるのだと思うのですけれども、金額的に10%だと5,000万円強で、5%だと二千四、五百万円という判断で、5%にしたのだということは、この割合の決定権は町にあったという認識でよろしいのですか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 この制度自体がその市町村の補助率に合わせて県が負担をするという形になっていますので、基本的に町が5%で決めた場合は県も5%という形になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今回は県のほうへ意見を上げていただいて、いろいろと照会をしてもらったわけですが、その決定をする時点で県の方針というのは把握されていた状態であって、トータルで1割ということで総額も計算できて、1件当たりの補助割合というのは計算できたのだらうということが想定できます。その後、後出しジャンケンではないですけども、ほかの市町村の割合が出てきて、若干そこ差があって、多い少ないという話になったのかなと思うのですが、なぜでは他市町は10%、15%の設定ができて、町で5%の設定になったのかというところのその根拠という部分、予算的なものだけなのかというところだと思うのですけれども、予算的なものだけ以外の根拠があればここで発表していただければと思います。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 結論から言いますと、予算規模をシミュレーションした内容で決定させていただいたわけでございます。近隣でありますと、やはりハウス農家については、板倉と館林が被害が多かったということで、9月補正でも町長のほうが発言したと思うのですけれども、館林については予算が300億円、板倉については60億円ということで、約5分の1の差があるということで、ただ板倉に対して館林のほうが被害に遭った農家数が少ない状況でございます。よって、館林の財力を見て、被災農家の方が少ないのであれば、館林はマックスの15%が出せるというふう考えたと思いますし、当町とすれば、やはり館林の5分の1の財力しかないわけですから、その中でとにかく絞って絞って計算をした結果、5%でいくという決定をさせていただいたわけでございます。館林と板倉が5分の1の差があるということを考えますと、単純に15%を5で割ると3%という形になるのですけれども、3%だと本当に農家に対して申し訳ないということで、5%という形で決定をさせていただいたわけでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 分かりました。板倉町、これ農家の数も年々減少傾向にあるのですけれども、これ税務課のほうで把握していますか。町の納税者の主業種、一番多い業種とか把握しています。農家の割合でもいいのですけれども、分からなければ大丈夫です。分かる範囲でお願いします。

私が議員になった頃から板倉町の主幹産業は農業だというようなお話を伺っておりまして、やはりまだ団塊世代の方々が現役で働いていますので、現状あまり変わっていないのかなと思っております。この方たちが引退された後どうなるのかなというところがちょっと心配ではありますけれども、ということは、やはり農業者を守る必要があるのだらうという、私個人的には考えを持っております。これも補正予算を審議する場で町長の発言の中にあっただかと思うのですけれども、農家だけに補助するわけにはいかないのだと。農家以外から、何で農家だけなのだというような発言があったかと記憶しておりますが、やはり先ほども申し上げたとおり、板倉町の主幹産業が農業である以上、やはり農業をある時期まで徹底的に守らなければいけないのだらうと思いますし、これは私も質問の中で発言をいたしましたけれども、今回は普通の補助ではなくて災害補償なのだよと。災害に対する被害に対する補償なのですよということで、普通の補助と別に考えていただきましたかった旨の発言をさせていただいた思いがございます。そういったものを踏まえまして、今後また改めて通知を出していращやるようでございますので、県ですとか町村会ですとかと併せて話し合いがなされるのかなと思いますけれども、基本的に、単純な話ですけれども、町が1割という答えが出せていれば、単純にそれが倍になるわけですから、総合的には2割という数字、20%という数字が出て、20%と30%、差はありますけれども、そんなに見劣りしないのかなというのが個人的な意見です。これは町で判断なさったことで、決議されていることですので、これ以上のことは言えませんが、それぐらいの気持ちでやはり主幹産業を守っていただきかったなという願いも込めて発言をさせていただきたいと思います。

降ひょう被害につきましては、以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、事務事業評価による提案についてということで、9月定例会終了後、議員の行いました令和3年度事務事業評価の結果につきまして、議長より町長のほうに提案をさせていただいたところでございます。これはぜひ新しい予算を立てる際に参考にしていただきたいということのものでありまして、以前はもっと数多くの事業に対して事務事業評価を行っていたのですけれども、時間の関係もありまして、総務文教福祉常任委員会と産業建設生活常任委員会でおのおの3つずつということで、今6つの事業を対象に事務事業評価を行わせていただいているところでございます。提案を上げた以上、その結果を見極めるのも議会の責任かなと思いますが、今までですと予算書が出来上がってからそれを把握するような流れでありまして、ちょっと個人的にその予算書を計画する前に、若干途中経過というのを聞きしておこうかなと思って今回通告をさせていただきました。そこに6つ上っておりますので、1つずつ現状を報告いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目、住宅用太陽光発電システム設置補助事業についてということで、これ内容的には見直しの上、継続すべき事業ということで提言をされているかと思います。議会の合議案としては、補助金支給実績が減少傾向にある、設置者全員が申請しているのか実態調査及び制度の周知徹底が必要である。蓄電池にためて夜間使用や停電時に活用される単独補助の追加を検討すべきであるという意見が添えてあるのだと思いますが、現状担当課でどのような協議になっているか、途中経過で構いませんので、報告をお願いします。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

まず、6つの事業につきまして評価をいただきました。これ全般につきまして私のほうから説明をさせていただきたいと思います。事務事業の評価につきましては、今年度251の事業につきまして、まず担当課局におきまして事業実施後の評価、事後評価を行いまして、そのうち6つの事業について、先ほど議員おっしゃいましたとおり議会からの事務事業評価を受けました。結果、9月16日ご提言をいただいたところでございます。提言をいただきました6つの事業につきましては、各課局長で構成をしております行政評価推進会議におきまして、10月2日の日に改善策や今後の進め方などについて検討を行いました。その検討結果につきましては、町長、副町長へ報告後、現在町のホームページのほうにその内容については掲載をさせていただきます。

まず、ご質問の住宅用太陽光発電システム設置補助事業につきましての議会の合意結果については議員おっしゃったとおりで、検討の結果、改善または見直しの方法について決定をさせていただきます。朗読をいたします。「設置者全員の申請確認については、町内全戸の現地調査が必要になることから困難でございます。また、事業の周知については、引き続き広報紙や町公式ホームページで周知徹底を行っていきます。蓄電池を含めた住宅用太陽光発電システム設置補助事業については、近隣自治体の状況を調査し内容を検討してまいります」、そのような内容でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。確かに申告制ではありますので、これ来年度に生かすためにはすぐにやらなければいけないことかと思えますけれども、手間を考えなければ総合計画の見直しに関するアンケート実施時に、ある程度調査できる可能性もありますので、もしその辺を利用して調査ができるようであれば調査を進めていただければなと思っております。何より現在、燃料費の高騰ということで、各電力会社が電気料の値上げを報告していきまして、またしばらくの間たったらまた値上げされるというようなことで、自家発電という部分が見直しがついてくるのかなと。そうすることによって、ある程度収入に余裕がある方なんかだと自宅に自家発電施設ということで太陽光発電、考えられる方も増えるかな。あとは、蓄電池の充実なのですけれども、これも以前話したかと思えますけれども、初期に比べれば蓄電池の値段、設置費用等、安価になってきておりますので、それも踏まえて、なかなか日中仕事に行っていると太陽光発電の恩恵が受けにくい、売電価格も下がってきて恩恵が受けにくいという部分もあるのかと思えますけれども、蓄電池があれば日中充電したものが夜間使えるというような部分、あるいは夜間の安い電力の間に充電をして、それを次に使うと。いろいろと工夫が、タイムラグをつくることで活用ができるのかなと思っております。なかなか周りを見て動きがないので、板倉もそれに合わせますよというお考えのようですけれども、ぜひ前向きな検討、一歩先を行ってやっていただければありがたいかなと思っております。

町のほうもEV自動車を購入していただきまして、今2台購入していただいて活用していただいているかと思うのですが、先ほど本間議員のイルミネーションの話の中で、もしかしたら1日分ぐらいはEVの電源で賄える可能性もあるのかなと。試しに、つなぎをちょっと変えなければいけないので、手間がかかるかと思うのですが、そういう実施もやってみてもいいのかなと、質問を聞きながら考えておりまし

た。そういうことで、それを蓄電池として使えば、夜間の安い電気をそこにためてイルミネーションに使えば、5時、8時というのは日中の電気料になりますので、若干でもあれなのか。ただ、どれだけでもつか、私もやったことないので分からないですけども、2台分あれば3時間ぐらいは何とかなるのかなという気がしています。これは提案ですので、可能な範囲でお願いできればと思っています。

いずれにしても、いろんな部分で周り、この先の質問にも出てきますけれども、足並みをそろえて行くことも大事なところもあるかと思うのですけれども、やはり板倉らしさ、板倉の魅力となると、やはりほかはやっていないけれども、板倉はこうだよという部分も必要かなと思いますので、それは担当課を含めまして協議のほうをよろしくお願いできればと思っています。

それでは、次に移らせていただきます。2番が観光振興についてということで、これほとんど本間議員のほうで質問をしていただきましたので、内容はある程度割愛させていただきますけれども、1点だけ、やはり観光スポットと、温泉は掘っても出ないかなと思うのですけれども、宿泊施設で法的に民泊の許可が取りやすくなったというニュースは、もうかれこれ1年ぐらい前になるのかな、あったと思うのですけれども、その町での申請状況、動きについて、何か報告することがあればお願いできますか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 民泊につきましては特に対応していないので、今のところございません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これは、直接登録なんかは県、国になってしまうのですか、町の行政は間に入らなくても手続が済んでしまう状況なのでしょうか。分からなければ後で大丈夫なののですけれども。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 すみません、今のところ分からないので、後で報告させていただきます。よろしくお願いします。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 了解しました。ということで、またそれを踏まえて次の機会に質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、3番目、町営住宅管理事業についてというところに移らせていただきます。現状、町営住宅としましては、岩田地区、原宿地区、海老瀬地区の3地区で営業しているという状況だと思いますが、間違いないでしょうか。

○今村好市議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 現在運営している公営住宅は、議員さんのおっしゃるとおり、岩田、原宿、海老瀬地区の3地区になっております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 それぞれ立地条件も形態も違いますので、申込み状況ですとか入居状況、違ってくるかなと思うのですが、現状確認ができている範囲の最近の状況で、申込み状況と並びに供給状況、分か

る範囲で答弁をお願いします。

○今村好市議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 最近の状況ですが、問合せ等は若干あるのですが、入居条件に至った方はありません。今年の中で、ちょっと把握はしていないのですが、数件程度だと思います、問合せで。現在入居状況ですが、岩田が5部屋確保しておりまして、全室満室になっております。海老瀬につきましては6部屋中3部屋が空きの状況でございます。原宿団地につきましては8部屋中全て埋まっている状況でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これは、先ほどの申込みはあるけれども規定に合わないということは、収入の上限というのがあるのですか、対象にならない条件としましては。

○今村好市議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 主に収入の上限を上回ってしまうという条件と、あと入居者の、世帯は普通可能なのですが、単身で入るときの条件、単身でも問合せあったのですが、その条件が満たないという場合があります。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これに関しましては入居条件の緩和策を検討し、空き室ゼロを目指す必要がある。町内の民間会社の所有する物件の利活用も検討すべきである。建物の老朽化が進んでおり、入居者の環境を見直す必要があるということで、見直しの上、継続すべきという提言になっているかと思います。その上で、最近の予算、補正の中に、特に原宿、海老瀬については、改修工事の予算が盛り込まれるのが目立ってきているかなと思っているのですけれども、これ1回やれば二、三年はもつのだというようなことだろうと思うのですけれども、結構かかっているのだと思うのです。これも何でもかんでもという話になってしまうのですけれども、以前、移住定住の話、あるいは子供の数の話で、担当課からの答弁の中に、やはり世帯で住むアパート等の件数が少ないのだと。よって、町外でその時期を生活をして、子供の入学に合わせて町内に、あるいは親元に帰るのだというような報告があったかなと思っております。記憶されている方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、その方たちが居住するスペースということです。ですから、今大学生の対象に個室、単室のアパートが多く、大学を中心に建設されていて、これが大学が撤退した後どうなるのかなという問題が残っているのですけれども、それを世帯で住めるような環境をどう整えていくのかという部分、これが民間でやっていただく分には非常にありがたいのですけれども、町としての働きかけとしてどこまでできるのかという部分については、どのような計画をお持ちでしょうか。

○今村好市議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 板倉町としましては、現在のところ建て替えとかそういう予定はございません。今空きがある状態ですので、それが埋まることを願っているような状況です。それと、ニュータウン近隣の住宅、学生向けアパートなのですが、板倉町というよりも、公営住宅法の中で供給する住宅というのは世帯

向けの住宅というのが基本でございます。それを基本に合わせますと、面積要件が足りない住宅が、近隣アパートはほとんどかなとは考えております。ただ、これから大学もいなくなる中で空家も出てくる。オーナー、アパートの経営者についても困る状態も起きるのかなと。そのお互いの町と民間の方のいいところ取りと言ってはなんですけれども、それで採用できる住宅にもし造り替えてくれる方がおるとすれば、検討の余地はあるのかなと考えています。今のところはそのような状況でしか答えることができません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 老朽化と、あと修繕の費用対効果をそろそろ検討する時期かなとも思っていますので、その辺も含めて今後ご検討いただきまして、多少新築になれば年収要件をちょっと上げて、家賃のほうも少し高めに設定しても世帯で入人が出てくるのかなという見込みもできますので、併せて検討いただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

町営住宅につきましては、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、4番、福祉医療費支給事業についてですが、これは今回の本会議の中で、高校生までの医療費全面無料化というものが決議されましたので、ただそれだけがこの事業ではないという部分もあるのですが、これも新聞報道でなされましたように、東毛地区の1市5町が足並みをそろえる形で実施に踏み切ったということで、毎日のように新聞紙上で、来年度春、来年度中途から高校生までの医療費無料というのがうたわれ始めて、板倉はいつかなと思っていた中で、ちょっと判断が遅いかなという感想を私の中では持っておりまして、今回一般質問に上げたところ、先に議案として上がってきてあれだったものですから、質問の中でも申し上げたとおり感謝申し上げますけれども、やはり一步先行く判断というのでも少し考えていただければな。板倉イズムというか板倉の魅力というのか、板倉でなければならないことではないと、やはり競争力という部分で弱くなってくるかなと思いますし、ほかの障害者に対する福利についても、やはり今後とも前向きに検討していただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

簡単ですみませんが、4番のほうはそれのほうで終わらせていただきます。

次に、5番目、奨学金の貸与事業についてお伺いをいたします。提言内容が、見直しを行う上、継続すべき事業という内容で、目的を踏まえれば貸与対象を高校進学まで拡大していただきたい。運用当初と経済状態が変化しているので、貸与金額を検討する時期なのではないだろうか。滞納者がいないことを評価できるという旨の提言をお渡ししてあると思います。この中で、これを踏まえて委員会を開かせていただきまして、私も委員なものですから内容を検討させていただきました。高校進学まで拡大というのは、今基本的に高校生の授業料無料化が進んでおりますので、今急速にそれを設定する必要もないだろうという判断をさせていただきました。運用当初と経済状態が変化しているので、貸与金額を検討する時期なのではないだろうかという部分については、今のところ基金に余裕があるということで、増額を検討してみてもいいかだろうかとこの要望を上げさせていただいております。滞納者がいないことを評価できるということですが、自己破産者が1人出まして、1人滞納できない状態が出てきている現状があるのかなということで、ご報告も含めて発言をさせていただいております。

それを踏まえて、事務局のほうで今のところ奨学金についてどのように検討なさっているかご報告をお願いいたします。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、奨学金貸与事業の事務事業評価の対応につきましてご説明させていただきます。

この奨学金貸与事業につきましては、事務事業評価結果報告書に記載のとおり、奨学金貸与審査委員会を開催し、奨学金の見直しの必要性につきまして委員の皆様よりご意見をいただきました。委員会でのご意見につきましては、現在の社会情勢、特に物価高騰等により生活を圧迫している現状に鑑み、現在の月額5万円の貸与上限額を2万円増額し、7万円に引き上げることが妥当ではないかというご意見をいただきました。その後、この審査会のご意見を踏まえ、執行部におきまして貸与上限額を7万円に引き上げることについて検討を行いました。検討結果につきまして申し上げますと、現在の資金残高で月額7万円に増額した場合の運用シミュレーションを行ったところ、月額7万円を毎年5名に貸付けする場合は、将来的には資金不足は起こりませんが、月額7万円を毎年10名に貸付けした場合は、約5年で資金不足になるとの結果がありました。また、そういう結果になりましたので、近い将来、資金不足を招く危険性があるということが分かりました。また、これからインフレが強まる予測されている中で、貸付希望者が増加した場合に資金不足につながって、希望に沿えないというようなことが起こらないか。また、貸付額を増額することで返済額も増額することになりまして、滞納者の増加を招くことが懸念されるのではないかと。また、増額する2万円という金額が適正であることの根拠はどうか。まず、現状においては、増額を決定するための材料やその根拠が不足していることから、貸与上限額の見直しについては、さらなる調査研究が必要だと判断いたしまして、検討を継続していくこととなっております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 そういうことで、今のところ7万円は将来的に今の現状であれば難しいだろうという判断が今事務局ではなされているようですが、これはもともと奨学金の基金で構成されているという認識なのですか、それで間違いはないですか。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 そのとおりでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 基金であれば必要な部分については積み増しも検討できるのだと思います。これは普通の事業の予算と違いまして使い切りではございません。一時貸付けで、順当にいけばその同額が町に返納されるという仕組みになっておりますので、確かに今回返済不能者が出てしまいましたけれども、全員がそこに陥るということは考えづらいですし、ある程度の回収は見込めるのだと思いますので、この奨学金の意味するところというのは、やはり子供たちの将来にかかっているのだと思うのです。子供たちの将来というのは板倉町の将来なのです。企画財政課のほうでも町に就職される部分について、この奨学金の返済補助を実施していただく運びになっているのだと思います。これもやはり未来に対する投資だと思うのです。能力はあるけれども、家庭の事情で上の学校に進学できない、専門学校、大学、大学院に進学できないという子供たちが、夢を見ながらやはり現状にのまれていく。今ここで町の奨学金が借りられれば専門

学校、大学、大学院に行って知識や技術を身につけて社会に出て行って、それを返済するだけの金額の給料をもらう仕事に就いて返納をして、次の世代の若者に投資をしていくという好循環を生む必要があるのだと思います。そのときに、やはり町としてどこまで身を切れるかという考え方をぜひやっていただければというお願いを含めております。今のままでいくと、5年後に7万円を10名貸し付けると破綻するのだということであれば、その分を5年後だということであれば、来年度予算から200万円なり300万円なり補填をしていって、5年後に1,000万円なり2,000万円なりを積み立てれば、またそれが次の世代に回るわけですから、年間に改めて2,000万円も3,000万円も出せということになりますと、これは厳しい話になりますけれども、そういった計画もあり得るのかなと個人的には考えます。ですので、ぜひ前向きに検討いただければと思っています。

以上で奨学金についての質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

では、最後に6番目、指導者の育成確保事業についてですけれども、提言をしてあるのですけれども、今の町の事業内容では、これに対しての対応は取れないということは質問の中で明らかになりました。ですから、25年度でしたか、実施計画。国の計画の中では25年度計画が実施計画かなと思っているのですが、それまでにやはり新事業として対応する事業を設定していく必要があるのだらうなと思いますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、新事業にするかどうかというご質問についてご説明を申し上げます。

新たにこの部活動の地域移行を総合計画の実施計画に位置づけることにつきましては、今後の対応の方針、また方向性を検討した上で判断をしたいというふうに考えております。

なお、現時点におきましても情報収集や調査研究に努めておりますので、現在は実質的にはこの指導者の育成確保事業で取り組んでいるという状況でございますが、いずれにつきましても、今後の対応の方針、方向性を見極めた上で対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 確かに国も県も言う割には動きがちょっと鈍いのかなと。逆にプレッシャーをもらった地域の自治体が動き出している現状かなと。施設指導者と余裕があるところは、実際に社会スポーツのほうへ取り組んでいきながら実践を加えているところもあるのかなと思いますが、板倉町の現状を鑑みましたところ、指導者の数、あるいは施設の数、含めましてちょっと不足かなという判断を私はしております。そんな中で、やはり他市町との共同計画、ほかの地域での大会や指導者を利用して面倒を見てもらう方向性、もう一つは現職の教員、あるいは退職してまだ体や気力の衰えていない教員、いらっしゃると思うのです。小学校の教員でやはり自分の経験上いろいろなスポーツに、1つのスポーツに取り組んできて、それをクラブとして指導したい。ただ、小学校ではそれがちょっとかなわないというような教員ですとか、あるいはまだまだ現役で動けるよというような教員、いらっしゃるのだと思うのです。今は一般の指導の中でも退職者を採用して再任用で扱っているところもあるのですけれども、この指導者育成ではなくて社会地域移行、スポーツの地域移行に関しましてもそういった部分をご協力いただけるのかなと感じております。施設につき

ましては、先ほども申し上げたとおり、いろんな面で新設というのは難しいので、中学校、小学校の北、南の空いている体育館ですとか、そういったものをよく検討しながら、場所の確保ですとか、足りない部分には館林、幾つもないですけれども、そういった部分の利活用ですとかという部分も検討の中に入れてもいいのかなと。いずれにしても、町単独でこれが実行に移せるかということ、今のところ現状は難しいという判断を私はしておりますので、ぜひこれは現場の先生方の死活問題も含めて、国のほうで手入れがあったのだろうと思いますので、ぜひ今後前向きな検討をお願いできればと思いますので、教育長、一言、何かありましたらお願いいたします。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 この問題については、板倉町としても大変難しい問題だなというふうに感じております。一つは指導者の確保、先ほどもお話になりましたけれども、中学校の部活動にどうやって地域の指導者の方を迎え入れるのか。やはり中学生を指導できる人となると、誰でもいいというわけにはいかないと思います。中学生に対する指導がしっかりできる方ということになりますと、やはり非常に限定されるだろうと。それが板倉町に果たしてどれだけの指導者がいるのかということも洗い出さなければならないというところで、非常に問題だなというふうに感じております。

また、今回の部活動地域移行については、まず土日の扱いということなのですが、子供たちにとっては、平日、先生に指導していただいて、土日はまた地域の方に指導していただくということで、その指導者による違いということに困惑はないだろうか、あるいは指導者とその教員との連携というのでしょうか、そこら辺も非常に問題になってくるだろうと。そこら辺もクリアしなければならない課題なのではないかなというふうに思います。

また、国からはまだ示されていないのですが、どうしても活動するためには予算が必要になります。その予算の確保、国では予算を予定しているということなのですけれども、まだ具体的予算の提示はございません。これからになっております。そういう運営面、予算面ということについてまだまだ課題がたくさんありますので、県の方向、国の方向、また近隣の状況、また板倉町独自でどこまでできるのかということを経験しながら間違いのないように進めていきたいと思います。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。難しいことだとは認識をしておりますけれども、これも半強制的に時間に追われる事態になりかねないと思いますので、早めに手を打っていただいて前向きに検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

時間も限られてまいりました。マイナンバーカードの普及促進についてということで、これ一番最初に質問をしていただきました森田議員のところと重ならない部分について1つだけ聞きたいと思います。担当課長の報告ですと、行政の効率化を目的にマイナンバーカードの発行が行われたのだということでございますけれども、今後保険証との統合、運転免許証との統合ということで、いかにも何か利便性が上がるような内容ですけれども、かえって、1回なくしたら3つともなくなるということで、私は心配のほうが大きいのですけれども、そのほかにコンビニエンスストアを利用したマイナンバーカードでのいろいろな書類の受け取

りが可能になっている。近隣では邑楽町、大泉町が先行して行っているかと認識しているのですが、板倉町のその辺の検討内容、検討状況をご報告いただいて質問のほうを終わりにしたいと思いますが、住民環境課長、よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 ご質問にお答えします。

先ほど自治体の独自利用としての住民票の写し及び印鑑登録証明書及び各種税証明のコンビニ交付のことについてですが、群馬県内では17自治体、館林・邑楽郡内では……

[「ほかのことはいいです。町の方針だけお願いします」と言う人あり]

○川田 亨住民環境課長 はい。本町が導入する場合の見積りとしては、初期費用として約740万円かかります。ランニングコストとして5年間で1,800万円となります。当町の人口及び利用できる店舗数が少ない自治体では、導入に向けたメリット、デメリットの検証を慎重に行う必要があると考えております。

参考ではございますけれども、令和3年度に役場窓口で発行した住民票の写しは4,778通、印鑑登録証明書は3,494通、各種税証明書は2,424通でございました。

以上でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員、時間が来ているのですけれども、先ほどの税務課の答弁がありますので、ちょっと時間ずれますけれども、お願いいたします。

高瀬税務課長。

[高瀬利之税務課長登壇]

○高瀬利之税務課長 先ほどのご質問の中で農家の数というお話がございました。そのことについてお答えをさせていただきたいと思います。

税務課で把握している数といたしましては、令和4年度今年度の個人の住民税の中で所得者区分という欄がございまして、その中に農業所得者という部分がございます。その数字が52人という数字がございます。ただ、これはあくまでも納税している方ということになりますので、農家の中でも税が出ていない方もいますので、この数字が全てではないということになろうかと思えます。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。今のところ税を納めていただいている方は52名ということで、主業としてやっている方はこの10倍ぐらいですか、概算であれなのですが、いずれにしても、他町よりは農業者のほうが多いかなと思いますので、先ほど申し上げたとおり、前向きな対応をお願いしたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、金額的にそんなにびっくりする値段ではないなという印象を受けました。他町と足並みをそろえることがいいのかどうかという部分は、先ほど発言をしましたけれども、やはりできることからやっていただいて、マイナンバーの利便性を上げないことには、なぜマイナンバーカードを取得しなければいけないのか。番号自体はもう既に個票として持っていますので、税の申告については、それを活用すれば何の問題もないということです。マイナンバーに附属しているICチップの活用を

どうするかということで、保険証ですとか免許証ですとか薬局のお薬手帳の代わりとか、そういった部分の活用でいろいろと輪が広がっていくのだろうと思いますので、そういう部分を含めまして、ポイントだけではなくて、こういった活用で町としては取り組んでいきますよという部分である程度発表をしていかないと、受給率というのですか、マイナンバーカード取得率は上がってこないのだろうと思います。今朝の新聞ですと渋川市が戸別訪問をして、高齢者あるいは寝たきりの人、あるいは小児の養育をして外出が困難な人に対しての取得補助をするというような記事が出ております。そうやってまで取得率を上げていくというような市も出てきていますので、やはりそこには利便性が必要になってくるかと思います。もともとが効率化でしょうから、その辺は担当課だけでは結論が出ない部分もあると思いますので……

○今村好市議長 針ヶ谷議員、時間が過ぎていきますので。

○6番 針ヶ谷稔也議員 課局長級を含めて検討いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。すみません、時間超過しました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

2時30分より再開をいたします。

休 憩 (午後 2時20分)

再 開 (午後 2時30分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

小林議員。

[5番 小林武雄議員登壇]

○5番 小林武雄議員 本日の5番目の一般質問になりますが、前回6月に一般質問させてもらいまして、そのときに今回の最初の通告であります、そのものを残したままでいましたので、ちょっと心残りでありましたので、そのテーマとプラス2題ということで今回は一般質問をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、私ごとですが、この間12月1日にコロナワクチンの接種5回目を打ちました。打ったのですが、やはり若干熱が出まして、二、三日ほどだるかったなという感じがしたのですが、ただいつものやはり平熱が36度1分ですので、もともとやはり低いのですが、36度7分ということなので、そんなには、もともとの熱が低いものですから、ただ低い人になるとやはりだるいなという感じで、その週末、ちょっとおとなしくしていた関係がありました。これからやはり4回目、5回目打つ方がいると思うのですが、そんなにテレビ報道で言っているほど副反応とかその辺はないのかなという感じがしておりますので、ぜひ4回目、5回目、まだ受けていない方については、率先して受けてもらったほうがいいかなと思います。

また、この11月下旬から、もう何回も何回も言っていますが、コロナ感染者が1,000人から2,000人、2,000人から3,000人という形で増えてきておりますので、これがまた年末年始になりますと、またまだまだ増える

のかなという感じがしますので、個人個人がやはりその辺のところは感染対策をしっかりしながら年末年始を迎えてもらったほうがいいかなと思いますので、議員各位、執行部各位によりしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問していきたいと思います。今回の最初の独り暮らし高齢者の関係なのですが、ずっと私自身もうその高齢者、独り暮らしではないのですけれども、子供と一緒にいますから実質独りではないのですが、そういう環境にいます。私が見ている範囲でも、私の周りにもこういう方が最近結構増えてきたなという感じがする。なぜそうなったかという背景をすると、昔はじいちゃん、ばあちゃん、親、自分という形で、結構大家族で生活していたけれども、昭和が過ぎて平成に入ってくると結構核家族とか、あとは遠くに行ってしまう子供たちがもう実家に帰ってこないというような、そういう生活、社会状態が続いてきたということから、どんどん、どんどんこういう人が増えてきたのかなと。私の周りでも結構、昔はやはり大家族だったのですが、今では、近頃まではじいちゃん、ばあちゃんだったけれども、片方が亡くなられたということで独りになってしまったということで、ただ地元にはいるけれども、遠くのほうにはせがれさんいるのですが、なかなかせがれさんたちも自分の生活がやはり大変です。そう何回も何回も実家には戻ってこれないということだと思えるのですし、自分のやはりせがれと一緒に過ごしてはいますけれども、やはり昼間はほとんど仕事に行ってしまうので、今年私が68なのですが、今のところ元気ですがまだいいのですが、これがやはり70、80となってくると、身体が衰えてきたときに、やはり心配かなというところがあるものですから、もう町としてもいろんな意味で高齢者の方のいろんなサポートとかしているわけですが、現在その高齢者の独り暮らしについては、おそらくいろんな資料を見ても、倍ではないのですけれども、やはり3割、4割ずつ、10年ぐらいのタイミングでやはり増えてきているのです。実際、板倉町では今どのぐらいの方が独り暮らしされているのか教えていただけますか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、独り暮らし高齢者の現状についてでございますが、群馬県で県内の独り暮らし高齢者等の実態を把握し、今後の高齢施策の基礎資料を得ることを目的に、独り暮らし高齢者調査というのを毎年実施しております。対象は6月1日現在で入院、施設入所していない70歳以上の方になります。各市町村の民生委員児童委員協議会による協力の下、民生委員が対象者宅を訪問し、緊急連絡先や指示の状況等を調査するものでございます。残念ながら令和2年度、3年度につきましては、新型コロナの関係で調査自体が中止となりまして、今年度の調査によるものとの比較が前年度はできませんが、今年度の調査の結果ですが、板倉町において70歳以上の独り暮らし、男性が175名、女性が256名の計431名でございました。直近の令和元年度、3年前になりますが、比較いたしますと、男性は99名でした。ですので76名の増、女性は190名でしたので66名の増でございまして、年々増加傾向となっております、これにつきましては、町内に限らず県下どこでも増加傾向ということになります。

以上です。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。おそらくその独り暮らしの調査をした結果、板倉町では独り暮らしをしていると。しかし、身内というかせがれさんとか、その方が近隣にいたりとか、そういう情報

というのはそのデータでは収集できなかったのでしょうか。もしいるとしたらどのぐらいの割合でいたのか、教えていただければと思うのですが。まるっきり近場にいないで遠くのほうに、もうほとんど独り暮らしをしているのか、近場には日常のサポートをするような方がいるのかどうか、その辺をちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変申し訳ありませんが、緊急連絡先の方が遠方か近くかという集計が残念ながら取ってありません。しかしながら、町のほうで独り暮らしの見守り調査をしている中には、近隣にの方があまりいないというような、希望される方が多いので、あまりいないような現状でございます。ただし、連絡先が全くないという方は本当に数えるぐらいの方になっています。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そうすると、今話があった連絡先が記入されていない方も、やはり中にはいるのですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現状では緊急連絡先のご報告をいただけない、あるいはないという方がいらっしゃるの現状でございます。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。一番心配されるのはやはりその辺だと思うのです。日頃お子さんは連絡が取れると、そういう間柄、もしくは仲はいずれにしても連絡は取り合えとか、または週1回とか月に1回とか、安否確認ではないですけども、その身内の方がまずはやってくれるのがやはり一番必要なかなと思います。そういうところもあれですか、今、健康介護課のほうで高齢者のところに訪問して、日頃の状況とか確認する活動がありますよね。平成21年から始まった見守り隊ですか、その方が今2名ほどいるのですか、この人数が増えてきたところで、現状の2名で約430人ほどの高齢者の方の見守りではないのですけれども、そういう活動が継続していけるのか、もしくはやはり直接行く方と電話連絡とか、もしくは中には元気な方だと、うちは来なくてもいいよとか、そういうふうな3段階で分かれると、幾つかその分け方があると思うのですが、その分類の仕方として、若干間隔を空けながらその400の方を見守るといふかフォローするといふか、そういう活動とか、それは実際やられているのでしょうか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お独り暮らしの方、調査に上がってきた431の方を全て介護高齢系の訪問をしているわけではありません。実際には、お独り暮らしでも介護のサービスを受けている方等々もいらっしゃいますので、いろんな見守りの方向があると思います。実際には独り暮らし高齢者調査の中で訪問事業を希望する方、あるいは民生委員さんからの情報提供による方に対して行っていますので、対象者は355名になります。実際にはこの臨時職員2人がやっておるわけですが、実際の訪問が355名に対しまして、昨年度の実績になりますけれども、実際に訪問でお話した方が737件、電話等の連絡をした件数が200件、来所さ

れたときに様子を伺ったりということもありますので、それが162件で計1,099件を3年度は行いました。1日平均8.1件ぐらいの安否確認ができたことになります。ですので、この事業以外にも民生委員さんのふれあい訪問もありますし、介護保険の利用もあります。また、町のほうでは地域見守り協定を締結しております生活協同組合コープぐんま及び日本郵政株式会社等々とも連絡を取り合いながら見守りを続けているところでございます。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。確かに地域全体でいろんな業者の方と連携しながら、その高齢の方の独り暮らし、特に夫婦とかでありますと、お互いにやはり刺激し合いながら、監視しながら夫婦ですとそれができますが、本当に1人だけの生活になってくると、その辺のところが、刺激がやはりないと、表へ出ていかないとということで、それもやはり高齢になってくればなってくるほど、60代とか70前半ですと身体的な、結構体が動きますので、80代過ぎたあたりから結構町のサポートというか民生委員さんとか郵便局とか、そういうところの方の見守りの関係がやはり大事になってくるのかなと思います。その今355名の実際の訪問して約1,000人ということですから、1日約3回ぐらいの電話とか実際の訪問とかやってきた計算になると思うのですが、その中でもどうなのでしょう、355人いて、自分は本当にもう来なくてもいいよと言うような方は、実質どのぐらいいるのですか。やはり355人いますといろんな人間いますので、どちらかというと男性のほうがわがままな感じもするのですが、それはどうなのでしょう。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

〔玉水美由紀健康介護課長登壇〕

○玉水美由紀健康介護課長 実際には対象となった431人のうち、連絡を取って訪問等を希望された方が355名ということでしたので、行っている中ではそんな拒否はありません。ただ、お元気でいろんなところに活動される方というのは訪問の回数をちょっと延ばしてみたり、あるいはちょっと心配な方は大体一、二か月に1度行くようにしているのですが、もうちょっと短くしたり、あるいは途中で電話を入れたりというので、それぞれ工夫をしております。この臨時職員2名だけでは対応が困難な課題につきましては、包括支援センターあるいは役場の関係各課につないで、プラスの採用をしているところでございます。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。その独り暮らしの関係で、先ほどやはり連絡先はなかったとか、そういう方がいて、周りの監視とか見守りがないときに、もし突然に、最近突然死とか、その方が私の周りにも何人かいたものですから、そういうふうに突然死、もしくは発見が遅れて孤独死とか、そういう関係になるのかなと思うのですが、そういう場合に、連絡がない場合には、その方の、悲しい話ですが、葬儀とか告別式とか納骨とか、その関係はどこでどのようにやっているのでしょうか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

〔玉水美由紀健康介護課長登壇〕

○玉水美由紀健康介護課長 全くお独りの方で身寄りが分からない方等々の孤独死というのでしょうか、発見された場合ですけれども、まず行政よりも先に警察が入るかと思います。そうなりますと、警察のほうで事件性があるのか、あるいは病気なのかというような検査をしていただきまして、警察のほうでまず住居や戸籍の照会をして身寄りを探していただきます。それでもない場合というのは、墓地埋葬に関する法律とい

うのに基づきまして、死亡地の市町村長が執り行うということになっておりますので、全く身寄りがない方につきましては、ご協力いただける寺院やNPO法人に依頼しまして、町が死亡届、あるいは火葬、埋葬等の手続を行うことになります。ですので、ご遺体の移送から火葬、納骨、埋葬まで町が行います。

なお、費用の規定があるのですが、県が負担することになっておりまして、町からの申請に県がその費用については担っていただけることになっています。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その事例を挙げていただきました。実際に町がやって費用のほうは県が持つということですね。そこで、実際にその孤独死が出た場合に、実際に遺骨というかそれについては、この近辺ですと、まさかその辺に置くわけにもいかないでしょうから、どこか納骨というか預かってくれるというか、そういうお寺がどこか指定されていて、そこに持っていくようになっているのでしょうか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

〔玉水美由紀健康介護課長登壇〕

○玉水美由紀健康介護課長 町が協力いただいている寺院、NPO法人があると先ほど申し上げました。過去にはこのNPO法人というのがごく少なく、町内の寺院でお世話になった事例があります。現在のところ、今近くでは館林市内に、お寺さんがやっておりますNPO法人三松会という施設がありまして、こちらにお世話になることが多うございます。ただし、件数はそんなに今のところ多くありません。また、同様の法人が太田市内、足利、佐野等にもありまして、場合によってはそちらにお願いすることもあります。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。その人間の最期のあれですが、そのところはやはりちゃんと安心していただけるのかなという感じはいたします。それにしても、孤独死はやはりなくしていきたいような感じがいたしますので、周りの方の協力はやはり必要かなと思います。

そこで、独り暮らし高齢者で元気な方は自分で動きますからいいのですが、若干やはり出無精な方、よく今ですと40代、50代でも結構ひきこもりというのですか、そういう方がやはりこれから20年、30年になってくるとそういう方が高齢者になって、今のうちは親が健在で、子供は50、60になってきて、そのうち親が亡くなってしまって本人が70、80になってくると、まるっきりの独りになって、子供もいないというようなことになってくると、そうするとやはり連絡先もなくなって、兄弟もいなくなってしまうというふうになってくると、いろんな意味で、行政としても本人としても大変なのかなと思いますが、こればかりは社会情勢の関係で、誰がどうのこうのというとなかなか難しいところはありますが、そのためにも、いろんな意味で地域の方々がお互い様ではないのですが、昔はよく四、五軒あたりで井戸端会議ではないけれども、そういう形で話をして、生存確認ではないのですが、そういうのがやはりもともと底辺にあって、それがいろんな行事とか参加していくと。それがもうほとんどこの30年ぐらいですか、いろんな行事においても、やる人はやる、やらない人はやらないというので何か分かれてきてしまって、そのやらない人の関係が、相当地域との交流がなくなってきているのかなという感じはするのです。そういう方をいかに外に連れ出すか、前向きな姿勢にするとか、そういう方向にしていかないと、独り暮らしの高齢者というか、だんだん統計的にはどうですか、資料を見ましたら日本だけでも400万人とか500万人とかというふうになんか増えてくるらしいと聞いていますので、板倉にしてもそれにしても、同じような比率で上がってきますので、そのところ

やはり心配なのかなと思います。そういう意味では地域の見守り、それについて民生委員さんとか行政区の役員さんとか、中には前回私質問したのですが、行政区にも入っていないという方が結構いる。それがイコールではないと思うのですけれども、そういう方こそ引き籠もってしまって、逆に心配な種になってしまうのかなと思います。だから、できればそういう方を減らす方向のようなね。

見守り隊の方が今2名いますけれども、その2名の方がうまく外へ出すとか健康管理の関係もあるでしょうし、いろんな体操とか町でやっていますので、こんな運動をやっていますよ、こんな活動をやっていますよということで、うまく表へ出してもらうような形が一つと、あとまだまだ特殊詐欺、それも独りになってくるとやはり心配なのかなと思いますので、その特殊詐欺に対しても一つ一つ対応していかないとあれかなのかと思うのですが、まずは見守り隊の2名の方に、ずっとやっていますから、おそらく信頼関係というのですか、顔つなぎの。それはできていると思いますので、その信頼関係をうまく生かしながら、健康でずっと80、90まで過ごしてもらうような形の活動というか、その辺のところをちょっとこれから必要かなと思うので、その辺のところを変えていただければと思いますので。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員おっしゃるとおり、やはり独り暮らしの方の健康を保つ、末永く自立して生活していただくためには社会とのつながりというのが不可欠だと思っています。このために身近な地域の独り暮らしの方を支えていく互助の取組が重要だと思っています。例えば役場の訪問だけでなく、ご近所同士の挨拶等の声かけ、先ほど議員が井戸端会議とおっしゃいましたが、あれはいい習慣だったかなとも思っています。なかなかコロナの関係で周りとの交流を避ける状況が続いたことで、いわゆる引き籠もり状態を生んでいるという方もいらっしゃいます。あるいはもともとご近所付き合い、あるいはクラブ等に出ていくのが苦手という方もいらっしゃいますので、そこら辺はご本人に寄り添いながら、意思を尊重して支援も考えていきたいと思っています。

また、地域の皆様に積極的に今頑張っていていただきますサロンあるいは通いの場、また少し最近元気がなくなってきているのかなという老人クラブ活動等もありまして、そういうものが少しずつ地域で継続しながら広がっていけば、いろんな交流の場も設けられるのかなと思っていますので、これらの支援にも少し力を入れていきたいと思っています。ですので、独り暮らしの方なるべく社会との接点を保てるよう、また訪問の支援員につきましても、いろんな教室になるべく最初は一緒に参加し、その次から1人で参加できるような、そんな支援ができていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。高齢者、私は今独り暮らしのことしか話していませんが、高齢者ですからやはり夫婦の方も、片方が出無精とか出るとかありますので、そういうところも含めて、いろんな意味で高齢者の元気な方がいれば、この間もどなたでしたか、介護保険料が群馬県下でも一番低いよと。全国合わせても低いほうですよというふうに、板倉町の高齢者の方が元気でいつまでも健やかに、また90、100ぐらいまでいけば、保険料の関係でも町のほうには貢献していきますので、逆にそれも先行投資ではないですけれども、いろんな方向から高齢者の方のいろんな施策をやっていただければと思います。

今どちらかというと、いろんなことで子供、子供の関係の教育とか支援とか、いろんなことでテレビはや

っているのですが、それと併せてお年寄りの関係のそういう施策についても、これからもやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。いったんこれで独り暮らしについては終わりにしたいと思います。

続いて、農地中間管理事業についてなのですが、これについては、自分の周りというか、自分もそうなのですが、やはり自分の土地の耕作面積、自分のうちが今1町ぐらいしかないのですが、現在やはり1町ぐらいの農地を持って、機械を買って、耕作をしてとなると、なかなか難しい段階になってきているということで、私も約七、八年前から担い手の方にその耕作のお願いをしました。その農地の管理をしていかないことには雑草が生えたりとか草木が生えたりとかという形で荒廃になっていきますので、それはやはりしのびないということで、近隣で今のところは耕作の方を知っていますので、自分でどうにかこうにか次の方をお願いはできるのですが、農地中間管理機構、これはすばらしい機構かなと思うのですが、これからだと、先ほども言いましたが、親はやっていて、ただ子供はサラリーマンで、ほとんど農家というか田んぼのほうにも行ってない、もしくは農地の場所を知らない、そういう方がだんだん、だんだん増えてきている、そういう事情もやはり知っています。地元の関係でも、せがれが東京のほうに行っていて、この間お父さんが亡くなって、農地がどこにあるか分からない。土地改良区に行って分かった。だけれども、それがどこだか分からない。図面上では分かるのですが、実際に行ったことがないというようなことで、やはりこれからどんどん、どんどん増えてくるのかなと思うと、この農地中間管理機構のその機構自体を一生懸命使ってもらって、その働き方をやはり活用してもらったほうがいいのかという感じがします。現状、板倉町における中間管理機構の実績というか取組についてちょっと教えていただければと思います。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、小林議員さんの農地中間機構の利用の状況についてご報告いたしたいと思います。

農地中間機構の利用状況につきましては、平成27年度から利用が始まりまして、令和3年度までで250.6ヘクタール分を農地中間管理事業として利用の貸借を行っております。今、板倉町全体の面積については約2,150ヘクタールありますので、12%ぐらいが一応農地中間管理事業を使っているということでございます。

以上です。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 これは、あくまでも農地中間管理機構を通して貸借の関係、貸し借りの関係。実際には農地中間管理機構を通さずに、お互いでやっているところもあると思うのですが、それはおそらくまだ役場としてもやはり把握できないと思いますが、その辺のところをこれからいろんなところで活用していくとか、今のところはまだ地域でどうにか、あそこうちのところはここできるとか、そういうところでやっていけると思うのですが、その辺のところをいろんな農協の職員とか役場の職員とか、多くの土地の方とか、いろんな意味でその持ち主の方がもし耕作やらなくなった場合にいうときに、一番初めに行くのは地元の農協とかその辺の方かなと思うのですが、近隣の。またその耕作者、周りの人が心配しているとか、そういう形だと思うのですが、そういう情報が上がったときに、こういうのを使ったらどうですかなんて、そういうつながりとかは何かできるのですか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答えしたいと思います。

実際、やはり耕作者の人が、親御さんが亡くなったりとかして自分の耕作の場所が分からないとか、そういったものにつきましては、基本的には役場と農協と、あとは地元の農業委員さんと農地推進委員さんを利用して話を持ちかけていただいて、町のほうへ来た場合については、こういう農地中間管理機構がありますよという話はさせていただいている状況でございます。ただ、実際、農地中間管理機構自体は、要はその土地の相手方を見つける部分については、基本的には地元のほうが全部全てやっているような状況です。1から全てやって、最終的に農地中間管理機構のほうへ、この人とマッチングができましたよという報告のみであって、実際中間管理機構が、そこが本当に一生懸命やっているのかということになると、ちょっとクエスチョンがつくような感じになっている状況でございます。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 確かに実態と合わないところが随分ありますよね。この機構にしてもです。本当はそのところを機構が先導するとか等々でやはり動いてもらうのが一番いいのだと思うのです。心配なのが、これから来年になると南の農協が東の農協に合併してしまうと。その後今度は北の農協がなくなってしまうのかなという形で、農家が窓口にする農協自体がだんだん、だんだん縮小されて、地元にあった農協の窓口とかそういうものがどんどん、どんどん少なくなっていってしまうと、その農家のためにある農協が、何か自分たちから手を引いていってしまって、農家は誰を頼ればいいのかというところがやはり一番これから心配なのかなという感じはします。そういう意味で、やはり中間管理機構のただ名ばかりだということもあるのですが、そういう意味ではやはり地元の農業委員とか協力委員とか、その方には相当動いてもらわないと、3番目にある耕作放棄地とか、そういうのがやはり増えてきてしまって、要は問題は親が耕作はしているのだけれども、親が亡くなってしまって、もしくは体力の関係でできなくなってしまって、その場合に、親がいるうちはいいのです。ただ、親がいなくなってしまうと、それを相続として子供が受けた場合に、一番初めに話しましたけれども、遠くにいと本当に農地を知らないから、そのときに、その子供さんも東京に20年も30年も行ってしまうと、地域の方とのコミュニケーション、それがまるっきりない状態で、帰ってきても誰に相談したらいいか分からないと。どういう方向に持っていけばいいか、そういうのが見えない方も二、三人聞きました。一応紹介はしましたけれども、そういう方がこれからだんだん、だんだん増えてくると思います。そういう場合に、地元のやはり農業委員とか協力員とか、あと担い手ですか、先ほどちょっと聞くのを飛ばしてしまったのですが、担い手の方にそういう目配りではないですが、気配りではないですが、してもらって、その農地が耕作放棄地にならないような形で目配りをしてもらえるような形が必要かなと思います。

2番目に質問しようと思った担い手の人数及び耕作面積の関係ですが、その人数と実際に耕作している面積全て、総合ですとどのぐらいになるのでしょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、担い手の人数及び耕作面積について回答いたしたいと思います。

令和３年度におきましては、最初に担い手についてなのですけども、まず一つが認定農業者の方が担い手となります。それと、認定新規就農者の方、新しく就農した方も担い手と。それと、基本構想水準到達者といひまして、板倉町では耕作面積が2.34ヘクタール以上持っている農業者、これは自分の土地の分もそうですし、借りている分の土地も合わせた面積が2.34ヘクタール以上の農業者を一応担い手という形で位置づけしておる状況でございます。令和３年度におきましては275の認定者、担い手です。面積的には1,470ヘクタールでございます。その前の年、令和２年度については266、1,390ヘクタール、令和元年度については264、1,330ヘクタールでございます。徐々にではあるのですけれども、担い手が増えていきながら、経営面積も増えている状況でございます。

以上です。

○今村好市議長 小林議員。

○５番 小林武雄議員 ありがとうございます。担い手の方の面積が1,460ぐらいだということは、板倉町の耕作面積2,100でした、200でしたか、ありますから、約７割ぐらいはその担い手の二百何人の方でその耕作を担っているということですよ。それがおそらくこれからだんだん、だんだん割合にしては上がっていくような形になると思います。あと、最近では中間管理機構を使って農地の集約とか集積とかを進めていると思います。あれについてもやはり地元の方の農家の方が積極的に、こうしていこうと、ああしていこうといろいろもんだ末、役場とか農協とか双方に上げていって、ただ中間管理機構としてはおいしいところだけ取って報告するというような流れなのでしょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 整備工事とかそういった集積でもそうなのですが、取りあえず工事した間、終わった後には農地中間管理機構に担い手の人に貸せる場合については、一応通すようにはしておる状況でございます。

○今村好市議長 小林議員。

○５番 小林武雄議員 その集積とか耕作面積の拡大かということ、何か所かのところでやはりやっていて、ただあれについてはどうなのでしょう、ある程度何かよく議案に上がってくるのですが、一帯ではなくて、凸凹ではない、形が何か全部ではなくて集約ができればいいという形で進めているのでしょうか、一体的にそのエリアを全て集積するとか、そういうのはやはりなかなか同意がもらえないからというのでしょうか、確かに農地は自分のものなのでしょうけれども、なかなかそういうときにうまく全体が集約できていけば本当はいいのでしょうか、今も五箇谷土地改良区でやっていますが、順調にいくときは、皆さんの同意があればどんどん事業が進んでいくのですが、ちょっと蹴つまずくとか、つまずくとなかなかそこから前へ出ていかないということがあるので、そこをやはりよけて、同意される方だけを集めてやっていくと。そうすると、やはり残ったところが何か後になってどうなのかなという心配もあるのですけれども、その辺のところは調整とかその辺がうまくできればいいなという感じはするのですけれども、どうなのでしょう。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 整備工事については、やはり地権者の同意等が必要になってきますし、エリアを決めて、そこのところが100%同意もらえれば一番スムーズに整備工事もできて集積が可能になるわけですが、どうしてもやはりいろんな制約で反対している農業者の方も当然いると思うのですが、基本的には、先ほど五箇谷が例にあったわけですが、五箇谷については、例えば五箇谷の役員さんに反対している地権者の方に説得してもらおうとか、それでも駄目だったら町の職員が行ったりとか、逆にその時間が結構大変な労力を使うという部分があります。ただ、全体的に整備工事をしなくてはいけないという部分があるので、反対者は最終的にはそこの部分を取り除いて、ハグラではないですが、そういう形になってしまいますけれども、工事を進めているものもありますし、やはり同意がかなり取れないとそれ自体の整備は無理ですよという流れもあると思います。

以上です。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。なかなか農地の集積とか集約とか、それについてはなかなか難しいところもあるし、あと耕作を継続していくとか、自分の土地でありながらなかなか自分で作れないという方に対して、フォローをやはりその担い手の方をお願いしていくというのがしようがないのかなという、時代の流れなのかなと思うのですが、そこで貸し借りの関係で、どうしても賃料というか、その関係が発生すると思うのですが、これについては町のほうもなかなか介入できないと思うのですが、中間管理機構がもしそういうのを先導していった場合に、お互いだったら別に問題ないと思うのですが、中間管理機構がそれを先導していった場合に、町の標準的な賃料とか、こういう条件でというのは出せる気がするかどうか。実際中間管理機構を通さなければお互いの話ですので、邑耕の肥料をこっちが払いますよ、水道のお金はこちらで払いますよ、ただこのぐらいでどうですかという話はできると思うのですが、その辺のところが地域によって、人によってばらばらになっているような、いろんな耳に聞くのです。その辺のところが中間管理機構を通すことによって、ある程度町内はこのぐらいでできるのかなという標準というか、その辺のところが難しいと思うのですが、その辺のところは進められそうですか。ちょっとお願いします。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 小林議員さんが言うように、実際のところ本当にまちまちです。相対でやった場合については、地権者と農家の人で1反当たり幾ら払ってねという話も当然あるわけですし、その中間管理事業を通したとしても、基本的には多分1反1万円とかというのがあったと思うのですが、その中で担い手が邑耕費を払ったりとか地権者が邑耕費を払ってねとか、それがやはりそのバージョンでいろいろまちまちな状態になっているのが現状です。先ほど農地集積をやはりしたほうが良いという形に言われていますけれども、本当に個人的な考えとすれば、今板倉というのは、やはり属人で担い手の方が点々ばらばらで耕作をしている状況があると思うのです。個人的にはやはり担い手の方も限界が来ている部分もあると思うので、本当だったら将来的に属地で集積ができればすごく理想的だなというふうには、個人的にはちょっと思っているのですが、当然小林議員さんが南地区なので、例えば五箇谷を一人で耕作していたときに、ほかの西地区の方が、例えばそこがうちの土地なのだと言った場合には、もう無条件でそこは小林議員がやっているから小林さんだよというふうに決めていってしまえばすごく簡単に広げていけるのかなというの

は、ちょっと個人的には思っているのですけれども、それがうまくいけば本当はいいなという夢みたいな構想を持っているような状況なのですけれども。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 今課長のお話しした内容のこと、それを一部の担い手の方からやはり属人はもう言われています。「小林議員、こういうふうに将来的になっていけば本当はいいんだよね」なんて話は、道端で行き会って言われたことがあります。そうすると、今のところ水田の関係しか話はしていないのですが、水稻の関係で言いますと、やはり南地区は一番早く田植とか始まりますので、どうしても東とか西の方からすると、どうしても機械を持ってくる移動とかその関係で、結構遠いのだよね。置く場所もそんなにないしとか、そんなことをやはり言われているものですから、それからいくと南地区は南地区の方がどなたか、何人かの方で耕作をするとか、東は東でそういう方が何人かでリーダーになって、南地区だと400平米ぐらいあるのかな、分らないけれども、あると思うのですが、それはやはり何人かの方で耕作するとかという形に将来的に進んでいけば、その目配りとか、途中にあるものについては吸収していつてしまえばいいわけですから、そういう形がやはり将来的にはいいかなという感じはいたします。ただ、なかなかそこへ持っていくまでにはいろんなやはり課題があります。個人的なこともありますし、土地の関係もありますし、集積の関係もやっていかないとなかなか難しいと思いますので、そういう意味では、これから10年、20年先のことがやはり考えなくてはならないところかなと思いますので、農政課としても農協とか土地改良区とか農業委員会の方とか、そういうところと場面場面でそんな話がもしできれば、やはり役場のほうから言うよりは、本当は地域の方がそういうことを何人か言っていれば、その辺の方から、その地域のほうでうまく話が取ればなという感じはするのですが、その方に言わせると、役場が音頭を取ってよと言われた覚えがあります。でも、それはなかなか難しいよという話は、役場のほうから言うのは難しいよという話をしたのです。その土地を持っているほうがやはり個人個人ですので。そんな話は一応その方にはしておきましたけれども、ただ将来的にはそういう考えはやはりいいよねという話はしておきました。ありがとうございました。

取りあえず中間管理機構については、以上で終わりにしたいと思います。

次に、带状疱疹の関係について質問していきたいと思います。带状疱疹の関係なのですが、コロナになって3年ぐらいたつわけですが、ここ二、三年、いろんな報道とか身近の方から带状疱疹になったということを知っています。そのなった人からいうと、発見が遅かったとか、もしくはその跡が痛くてひどいとか、あとは神経痛ではないけれども、そんなことになってしまって、普通の水ぼうそうとか、それとはまた全然違うと。その後が大変なのだよという話をよく聞きます。実際、この带状疱疹の症状というのはどんな症状なのでしょう。あと、発症に至るまでのもし何かあれば教えてください。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 带状疱疹でございますが、带状疱疹につきましては水ぼうそう、いわゆる水痘、水ぼうそうと同じウイルス、水痘、带状疱疹ウイルスといいますか、それに感染によって起こる皮膚の疾患です。水痘が治癒した後もウイルスが神経節に残ることから、長引いたものについては、神経痛が起こるような痛みが起こるということになります。水ぼうそうと同じですので、最初は湿疹、あるいは水を持った湿疹ができ、それが乾いて治ることによって症状が消失します。しかしながら、この带状疱疹につきましては、

先ほど申しましたように、ウイルスが神経節に残ることから、ちょっと長引きますと神経痛といって長い治療が必要になる方がいらっしゃるような病気でございます。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。大まかにはそんな感じですね。私の知り合いの方も、その方は、なったところがちょうど首とか頭部の後ろだったものですから、中耳炎ではないけれども、その辺の関係をかなり心配して、神経痛が半年ぐらい続いていることを聞いています。ちょっとそう思うとやはり頭に近いところにかかってくると怖いなという感じはいたします。そういう意味ですと、この症状について、新聞とかテレビでは結構怖いとか何とか言っているのですが、板倉町に実際にどれぐらいの発症者の方がいるのか。これ保険ではないので、保険で来ればいろんなレセプトが何かで人数も把握できると思うのですが、レセプトも何もおそらく、レセプトはあるのか、分からないけれども。取りあえずその人数の把握が難しいのかなと思います。その把握はできているのでしょうか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 带状疱疹につきましては、感染症法に基づく届出の対象ではありませんので、実際の人数というのが把握ができません。また、発症の原因につきましても、他者からの感染ではなくて、自分のもともとあったウイルスが潜伏していたものが、自己の免疫が低下することによって活性化して発症するものですから、感染症としての届出がないものと考えております。ただし、带状疱疹による水疱等が接触した場合は、過去に感染したことがない方は水ぼうそうにかかるというような事例があります。带状疱疹の発症は、全国的にいますと50歳から急激に増加をして、年間1,000人に4.5人というような統計が出ております。また、80歳まで、特に高齢者の方の80歳までに3人に1の方が罹患するとも言われている統計が発表になっています。

参考に、先ほど議員おっしゃったように、レセプトに上がってくるのかということで、国保連合会の協力で、町の国保の加入者の診療レセプトを数えました。数えたところ、带状疱疹という病名がついている方を数えたところ、大まかに1年間に約60名の方にそのような方が見られました。また、带状疱疹に係る神経痛というような名前で、1年間に60名ぐらいの方がいたということになります。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 最近では、治療は取りあえず各医療機関でやっていると思うのですが、ワクチンの接種、これについては実費、任意の関係ですので、聞くとところによると、ワクチンの金額が結構高額なのだよという話を聞きます。ちなみに、私がちょっと何人かに聞いたことによると、8,000円から1万円、2万円ということで、全部実費なのだよという話を聞きました。実際、その医療機関とかその辺で聞いた場合に、そのワクチンの入手というのはどこから来るのですか。その辺もちょっと分かれば、それは医療機関でどこかに申請して、もらって、後から打つという形になっているのですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 予防接種につきましては個別接種というのがほとんどでして、それは製薬会社等々から医療機関が購入して実施するということになります。ですので、その製薬会社によって金額も違う

でしょうし、また接種に係る診療は、ほぼ保険点数のもので先生が請求していると思いますが、自由診療ですので、予防接種の値段というのは決められないことになります。

ちなみに、带状疱疹の予防につきましては、50歳以上の方については、平成28年から水痘ワクチン、お子さんも接種する水ぼうそうのワクチンが認可になりまして、また2年後の平成30年には带状疱疹ワクチンが使用できるようになっています。先ほど議員が申しましたように、おおよその金額なのですが、こちらでも町が規定しているわけではなく、自由診療になっています。この水ぼうそうのワクチンに関しては、先ほど議員おっしゃったように8,000円から1万円、そして带状疱疹のワクチンの場合は、聞くとところによるとということになってしまいますが、2万円から2万5,000円というような金額を聞いております。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。では、その金額についてはかなり高額ですよ。ここしばらく新聞等で報道されてくるのが、ワクチンの金額が結構高額だと。あと、発症がやはり年齢が上がってくれば上がってくるほど、先ほども回答ありましたが、3人に1人ぐらいはかかってしまうということ。ここ二、三年、コロナの関係で外出を控えてうちの中にいて、やはり体力がおっこちてくるということになると、自分の中にあった抗体の力が弱くなった関係で带状疱疹になるのかなというような一応解説等もされていますので、そういう意味では、まだまだコロナの関係がいつになっても落ち着きません。となると、多少ワクチンの関係の助成も市町のあたりで、幾つかのところで始まってきてはいますが、ただ板倉町としては、来年の4月から高校生の入院と通院の関係が全部無料になるということになりますし、いろんな意味で費用がかかるとは思いますが、将来的にその数字、要するに罹患者がある程度の人数までいかないと、町としてもおそらく邑楽郡内としても、今のところ邑楽郡内ではどこもないと思うのですが、邑楽郡内でやはり足並みをそろえて、その辺の補助というか助成の関係、大体が4,000円とか5,000円とか、ずばり言えば。その辺のところが、渋川とか鴻巣とかもう一か所だったかな、その辺のところに聞くと、そのぐらいのところですよ。ただ、一回助成をオープンにすると、我も我もと要するになってしまいますので、その辺のところはゴーを出すのは慎重にしないと駄目なのかなと思いますが、その辺のところもいろいろ検討しながら、将来的にはそういう方向に持ってってもらえなと思うのですが、その辺の考え方とかもしあればよろしく願いたいします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

〔玉水美由紀健康介護課長登壇〕

○玉水美由紀健康介護課長 带状疱疹につきましては、現在のところ患者さんがそれほど多くはない状況でございます。全国的にもそうだと思います。ですので、これがもし大量に発生する、あるいはそれによって生活が脅かされるような副反応、副作用等々が出る場合には国も動くかと思っています。また、先ほど議員おっしゃっていただきました現在助成を行っているところというのは、本当に数えるほどのところ。それと、ここ近隣の医療機関等々を調べましたが、本当に二、三件のところしかまず実施をしておりません。ですので、この接種の助成につきましては、医師会等々との調整も必要になるかなと思いますので、近隣の状況、あるいは医師会の先生とかの指導を仰ぎながら普及していければと思っています。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 最後になりますが、この带状疱疹の関係の予防策というか、やはり体の中にある抗

体というのですか、それが衰えてくるとやはりなる可能性があるということ。どんな人になるか、その辺はまだ分かりませんが、ただ誰しもこれは体の中に持っているものが、抗体が衰えてきて出てくるといことを言っていますので、そういうところでいくと、予防策というか、万全はないのですけれども、介護保険課のほうからすると、こういうことに気がつけたらどうなのという話がもし聞けたら、よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ありがとうございます。带状疱疹につきましては、過去の感染源が神経節に潜伏していたウイルスが、何らかの形でまた症状を元気活発になって発症すると先ほど話しました。原因には免疫力の低下によって活性化するとされていますので、ストレス、疲労、体力の低下、あとは年齢を重ねることによっても免疫力が低下するとされていますので、先ほど議員が3年ぐらい前からちらちら聞かれたとおっしゃったのですけれども、コロナウイルスの感染によって発生する例というのが随分聞かれておりました。それで体力が落ちたためと考えています。ですので、発症の起因となる免疫力の低下の予防というのが対策になると考えますので、日々の健康の維持増進ということに努めていただければと思っています。町の各施策、特に現在健康エンジョイポイントといいまして、ポイントをつけながら楽しく対策するという事業を取り組んでまいりますので、そちらに積極的に参加いただきまして、心身の健康づくりを支援してまいりたいと思っています。

また、今年度は広報紙を活用しまして、「気をつけたい感染症」というのをシリーズで掲載しております。第1回目に带状疱疹も掲載させていただきました。様々な機会ですら予防対策等々を啓発してまいればと思っています。さらに、先ほどおっしゃいました予防接種に関しまして、かなり予防効果が高いと言われています。地元の先生の指導を仰ぎながら、医療機関の状況を確認しつつ啓発していければと思っています。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。取りあえず本日の一般質問についての項目は一応全て終わりました。

最後に、もう時間が3分ぐらいですので、今から質問してもしょうがないかなと思うのですが、一応今回の質問、いろんな意味で地域の方々からいろいろな意見を聞いて、「小林議員、こんなこと思うんだけど、どうなの」と、やはりいろんな会話の中で上がってきた話題を今回一応3つほど挙げさせてもらいました。これは自分にもやはり関係するものですので、そういう議題というか話題というか質問事項については、その都度その都度、地元の皆さんの声をつないでいくのがやはり議員の仕事だと思っていますので、その聞かれたことに対して質問して、それで答えを返していくと。何回かの受け答えの関係で、自分の議員活動をこれからもやっていきたいかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了いたしました。

ここで、議場の準備のため暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 3時27分)

再開 (午後 3時30分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について

議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○今村好市議長 日程第2、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)についてから日程第5、議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの4議案を一括議題といたします。

この4議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算4議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について、議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について及び議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての4議案であり、昨日、本会議の終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号につきましては、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第48号から議案第51号までの4議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第51号までの4議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第48号から議案第51号までの4議案について一括採決をいたします。

本4議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願

ます。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第48号から議案第51号までの4議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時35分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

令和4年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月9日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

2 番	亀 井 伝 吉	議員	3 番	森 田 義 昭	議員
4 番	本 間 清	議員	5 番	小 林 武 雄	議員
6 番	針ヶ谷 稔 也	議員	7 番	荒 井 英 世	議員
8 番	延 山 宗 一	議員	9 番	黒 野 一 郎	議員
10 番	青 木 秀 夫	議員	11 番	市 川 初 江	議員
12 番	今 村 好 市	議員			

○欠席議員（1名）

1 番 小 野 田 富 康 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企画財政課長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健康介護課長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長
丸 山 英 幸 会 計 管 理 者
小 林 桂 樹 教 育 委 員 会 長
小 林 桂 樹 教 育 委 員 会 長

橋 本 貴 弘 農 業 委 員 会 長
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

今回、不幸にもといいますか、一般質問を予定していた一番若手の小野田君のコロナの被災ということで、出番がなかったということ、顔も見えなかった。ましてまた今日もということで、本人もせっかくの機会を、十分下準備もされたことだろうと推測いたしますが、残念だったなというふうに思っております。今の状況ですから、おそらく元気ではおられるのかなと。ただ、仕組み上、外には出ないというようなことからの欠席願かなというふうに思っております。

見てみますと板倉町でも今回オミクロン、あるいはコロナの質疑もありましたが、議会の中を見ても4人ないし5人が、ほぼ5割に近い方が家族もしくは当事者も含めて感染しているのではないかと。こういうふうに勘定すると。ですから、その割に、それを一つの縮図として見るときに、町民の間でもそれなりの発表の数がないとか分からないとかと質問されたり答弁もあったわけです。そこそこの感染もしているのかなと。しかし、皆、大過なくと言ってはあれですが、元気になられて一定の期間だけ経過すれば元へ戻っていることからすれば、これから先のそういったオミクロン等々コロナについても、過剰な心配も必要はないのかなと思いつつも、でもこのところ県内の死亡者数を見ますと毎日六、七人から八、九人は亡くなっていると。でも、それは後期高齢者とか特定な、腎臓あるいは糖尿病、高血圧とか、我々も一定の年になるとその一つぐらいには必ずお付き合いをしている人が多いということからすれば他人事でもないということですので、

私自身ももし感染したら、やはり休暇を取り、体力を落とさないで一定の期間自分の体を保持することで寿命を延ばすというようなことに対応する以外にないのかなというふうに考えております。

いろんな課題があった中、わずか4日間、実質3日間でありましたが、慎重にご審議いただき、おかげさまで全議案をご承認をいただき、誠にありがとうございました。4名の一般質問についても、それぞれの言わんとするところは十分に聞かせていただきましたので。ただ、一議員としての一般質問でありますので、時には自分の言っていることを、質問したことに対してふだんの機会を通し、議会の過半数の支持を得られているのかどうかということも含めて確認作業しながら、より自信を持って、その質問をさらに強めていくとか、状況によっては、その割に、私はこう思ったけれども、多数の人はもしかしたらそう思っていないかもしれないとか、私も過去5年間の議員の経験がありますので、常にそういう作業しながら、あるいは誰が何といっても、1人で強い信念の下にほかの12人に判こを求めて、一人一人と激論しながら同調していただきたいというような行動をしたりというような経験が今から50歳から55.何歳まで5年間務めた議員活動の中での一つとして思い起こされるところもあります。そういう意味で、あえて申し上げているわけですが、一般質問をされたからよろしく願いますと言われたとて、それは取りあえずは議員さんの考え方は承るということで、それを踏まえて合意ができる点、あるいは取り上げられる点は積極的に対応していきたいということでありますので、今回の質問についても検討を対象にしたいというふうに思っております。

私自身常々、私の町政というところとちょっと私物化しているような感じもしますが、町長として常々原則論を持っておりまして、それを強く職員にも求めています。可能な限り見える化をしろ、ガラス張りということです。例えば直近ですと、どれだけガラス張りになっているかどうかは分かりませんが、館林のいじめかどうか分からないけれども、自殺の問題、あるいは消防署の問題、私はそれなりに早くから把握はしておりますが、消防署も懲戒免職になるかどうか、この間あったですね、酒気帯びで。そういったものをいち早く私のところへ入るわけですが、私なりにそのときは、例えば消防事であれば消防長に、私はきっと今回こういう対応すると思うけれども、あなたたち今の対応でよろしいのかとか、ちゃんと言わせていただいております。その原則は、可能な限り見える化、それを言い換えると、可能な限り隠し事をしないと。それは言ってみれば真実ほど強いものはないということと、うそはどこかでばれるということであり、うそを言い出すとうその上塗りが必ず起こるということは、過去70年間の自分の人生の中でもうそ一つ言わずに今日まで来たということではない自分を省みましたが、やはりそういう体験をしたこともありますので、結局は自分で徳は取れないということでもあります。そんなことで、可能な限り町民の立場になって答えなさい、考えなさい、自分もそういうつもりで率先して考えているつもりであります。

また、時によると、町の仕組みの中で決裁区分というのがありますが、課長止まりで決裁してよろしい。あるいは、副町長止まり、それから町長まで上がるという。全てのものが上がってくるにしてもその3通りで、町長のところに上がってくるのは、物によってですが、課題が多いときには8割方上がってきますし、薄っぺらな内容のものであれば課長のところへ止まっていて3分の1ぐらい上がらないこともあるかもしれません。その内容によって、最高責任者は私になるわけですが、いわゆる係の不始末も結局は町長の責任にはなるのですけれども、知らないというところもそういった決裁の区分の中でやむを得ずできることは事実であります。そういったことも含めて、課長であっても自分で決裁をしたにしても、何となく自分で不満だな、あるいは話ししておいたほうがいいなということであれば、どんどん上げなさいと。上げることによっ

て、自分の全責任が副町長に話せば2分の1になり、町長にまで上げればそれがさらに2分の1になって4分の1になるとか、ということで上へ上げる、あるいは報連相という言葉がありますが、報告や連絡や相談をするということは、正直に生きるということと、あとは自分の身を助ける。相談をするということは、相談をされたほうは責任を逆に負うということになりますから、自分が困ったとき万が一予想外の悪い方向性が出たときには相談をしておいてよかったとか、あるいは責任が自分一人が出したのではないから、実は相談した結果で合議で出しているのですかとかといえば自分の責任も軽くなるというようなことも含め、決裁でもそういった区分に分割されていても、その部署部署で自信がないもの、あるいは上に上げたほうがいいと個人的に思ったものを、それはあんたの仕事だから上げてきては困るという姿勢は全く持っていないと。常に相談に乗るというようなことの姿勢を明らかにしておりまして、そういったことによって、うそのない政治、隠し事のない政治、町民の立場に立って考える政治を少しでも近寄れる、あるいは目指せるということでありまして、常にそうあるべきと指示もしておりますし、自分でもそういう心がけをしているところでもあります。

そういうことを踏まえて、議会の答弁についても、私をはじめとする執行部はそれを貫く姿勢でおそらく臨んでいてくれるだろうと信じておりますし、議会の本番前の町長ヒアリングというのがありますが、そのときに作り上げたものでも書き直しを命じたり意見交換をしまして、そういったことは日常茶飯事であります。それは、考え方の違いがここが微妙に違うと。これは、こういう誤解を受けるのではないか。ここで質問されたらあなたどう答えるかということを、常に細部にわたってヒアリングをしながら臨んでいると。それが我が町の、どこの町もきっとそうなのだろうと思いますけれども、そういう意味で貫く姿勢を、そういった姿勢で臨んでいただいているということは信じております。

したがって、一般質問においても同様の姿勢で答弁をしておりますが、名前を出して恐縮ですが、青木議員の一般質問を除き、ほかの議員4名の一般質問であれ、その他の質疑であれ、そういう姿勢で臨ませていただいております。青木議員の場合はそういう姿勢で臨んでいても、根本的に大きな違いがあるというような感じもいたしまして、かみ合わず、醜態を見せてしまう場面も多々、今までに1回だけではない、2回も3回も起こっているということも自覚をしておりますが、これも何とか考えなければならないというふうに思っております。今後、対青木氏の合併に対する質問に対しての対応策を、今具体策を出しつつありますので、それらについても、しかしそれに伴う議員の質問権、それは封じるつもりはありません。議員は町民の代表でありますので、よほど品位のないとか、一般質問でない、一方的に自分の考えを押しつけるとか、そういった部類になっているかどうかは議長が判断すべきであり、議運が判断すべきであり、無用の空論を何回もやっていいのかどうか。あるいは、合併については、板倉町だけで結論は出せません。全て合議を経て、手順も全て円満に進んできているということも踏まえて今日の休止に至っており、休止後、言ってみれば無期限延期にも取れるような内容まで言及はしているわけであります。

しかし、また逆に機が熟すという言葉も使っておりますが、時代の流れが変わり、例えば給食費も、今最大の課題はもしかしたら給食費が筆頭として、その他4つ、5つありますが、国が給食費をみんな持つなんて言えば最大の課題が一举になくなる場合もありますし、それをもしかしたら機が熟す、あるいはその時点でない今日、機が熟していないのかなとか、振り返って機が熟していなかったのだ、あのときはという場合もありますし、そういう意味で、今機が熟していないからずっと無期限延期になるのかということも断定が

できないということも含め、機が熟せば一挙に進むこともあるでしょうし、あるいは休止とはいえど無期限停止になるかもしれません。

また、全て充て職でお願いしておりますから、既に今現時点でその時点での充て職が外れている人は、休止とはいえど委員ではありません。解任通知なりが出ていないだけで。ですから、あらかた変わってしまっていますし、まだ会長すらいないのです。落選をされて会長はいなくなっていますし、法的に想定ができないようなものもいっぱいありますし、そういう意味では合併協議会そのものも100%の完全ではないのだろうなというふうにも思っておりますし、また西邑楽3町が合議で出発し、休止に入ったとき、何てことないです。合併協議会なんか開いていません。青木議員ががたがた言っているようでしたけれども。大泉町からの町長の合併参加は見送る、その一言で終わっています。休止に入っていますとか、いろいろ法の解釈もあるかもしれませんが、分かりませんが、少なくとも一緒にやった安楽岡市長、あるいは須藤市長、それに対して主義の違いが幾つかあって、それを詰めようと努力をして、その中に私に対して強く質問している、副町長を非難している方もずっと入ってきているわけでありまして、裏で何があったかどうかということについては、私も当事者ではありませんから分かりませんが、一方的に板倉町の思いだけで館林が同意をするはずもありませんし、幹事会の会長は館林、協議会の会長も館林。今度合併協議会のことに論じて、正確な答弁をするためにはその会長においでいただかなくてはならない。板倉町の議会が館林の市長でもない人を呼ぶ権利があるのかどうか。呼べるのかということも含め、いいかげんなでたらめと私は決めつけている部分もありますが、それすら証明もできない。逆に青木氏が言っている部分も、証明しろといっても証明ができない。押しつけ合いだけの議論をいつまで続けていいのかどうか。それは近いうち、今村議長及び板倉町議会の議会運営委員会、あるいは議会全員に、在り方も含め、どうあるべきかの結論を出していただくということで、私のほうから、あるいは何人かの連名でそういった問題に対する在り方を、板倉町の議会が全国に恥じるか恥じないか。命をかけてとまでは言いませんが、検討してもらう機会を近いうちに提出したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私をはじめとする執行部も含めて議会の大半の皆様は、それぞれが自分の真に従って真剣に政策を論議しておるわけでありまして。個人の批判は、陰で言う分には構わないですけれども、この場はお知らせでも刑事でも裁判官でもないのです。それを一方的に自分の推量だけで勝手なものを、抜粋だけを取り除いて自分で好きなところだけ線を引いて、それだけを一方的にやって質問を受け付けないような姿勢は公平性も何もない議会になってしまいますが、それらを見て皆さんがどう思うか。我々も当事者ですから。私も中里も青木議員も除いて、しっかりと板倉町の議会の在り方を検討していただくことが皆さんの双肩にかかるというふうに考えておりますので、それはよろしくお願いしたいと思います。

一応そういうことで、わずか実質3日間でありまして、いつも町長は、議員によると、これも聞こえていないことはないです。長々しゃべって、そんなことは分かっていると。でも、一国の長は、わずか1年に4回の自分の長としての所信を述べる場を与えていただき、間違っていようが批判をされようが、自分の考え方を述べ、それを批判したり同意したりするのは皆様方の責任でありますからということも含め、1年の議会に1回は時間をいただいて、こうして自分の考え方を、世界、国内、私は国内のこういう問題を重視して見ている。皆さんはどうかということも含めて、一々必ず述べております。ほかのまちでは、町長がこんなにしゃべるまちはありません。議会は町長が招集するのですが、議長が明和町などは挨拶します。短く。

来ていただいてありがとうございますプラスアルファぐらいの挨拶。ほかのまちは、例えば加須市さんなどは、議員質問、例えば議員が30人いれば、30人毎回全部質問します。4日間、5日間、一般質問の見通しです。それと比較したら皆様方は、過去4年間の自分の議員生活の中で、一般質問することはいいか悪いかは別として、どれだけの給料に対して貢献をしているかどうかも含めて、ほかの市町も比べて自分の立場もそこそこ検討していただくことも必要なのかなと思います。市のほうが一般質問が多いのですから。

そういったことも含め、わずか4日間の中ですが、3日間の中で、世界情勢でもお隣の中国は独裁色が強くて、徹底的にコロナを抑え込むということは、さすがに全土に広がって、デモが。結局は昨日にかけて習近平氏が大きくかじを切って、あっという間に一夜にして、中国のデパートの検査場が、椅子は並んでいるけれども、検査官がいなかったと。今朝もそういうニュースをやっていましたが、そのくらいの大きな変化がある3日間でありました。ゼロコロナを目指すことも悪くはないと思うのですが、世界の趨勢に対して国民への弾圧と取られたのか、さすがの共産主義者、一党独裁。それも決まっていた法律まで変えているわけですから、習近平もさらに引き続き死ぬまでやれるような形に法律を変えたということも御承知でしょう。そんなことも含めて世界で何が起きているかというのも私がここで述べるまでもなく皆さんも御承知だと思っておりまして、そんなわずかの期間でも世界も大きく動くわけであります。

町議会も時には理不尽なものは、幾ら声が大きくとも、あるいは幾ら変わっていても、幾ら癖があっても、分かりません。いろんな表現ができますから。でも、理不尽なものは通さないという信念は持っていただきたいし、私は1人でも戦うという姿勢を持っていますから、過去に裁判なども起こされたときには勝ち戦をさせていただきました。そういうことで、ぜひ議会も、中国の一党独裁の中でも良識が勝つのです。独裁者を動かすということです。そういう意味では、良識の府としての町民の期待に応えていただきますように、先ほど申し上げたものも問題提起しますので、議論をしていただきたいと思いますし、私どもも皆様方にそういうお願いをするには、自分たちはそんなことを言っていて、自分はどうなっているのなんて言われないうように、一生懸命自己研さん積んでまいりたいと思っております。

今年もあと3週間となりまして、本当は今夜あたり非常に久しぶりに懇親を深められる場でも期待をしたのですが、御多分に漏れず自粛となりまして、普通であれば1年、あるいは一定の間の御無沙汰を酒の一献を通して和やかな中で、1年間の積もったわだかまりやそういったものも、議論の場ですから別に私は、議論は幾ら激しく議論しても、その人と口を利かないということは全くありませんし、同じ付き合いは皆さんに対してもさせていただいておりますが、そういう意味での一つの大きな機会が残念ながら今回も飛んでしまったということで、残念に思っております。第8波も果たしてさらにじわじわ拡大していくのかどうか。多分拡大はしておりますが、まさに外出禁止令までまた出さなくてはならないような状態になるのかどうかというのは、国あるいは県の仕事も含めてその可能性もゼロではない流れの中で進んでいるわけでありますので、ぜひ若い方は若いなりに、あるいは先ほど言った成人病の重いものを持っている方々、私も重いものを1つか2つ持っていますから、自分のこととしても言っておるわけですが、ぜひそういう意味では体に十分留意をされて頑張ってくださいと思います。

来4月の町議選に向けて、これからの3か月はきっと皆さん方にとっては貴重な3か月になろうかと思っております。公職選挙法を十分尊重されながら、私も過去に何十年か前に公職選挙法違反で公民権停止3年をいただいて、喪に服すではなく罪に服したときもありますので、それは自分がしたということではなく、や

むなく自分の親のために尽くしたと。尽くし方の一端として、みんなで決めたことを共に従って、それは悪いことだったのですが、共に罰を食らったというだけです。でも、それは悪いことは悪いことなのですが、心に油断ができますと、そういった時期で年々うるさくなってきましたし、今年はいわゆる制度がちょっと緩和されました。皆様方に対して。ですから、そういう意味で、こういう年は結構気をつけていただかないとしようがないのかなと、そんなことは皆さん全く心配ないと思いますが、とうとうこれから正月、あるいは来年の3月議会ぐらいまでがそういう重要な期間になろうかと思しますので、ぜひ正當に自分の活動を支持者にお知らせし、そして引き続き自分の活動が支持していただけるように、ぜひPR期間として、我々も無投票では、昨日前橋市へ行ってまいりまして、隣に昭和村の村長がおりました。前回は立候補者数が足りなくて再選挙があった経緯もございました。私より1期下で、私が群馬県の副会長に推挙されたのですが、私はこっちのほうから前橋まで年中人の町の世話焼きで自分の町がおろそかになるとしようがないので、近場で、1期違うのですが、昭和の村長さん、あんたがやれよなんていう話で副会長やっていただいていた、その貸し借りみたいなものを感じていただいて、いろいろ向こうから話をしかけてくれるのですが、今回は若い人が出て、プラス2ぐらいだったかなということで、競争になったということでもあります。やはり我々も立場として、競争を起こさなくてはならないという行政の立場もありますので、出たい人に対してということで、出たい人を一人でも多くつくるような努力は立場上しなくてはなりません。それはもしかしたら我々の努力は皆様方の足場を揺るがす可能性にもなるわけではありますが、それは町民のため、無競争で選ばれてきたということで何の価値もないという表現もされますので、少なくとも選ばれるのだから一生懸命やった。一生懸命やったおかげで評価もいただいた。したがって、さらに続いて次の席へ座ることができたという、そのいい意味での循環をぜひ起こしていただきますように、皆様は自己PR、我々は新しく立場を志す人を発掘をしたいというふうにも考えておりますので、悪く思わずに立場がそういう立場であるということなので、ご理解をいただきたいと思います。

ということで、また明けて1年間よろしく申し上げますが、本当に今回はありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和4年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時29分）

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年2月8日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 亀 井 伝 吉

②署名議員 森 田 義 昭